

(号外) 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

地方公共団体  
所在不明の古物商、教育職員免許状  
失効、行旅死亡人、無縫墳墓等改葬、  
農業協同組合法第六十四条の二の届  
出関係  
会社その他の  
会社決算公告

究三〇

△

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

戸籍法施行規則の一部を改正する省令 戸籍法施行規則(昭和二十二年司法省令第九十四号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

別表第五 (第七十九条の二の三第一項関係)		改	正	後
一・二	〔略〕			
三 法務省		不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第七十六条の三第一項 の相続人である旨の申出に係る事実についての確認に関する事務		
		不動産登記法第二百十九条の二第一項又は第二項の所有不動産記録証明 書の交付の請求に係る審査に関する事務		

別表第五 (第七十九条の二の三第一項関係)		改	正	前
一・二	〔新設〕	〔同上〕	〔新設〕	〔新設〕

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○附則 この省令は、令和八年二月二日から施行する。

○厚生労働省令第七号 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十四号)第八条第七項、国民健康保険法施行令(昭和二十三年政令第三百六十二号)第二十九条の二第七項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十四条第五項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十六日

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
---	---	---

(傍線部分は改正部分)

(資格情報通知書による通知)

第五十一条の三 (略)

2 保険者は、前項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

一 前項各号に掲げる事項は、被保険者及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するためには通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等(法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第二百三条の二第五項及び第六項、第二百五条第四項及び第五項並びに第二百六条第一項を除き、以下同じ。)、保険薬局等(法第六十三条第三項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)において被保険者又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二 (略)

3 5 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定)

第九十八条の二 令第四十一条第七項の規定による保険者の認定(以下この条(第四項を除く。)において単に「認定」という。)は、第二百三条の二第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第四十

二条第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

3 5 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定)

第九十八条の二 令第四十一条第七項の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という)を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を、同項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、保険者に申し出なければならない。



百六条において同じ。)を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用認定を受けた者が、第五十三条第一項第二号(資格確認書に当該限度額適用認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。)及び第三号に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき(当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。)は、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6・7 (略)

**第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。**

(資格情報通知書による通知)		
第四十条の三 (略)		
	改	正
(傍線部分は改正部分)		

(船員保険法施行規則の一部改正)

**第四十条の三 (略)**

2 協会は、前項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

一 前項各号に掲げる事項は、被保険者及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するためには通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等(法第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第九十三条第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第五十九条第一項を除き、以下同じ。)、保険薬局等(法第五十三条第六項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)において被保険者又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二 (略)

3 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る認定)

**第八十七条** 令第八条第七項の規定による協会の認定(以下この条(第四項を除く。)において単に「認定」という。)は、第九十三条第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第九条第三項第一号

又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

2 被保険者は、認定を受けようとする者が令第九条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、協会に申し出なければならない。

十一條第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関を経由して、協会に次に掲げる事項を申し出ることができる。

一 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日  
二 認定を受けようとする者の記号・番号又は個人番号  
三 認定を受けようとする者の入院の期間  
四 認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当している旨

二 (略)

3 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る認定)

**第八十七条** 令第八条第七項の規定による協会の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、協会に申し出なければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 被保険者の氏名  
三 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日  
四 認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

され、又は記録されていない場合に限る。)及び第三号に規定する方法により被保険者であるとの確認を受け、当該療養を受けようとするとき(当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。)は、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6・7 (略)

(資格情報通知書による通知)

**第四十条の三 (略)**

2 協会は、前項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

一 前項各号に掲げる事項は、被保険者及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するためには通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等(法第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第八十七条第七項、第九十三条第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第五十九条第一項を除き、以下同じ。)、保険薬局等(法第五十三条第六項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)において被保険者又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二 (略)

3 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る認定)

**第八十七条** 令第八条第七項の規定による協会の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、協会に申し出なければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 被保険者の氏名  
三 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日  
四 認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3 | 被保険者は、前項の申出の際、同項第四号に掲げる事項を証する書類を提出しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることは、この限りでない。

4 | 第二項の申出があつた場合、第九十五条第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額の認定の申請がされたものとみなす。

6 · 7 | 機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

### (限度額適用の認定等)

#### 第九十三条 (略)

2 | 4 (略)

5 | 限度額適用認定を受けた者は、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第五十三条第六項及び第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（以下この項及び次項、第九十五条第四項及び第五項並びに第九十六条第一項において「保険医療機関等」と総称する）又は指定訪問看護事業者から療養（合第八条第一項第一号に規定する療養をいう。次条、第九十五条第四項及び第九十六条において同じ。）を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用認定を受けた者が、第四十二条第一項第二号（資格確認書に当該限度額適用認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。若しくは第三号又は第二項に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 | 協会は、第一項の申出に基づき認定を行つたときは、実施機関を経由して、認定した者に対し当該者が該当する令第九条第一項各号又は第三項各号に掲げる者の区分（第五項及び第六項において「所得区分」という。）を通知しなければならない。

4 | 被保険者は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を協会に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出においては、第二項の規定を準用する。

一 | 令第九条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しなくなつたとき。

二 | 令第九条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 | 健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなつたとき。

5 | 協会は、認定した者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

6 | 認定を受けた者は、令第八条第一項第一号に規定する病院等から特定疾病給付対象療養（同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項において同じ。）を受けようとするときは、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。認定を受けた者（令第九条第三項第一号又は第二号に掲げる者及び第九十三条第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（第九十三条第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第九十六条第一項において「保険医療機関等」と総称する。又は指定訪問看護事業者から療養（合第八条第一項第一号に規定する療養をいう。第九十三条第五項、第九十四条、第九十五条第四項及び第九十六条において同じ。）を受けたときの令第十条第一項、第三項又は第四項の規定の適用については、当該認定を受けた者は第九十三条第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けているものとみなす。

### (限度額適用の認定等)

#### 第九十三条 (略)

2 | 4 (略)

5 | 限度額適用認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの確認を受ければならない。この場合において、当該限度額適用認定を受けた者が、第四十二条第一項第二号（資格確認書に当該限度額適用認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。若しくは第三号又は第二項に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)  
**第三条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。**

(傍線部分は改正部分)

		改	正	後	前
		(特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定)	(特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定)		
		<b>第二十七条の十二の二</b> 令第二十九条の二第七項の規定による市町村又は組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）は、第二十七条の十四の二第一項若しくは第二十七条の十四の四第一項に規定する限度額適用認定又は第二十七条の十四の五第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第二十九条の三第四項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。	<b>第二十七条の十二の二</b> 令第二十九条の二第七項の規定による市町村又は組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならない。		
		一 認定を受けようと/orする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 二 認定を受けようと/orする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称 三 被保険者記号・番号	一 認定を受けようと/orする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 二 認定を受けようと/orする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称 三 被保険者記号・番号		
2		認定を受けようと/orする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の申出の際に、令第二十九条の三第一項各号又は第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事實を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。	認定を受けようと/orする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の申出の際に、令第二十九条の三第一項各号又は第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の書類を提出しなければならない。		
3		第一項の申出に基づき、認定を行つたときは、市町村又は組合は、実施機関を経由して、世帯主又は組合員に対し認定した被保険者が該当する令第二十九条の三第一項各号又は第四項各号に掲げる場合（以下この条において「所得区分」という。）を通知しなければならない。	第一項の申出に基づき、認定を行つたときは、市町村又は組合は、実施機関を経由して、世帯主又は組合員に対し認定した被保険者が該当するに至つたときは、当該被保険者の書類を提出しなければならない。		
4		認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならない。ただし、認定を受けた被保険者が第一号に該当するに至つたことを市町村又は組合が公簿等又はその写しによつて確認の上、当該世帯主又は組合員に対し第六項の規定による通知がなされたときは、この限りでない。	認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならない。ただし、認定を受けた被保険者が第一号に該当するに至つたことを市町村又は組合が公簿等又はその写しによつて確認の上、当該世帯主又は組合員に対し第六項の規定による通知がなされたときは、この限りでない。		
5		一 認定を受けた被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、この限りでない。 二 健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなつたとき。	一 認定を受けた被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、この限りでない。 二 健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなつたとき。		
6		第二項の規定は、前項第一号に該当するに至つたことによる同項の申出について準用する。市町村又は組合は、認定した被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。	第二項の規定は、前項第一号に該当するに至つたことによる同項の申出について準用する。市町村又は組合は、認定した被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。		
7		認定を受けた被保険者は、特定疾病給付対象療養（令第二十九条の二第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項において同じ。）を受けようと/orするときは、同条第一項第一号に規定する病院等に対し、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を申し出なければならない。	認定を受けた被保険者は、特定疾病給付対象療養（令第二十九条の二第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項において同じ。）を受けようと/orするときは、同条第一項第一号に規定する病院等に対し、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を申し出なければならない。		
8		認定を受けた被保険者（令第二十九条の三第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者及び第二十七条の十四の二第一項、第二十七条の十四の四第一項又は第二十七条の十四の五一項に規定する認定を受けている者を除く。）が、特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（令第二十九条の二第二	認定を受けた被保険者（令第二十九条の三第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者及び第二十七条の十四の二第一項、第二十七条の十四の四第一項又は第二十七条の十四の五一項に規定する認定を受けている者を除く。）が、特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（令第二十九条の二第二		

(令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の市町村又は組合の認定)

**第二十七条の十四の二** (略)

2 5

(略)

6 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養（令第二十九条の二第一項第一号に規定する療養をいう。次条 第二十七条の十四の四第五項及び第二十七条の十四の五第五項において同じ。）を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第二十四条の五（第二項第一号（資格確認書に認定に係る情報が記載されている場合に限る。）及び第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）及び第三号を除く。）に規定する方法により被保険者は、資格確認書又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

**第四条**

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定)

**第六十一条の二** 令第十四条第五項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において、単に「認定」という。）は、第六十六条の二第一項に規定する認定又は第六十七条第一項に規定する認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

(特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定)

**第六十一条の二** 令第十四条第五項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において、「認定」という。）を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、後期高齢者医療広域連合に申し出なければならない。

改 正 後

改 正 前

(特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定)

**第六十一条の二** 令第十四条第五項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において、「認定」という。）を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、後期高齢者医療広域連合に申し出なければならない。

一 被保険者番号

二 認定を受けようとする被保険者の氏名及び個人番号

三 認定を受けようとする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称

認定を受けようとする被保険者は、前項の申出の際に、令第十五条第一項各号に掲げる者の区分のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療広域連合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

後期高齢者医療広域連合は、第一項の申出に基づき認定を行つたときは、実施機関を経由して、認定した被保険者に対し当該者が該当する令第十五条第一項各号に掲げる者の区分（以下のこの条において「所得区分」という。）を通知しなければならない。

一項第一号に規定する療養をいう。第二十七条の十四の二第六項、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四第五項及び第二十七条の十四の五第五項において同じ。）を受けたときの令第二十九条の四第一項の規定の適用については、当該者は第二十七条の十四の二第一項、第二十七条の十四の四第一項又は第二十七条の十四の五第一項に規定する認定を受けているものとみなす。

(令第二十九条の四第一項第一号又は第一号の市町村又は組合の認定)

**第二十七条の十四の二** (略)

2 5

(略)

6 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けた者が、第二十四条の五（第一項第一号（資格確認書に認定に係る情報が記載されている場合に限る。）及び第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、資格確認書又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

この省令は、令和八年二月一日から施行する。

4   認定を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を後期高齢者医療広域連合に申し出なければならない。ただし、認定を受けた被保険者が第一号に該当するに至つたことを後期高齢者医療広域連合が公簿等又はその写しによつて確認の上、当該者に対し第六項の規定による通知がなされたときは、この限りでない。
5   一 認定を受けた被保険者が該当する所得区分に変更が生じたとき。 二 健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなつたとき。
6   第二項の規定は、前項第一号に該当するに至つたことによる同項の申出について準用する。 後期高齢者医療広域連合は、認定した被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。
7   認定を受けた被保険者は、特定疾病給付対象療養（令第十四条第五項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項において同じ。）を受けようとするときは、同条第四項に規定する病院等に対し、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を申し出なければならない。
8   認定を受けた被保険者（令第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者及び第六十六条の二第一項又は第六十七条第一項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者を除く。）が、特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の医療機関等（令第十一条第一項に規定する医療機関等をいう。第六十六条の二第四項及び第五項並びに第六十七条第四項及び第五項において同じ。）から療養（令第十四条第一項第一号に規定する療養をいう。第六十六条、第六十六条の二第四項及び第六十七条第四項において同じ。）を受けたときは、同条第一項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けているものとみなす。
9   （令第十六条第一項第一号口、ハ若しくはニ又は第二号口、ハ若しくは二の療養に要した費用の額の算定）
10   第六十六条 第六十三条の規定は、令第十六条第一項第一号口、ハ若しくはニ又は第二号口、ハ若しくは二の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養（令第十四条第一項第一号に規定する療養をいう。次条第四項及び第六十七条第四項において同じ。）に要した費用の額について準用する。
11   （限度額適用認定等）
12   第六十六条の二 （略）
13   2・3 （略）
14   認定を受けた被保険者は、医療機関等（令第十六条第一項に規定する医療機関等をいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。）について療養を受けようとするときは、当該医療機関等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第三十条の三（第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該医療機関等において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、第二項の規定により交付された資格確認書を当該医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
15   5・6 （略）
16   4   認定を受けた被保険者は、医療機関等について療養を受けようとするときは、当該医療機関等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第三十条の三（第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該医療機関等において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、第二項の規定により交付された資格確認書を当該医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
17   5・6 （略）

人事異動

判事補兼簡易裁判所判事  
東京地方裁判所判事補に補する  
東京簡易裁判所判事に補する

同	（川越支部勤務）	同	岡山 忠広
千葉地方裁判所判事	同	佐藤 弘規	同
さいたま家庭裁判所判事	同	篠原 礼	同
水戸地方裁判所判事	同	（松戸支部勤務）	同
千葉家庭裁判所判事	同	水上 周	同
水戸地方裁判所判事	同	山崎 威	同
宇都宮地方裁判所判事	同	佐々木健二	同
宇都宮地方裁判所判事	同	本多 哲哉	同
前橋地方裁判所判事	同	丹羽 芳徳	同
前橋地方裁判所判事	同	（沼津支部勤務）	同
静岡地方裁判所判事	同	（浜松支部勤務）	同
甲府地方裁判所判事	同	（飯島健太郎）	同
長野地方裁判所判事	同	（伊藤寿）	同
新潟地方裁判所判事	同	（森木邦裕）	同
大阪高等裁判所判事	同	（谷口安史）	同
大阪高等裁判所判事	同	（沖中康人）	同
大阪高等裁判所判事	同	（浜本章子）	同
大阪地方裁判所判事	同	（飛澤知行）	同
大阪地方裁判所判事	同	（古田孝夫）	同
大阪地方裁判所判事	同	（松永栄治）	同
大阪地方裁判所判事	同	（未弘陽一）	同
谷村武則			

武田 美和子 加藤 浅香 濑戸 齊藤 武田 美和子  
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
中尾 高島 渡部 井上 西村 大島 小森 村越 長谷部 倉地 坂田 鈴木 小林 坪井 吉田 純一郎 日野 早苗 永田 光夫 沢田 古河 謙一  
高島 義行 市郎 直哉 欣也 雅弘 一浩 真寿美 哲浩 英二 幸弥 勝彦 健治 拓児 謙介 祐子 勝彦 智子 有賀 貞博 三上乃理子 地引 田中 宮本 佐野 龍太  
尾 彰 義行 市郎 直哉 欣也 雅弘 一浩 真寿美 哲浩 英二 幸弥 勝彦 健治 拓児 謙介 祐子 勝彦 智子 有賀 貞博 三上乃理子 地引 田中 宮本 佐野 龍太  
西村 大島 小森 村越 長谷部 倉地 坂田 鈴木 小林 坪井 吉田 純一郎 日野 早苗 永田 光夫 沢田 古河 謙一  
高島 義行 市郎 直哉 欣也 雅弘 一浩 真寿美 哲浩 英二 幸弥 勝彦 健治 拓児 謙介 祐子 勝彦 智子 有賀 貞博 三上乃理子 地引 田中 宮本 佐野 龍太  
渡部 井上 西村 大島 小森 村越 長谷部 倉地 坂田 鈴木 小林 坪井 吉田 純一郎 日野 早苗 永田 光夫 沢田 古河 謙一  
中尾 高島 渡部 井上 西村 大島 小森 村越 長谷部 倉地 坂田 鈴木 小林 坪井 吉田 純一郎 日野 早苗 永田 光夫 沢田 古河 謙一



3 対象官職 政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職その他これらに類する官職

4 給与 この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として次の俸給月額が支給される。

(適用俸給表)	(俸 級)	(俸 級 月 額)
行政職俸給表(一)	2級11号俸	255,600円
専門行政職俸給表	1級27号俸	257,000円
税務職俸給表	2級11号俸	291,600円
公安職俸給表(一)	3級15号俸	289,800円
公安職俸給表(二)	2級11号俸	291,600円
研究職俸給表	2級15号俸	277,600円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。

5 受験資格 1996（平成8）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

(1) 大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び2027（令和9）年3月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目 基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）（専門試験（多肢選択式）の出題分野は別記のとおりとする。）

(2) 試験の実施日 2026（令和8）年3月15日（日）

(3) 試験地 札幌市、盛岡市、仙台市、千葉市、東京都、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、神戸市、松江市、岡山市、広島市、高松市、松山市、福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市及び那覇市

注）試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

(4) 第1次試験合格者発表 2026（令和8）年3月30日（月）に、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7 第2次試験

(1) 試験種目 専門試験（記述式）、政策課題討議試験及び人物試験（専門試験（記述式）の出題分野は別記のとおりとする。）（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

(2) 試験の実施日

専門試験（記述式） 2026（令和8）年4月12日（日）

政策課題討議試験及び人物試験 2026（令和8）年5月7日（木）から5月15日（金）までの間の指定する日

なお、性格検査は2026（令和8）年4月12日（日）に行う。

(3) 試験地 次表に掲げる第1次試験を受験した都市に対応した第2次試験地で受験すること。なお、第1次試験を受験した都市に対応した第2次試験地が2か所ある場合は、いずれかを第1次試験合格通知書及び第2次試験通知書で指定する。

第1次試験地	第2次試験地	
	筆記試験	政策課題討議試験 人物試験
札幌市	札幌市	さいたま市 東京都
盛岡市 仙台市	仙台市	
千葉市 東京都 新潟市 長野市	東京都	
静岡市 名古屋市 金沢市	名古屋市	
京都市 大阪市 神戸市	大阪市	
松江市 岡山市 広島市	広島市	
高松市 松山市	高松市	
福岡市 北九州市 熊本市 鹿児島市	福岡市	
那覇市	那覇市	

8 英語試験 英語試験による加算を求める受験者は、2021（令和3）年4月1日以後に受験したTOEFL (iBT)、TOEIC Listening & Reading Test (公開テストに限る。)、IELTTS又は実用英語技能検定のいずれかの試験（以下「対象試験」という。）の成績を証する書面の原本の提示及びその写しの提出（対象試験の成績を証する電磁的記録を出力することにより作成した書面であって、試験機関が当該書面に記載された事項を利用して真正な成績を確認することができるものを提出することを含む。以下「成績証明書の提示等」という。）をすること。成績証明書の提示等をした受験者には、最終合格者決定の際に、その成績に応じて、総得点に15点又は25点を加算する。

9 最終合格者発表 2026（令和8）年5月29日（金）に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

10 採用候補者名簿及び採用方法 試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11 受験手続

(1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス [<https://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>]）。

受験することができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和8）年2月2日（月）9時から2月24日（火）までとし、2月24日（火）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第1次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和8）年2月2日（月）及び2月3日（火）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

(問)	合	せ	先)
札幌市	人事院北海道事務局	〒060-0042	札幌市中央区大通西12丁目
盛岡市	人事院東北事務局	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23
千葉市			
東京都	人事院関東事務局	〒330-9712	さいたま市中央区新都心1-1
新潟市			
長野市			
静岡市	人事院中部事務局	〒460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1
金沢市			
京都府	人事院近畿事務局	〒553-8513	大阪市福島区福島1-1-60
大阪市			
神戸市			
松江市			
岡山市	人事院中国事務局	〒730-0012	広島市中区上八丁堀6-30
広島市			
高松市	人事院四国事務局	〒760-0019	高松市サンポート3-33
松山市			
福岡市			
北九州市	人事院九州事務局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1
熊本市			
鹿児島市			
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900-0022	那覇市樋川1-15-15

(2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験票は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

## 12 受験上の配慮

(1) 視覚障害(読字障害)の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

(2) 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

## 13 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局(〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3)に行うこと。

(2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

(3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

## 別記

### 専門試験出題分野一覧

#### 専門試験(多肢選択式)

(試験の区分) (出題分野)

行 政 受験者の選択する次の1から4までのいずれかに掲げる科目

- 1 政治学、行政学、国際関係、憲法、行政法、民法(担保物権、親族及び相続を除く。)、国際法、経済学、財政学、経済政策及び国際事情
- 2 政治学、国際関係、思想・哲学、歴史学、文学・芸術、人文地理学・文化人類学、心理学、教育学、社会学及び憲法

人間科学	3 憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、国際法、経済学及び財政学 4 経済理論、財政学、経済政策、国際経済学、統計学、計量経済学、経済史、経済事情、経営学、憲法及び民法(担保物権、親族及び相続を除く。) 次の1から3までに掲げる科目 1 人間科学に関する基礎 2 受験者の選択する次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる科目 (1) 人間の資質及び行動並びに人間関係の理解に関する心理学の基礎(心理学史、生理、知覚、学習等)並びに心理学における研究方法に関する基礎 (2) 教育学、福祉及び社会学に関する基礎並びに教育学、福祉及び社会学における調査・分析に関する基礎 3 認知心理学、臨床心理学、教育環境学、教育心理学、教育経営学、教育方法学、社会福祉総論、社会福祉各論、福祉計画論、地域福祉論、社会学(理論)、社会学(各論)、社会心理学及び現代社会論のうち、受験者の選択する4科目
デジタル工学	基礎数学、情報基礎、情報と社会、線形代数、解析、確率・統計、数学モデル、オペレーションズ・リサーチ、経営工学(経営数学・生産管理・品質管理)、計算機科学、情報工学(ハードウェア)、情報工学(ソフトウェア)、情報技術、制御工学、電磁気学、電気工学、電子工学及び通信工学 次の1及び2に掲げる科目 1 工学に関する基礎 2 技術論、基礎化学、工学基礎実験、情報基礎、電磁気学、電気工学、材料力学、流体力学、構造力学(土木)・土木材料・土木施工、土質力学・水理学、環境工学(土木)・衛生工学、構造力学(建築)・建築構造・建築材料・建築施工、計測工学・制御工学、電子工学、通信工学、機械力学、熱力学・熱機関、土木計画・建築計画・建築法規・建築設備・建築史・都市計画・材料工学(材料科学)・材料工学(金属材料・無機材料)・原子力工学(原子核・放射線)・原子力工学(原子炉・核燃料サイクル)・船舶海洋工学(流体)及び船舶海洋工学(構造)のうち、受験者の選択する4科目、5科目又は6科目
数理科学・物理・地球科学	次の1から3までに掲げる科目 1 基礎数学及び情報数学 2 受験者の選択する次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる科目 (1) 線形代数、解析及び確率・統計 (2) 基礎物理及び地球科学 3 集合・位相・代数・幾何・解析・確率・統計・情報理論・計算機数学・離散数学・数値計算・数学モデル・オペレーションズ・リサーチ・経営工学(経営数学・生産管理・品質管理)・物理数学・古典物理学・現代物理学(物性物理学を含む)・地球物理学及び地質学
化学・生物・薬学	次の1及び2に掲げる科目 1 基礎数学、基礎物理、基礎化学及び基礎生物学 2 数学・物理・基礎物理化学・基礎無機化学・物理化学・無機化学・有機化学・工業化学・化学工学・分析化学・薬化学・薬理学・薬剤学・衛生化学・食品学・土壤肥料学・環境科学・農薬・生化学・分子生物学・応用微生物学・生物工学・発生生物学・生理学・細胞生物学(形態学を含む)・放射線生物学・遺伝学・進化生物学及び生態学(動物行動学を含む)・系統分類学のうち、受験者の選択する5科目又は6科目

農業科学・水産	次の1から3までに掲げる科目 1 生物資源に関する基礎 2 受験者の選択する次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる科目 (1) 農業科学に関する基礎 (2) 水産学に関する基礎 3 作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学・植物生理学、経済学、農業資源経済学（基礎）、農業資源経済学（応用）、農業経営学、食料政策・農業政策・農業関係法律、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学・家畜栄養学・飼料学・家畜管理学、畜産一般、水産経済学・水産経営学、漁政・漁業学・水産資源学、水産海洋学・水産環境保全、水産生物学・増養殖学、水産化学・水産利用学及び水産一般のうち、受験者の選択する5科目	数理科学・物理・地球科学 代数、幾何、解析、確率・統計、情報科学、数学モデル、経営工学（経営数学・生産管理・品質管理）、古典物理学、現代物理学（物性物理学を含む。）、地球物理学及び地質学
農業農村工学	次の1及び2に掲げる科目 1 農業農村工学に関する基礎 2 設計・施工・農業水利学、土地改良、農村計画学・公共経済学、農村環境整備・機械基礎工学、生物生産機械工学、食料機械工学・生物生産施設工学及び環境調節工学のうち、受験者の選択する2科目	化学・生物・薬学 物理化学、無機化学、有機化学、分析化学、化学工学、薬化学、薬理学、薬剤学、食品学、土壤肥料学、農薬、生化学、分子生物学、生物工学、応用微生物学、発生生物学、生理学、細胞生物学（形態学を含む。）、遺伝学及び生態学（動物行動学を含む。）
森林・自然環境	次の1及び2に掲げる科目 1 森林・自然環境に関する基礎 2 森林環境科学（森林政策及び林業動向を含む。）、森林資源科学（森林立地及び森林保護を含む。）、森林生物生産科学（森林經營・育林技術・森林工学）、砂防学基礎、砂防工学、流域管理、造園学原論・造園材料、造園計画（自然公園）、造園計画（都市公園）、木材特性・木質構造、木材加工・材質改良及び木材成分利用（特用林産を含む。）のうち、受験者の選択する3科目	農業科学・水産 作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、農業資源経済学、農業経営学、食料政策・農業政策・農業関係法律、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学・家畜栄養学・飼料学・家畜管理学、漁業学、水産資源学、水産海洋学、水産環境保全、水産生物学、増養殖学、水産化学及び水産利用学のうち、受験者の選択する2科目
専門試験（記述式） (試験の区分)	(出題分野) 行 政 政治学、行政学、国際関係、思想・哲学、歴史学、文学・芸術、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策及び公共政策のうち、受験者の選択する2科目（国際関係、思想・哲学、歴史学、文学・芸術又は公共政策を選択する場合にあっては、1科目又は2科目）  人間科学 心理学に関連する領域、教育学、福祉及び社会学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域並びに社会学に関連する領域のうち、受験者の選択する2領域（心理学に関連する領域を含む選択をする場合にあっては、1領域又は2領域）  デジタル 計算機科学、情報工学（ハードウェア）、情報工学（ソフトウェア）及び情報技術  工 学 受験者の選択する次の1又は2のいずれかに掲げる科目 1 計測工学、制御工学、電磁気学・電気回路、電気機器、電力工学、電子工学、通信工学、信頼性工学、材料力学、機械力学、流体力学、熱力学・熱機関、航空工学、構造力学（土木）、土質力学、水理学、土木計画、環境工学（土木）・衛生工学、材料工学（材料科学）、材料工学（金属材料）、材料工学（無機材料）、原子力工学（原子核・放射線）、原子力工学（原子炉・核燃料サイクル）、船舶海洋工学（流体）及び船舶海洋工学（構造）のうち、受験者の選択する2科目 2 建築設計及び都市設計のうち、受験者の選択する1科目	農業農村工学 設計・施工・農業水利学、土地改良、農村計画学、農村環境整備、公共経済学、生物生産機械工学、食料機械工学・生物生産施設工学及び環境調節工学のうち、受験者の選択する2科目  森林・自然環境 森林科学に関する基礎、国土保全に関する基礎、自然環境・公園緑地に関する基礎及び木材等林産物に関する基礎のうち、受験者の選択する1科目

**2026年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告**

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

なお、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（秋）については、別途告知する。

令和8年1月26日

人事院事務総長 佐々木雅之

- 試験の名称 2026年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）
- 試験の区分 政治・国際・人文・法律・経済・人間科学・デジタル・工学・数理科学・物理・地球科学・化学・生物・薬学・農業科学・水産・農業農村工学・森林・自然環境及び教養
- 対象官職 政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職その他これらに類する官職
- 給与 この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として次の俸給月額が支給される。

(適用俸給表)	(俸 給 月 額)
行政職俸給表(一)	2級1号俸 242,000円
専門行政職俸給表	1級17号俸 243,400円
税務職俸給表	2級1号俸 277,700円
公安職俸給表(一)	3級5号俸 277,700円
公安職俸給表(二)	2級1号俸 277,700円
研究職俸給表	2級5号俸 259,200円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。

- 受験資格 次に掲げる者とする。

- 試験の区分「政治・国際・人文」、「法律」、「経済」、「人間科学」、「デジタル」、「工学」、「数理科学・物理・地球科学」、「化学・生物・薬学」、「農業科学・水産」、「農業農村工学」及び「森林・自然環境」（以下「試験の区分「教養」以外」という。）
  - 1996（平成8）年4月2日から2005（平成17）年4月1日までに生まれた者

- イ 2005（平成17）年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの  
 (ア) 大学を卒業した者及び2027（令和9）年3月までに大学を卒業する見込みの者  
 (イ) 人事院が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者  
 ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。
- (2) 試験の区分「教養」 次に掲げる者とする。  
 ア 1996（平成8）年4月2日から2007（平成19）年4月1日までに生まれた者  
 イ 2007（平成19）年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの  
 (ア) 大学を卒業した者及び2027（令和9）年3月までに大学を卒業する見込みの者  
 (イ) 人事院が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者  
 ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。
- 6 第1次試験
- (1) 試験種目  
 ア 試験の区分「教養」以外 基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）（専門試験（多肢選択式）の出題分野は別記のとおりとする。）  
 イ 試験の区分「教養」 基礎能力試験及び総合論文試験（第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、総合論文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）
- (2) 試験の実施日 2026（令和8）年3月15日（日）
- (3) 試験地  
 ア 試験の区分「教養」以外 札幌市、盛岡市、仙台市、千葉市、東京都、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、神戸市、松江市、岡山市、広島市、高松市、松山市、福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市及び那覇市  
 イ 試験の区分「教養」 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市
- 注) 試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。
- (4) 第1次試験合格者発表 2026（令和8）年3月30日（月）に、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。
- 7 第2次試験
- (1) 試験種目  
 ア 試験の区分「教養」以外 専門試験（記述式）、政策論文試験及び人物試験（専門試験（記述式）の出題分野は別記のとおりとする。）（人物試験は、個別面接により行う。）  
 なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
- イ 試験の区分「教養」 企画提案試験、政策課題討議試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）  
 なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
- (2) 試験の実施日  
 ア 試験の区分「教養」以外  
 専門試験（記述式）及び政策論文試験 2026（令和8）年4月12日（日）  
 人物試験 2026（令和8）年4月20日（月）から5月15日（金）までの間の指定する日  
 なお、性格検査は2026（令和8）年4月12日（日）に行う。
- イ 試験の区分「教養」 2026（令和8）年4月27日（月）及び4月28日（火）又は4月30日（木）及び5月1日（金）のいずれか指定する連続した2日間

- (3) 試験地 次表に掲げる第1次試験を受験した都市に対応した第2次試験地で受験すること。  
 なお、第1次試験を受験した都市に対応した第2次試験地が2か所ある場合は、いずれかを第1次試験合格通知書及び第2次試験通知書（試験の区分「教養」にあっては、第1次試験合格通知書）で指定する。

## ア 試験の区分「教養」以外

第1次試験地	第2次試験地
札幌市	札幌市
盛岡市 仙台市	仙台市
千葉市 東京都 新潟市 長野市	さいたま市 東京都
静岡市 名古屋市 金沢市	名古屋市
京都市 大阪市 神戸市	大阪市
松江市 岡山市 広島市	広島市
高松市 松山市	高松市
福岡市 北九州市 熊本市 鹿児島市	福岡市
那覇市	那覇市

## イ 試験の区分「教養」

第1次試験地	第2次試験地
札幌市 仙台市	さいたま市
東京都 名古屋市	東京都

- 8 英語試験 英語試験による加算を求める受験者は、2021（令和3）年4月1日以後に受験したTOEFL (iBT)、TOEIC Listening & Reading Test（公開テストに限る。）、IELTS又は実用英語技能検定のいずれかの試験（以下「対象試験」という。）の成績を証する書面の原本の提示及びその写しの提出（対象試験の成績を証する電磁的記録を出力することにより作成した書面であって、試験機関が当該書面に記載された事項を利用して真正な成績を確認することができるものを提出することを含む。以下「成績証明書の提示等」という。）をすること。成績証明書の提示等をした受験者には、最終合格者決定の際に、その成績に応じて、総得点に15点又は25点を加算する。

- 9 最終合格者発表 2026（令和8）年5月29日（金）に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

- 10 採用候補者名簿及び採用方法 試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

## 11 受験手続

(1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス [<https://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html>]）。

受験することができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和8）年2月2日（月）9時から2月24日（火）までとし、2月24日（火）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第1次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和8）年2月2日（月）及び2月3日（火）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第1次）  
（問合せ先）  
試験地

札幌市 人事院北海道事務局 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目

盛岡市 人事院東北事務局 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23

千葉市 人事院関東事務局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1  
東京都 新潟市 長野市

静岡市 人事院中部事務局 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1  
名古屋市 金沢市

京都府 大阪市 人事院近畿事務局 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60  
神戸市

松江市 岡山市 人事院中国事務局 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30  
広島市

高松市 松山市 人事院四国事務局 〒760-0019 高松市サンポート3-33

福岡市 北九州市 熊本市 鹿児島市 人事院九州事務局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1

那覇市 人事院沖縄事務所 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15

(2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験票は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

## 12 受験上の配慮

(1) 試験の区分「法律」について、視覚障害のため活字印刷文による受験ができない者には、点字による試験（パソコンによる音声読み上げを補助として併用できる。）を行う。

点字試験の第1次試験地は、6(3)アにかかわらず、札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市とする。

(2) 全ての試験の区分について、視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

(3) 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

## 13 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。  
なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3）に行うこと。

(2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。  
(3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

## 別記

## 専門試験出題分野一覧

## 専門試験（多肢選択式）

（試験の区分） (出題分野)

政治・国際・人文 受験者の選択する次の1又は2のいずれかに掲げる科目

1 政治学、行政学、国際関係、憲法、行政法、民法（担保物権、親族及び相続を除く。）、国際法、経済学、財政学、経済政策及び国際事情

2 政治学、国際関係、思想・哲学、歴史学、文学・芸術、人文地理学・文化人類学、心理学、教育学、社会学及び憲法

法 律 憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、国際法、経済学及び財政学

経 済 経済理論、財政学、経済政策、国際経済学、統計学、計量経済学、経済史、経済事情、経営学、憲法及び民法（担保物権、親族及び相続を除く。）

人間科学 次の1から3までに掲げる科目

1 人間科学に関する基礎

2 受験者の選択する次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる科目

(1) 人間の資質及び行動並びに人間関係の理解に関する心理学的基礎（心理学史、生理、知覚、学習等）並びに心理学における研究方法に関する基礎

(2) 教育学、福祉及び社会学に関する基礎並びに教育学、福祉及び社会学における調査・分析に関する基礎

3 認知心理学、臨床心理学、教育環境学、教育心理学、教育経営学、教育方法学、社会福祉総論、社会福祉各論、福祉計画論、地域福祉論、社会学（理論）、社会学（各論）、社会心理学及び現代社会論のうち、受験者の選択する4科目

デジタル 基礎数学、情報基礎、情報と社会、線形代数、解析、確率・統計、数学モデル、オペレーションズ・リサーチ、経営工学（経営数学・生産管理・品質管理）、計算機科学、情報工学（ハードウェア）、情報工学（ソフトウェア）、情報技術、制御工学、電磁気学、電気工学、電子工学及び通信工学

工学 次の1及び2に掲げる科目

1 工学に関する基礎

2 技術論、基礎化学、工学基礎実験、情報基礎、電磁気学、電気工学、材料力学、流体力学、構造力学（土木）・土木材料・土木施工、土質力学・水理学、

環境工学（土木）・衛生工学、構造力学（建築）・建築構造・建築材料・建築施工、計測工学・制御工学、電子工学、通信工学、機械力学、熱力学・熱機関、

土木計画・建築計画・建築法規・建築設備、建築史・都市計画・材料工学（材料科学）、材料工学（金属材料・無機材料）、原子力工学（原子核・放射線）、

原子力工学（原子炉・核燃料サイクル）、船舶海洋工学（流体）及び船舶海洋工学（構造）のうち、受験者の選択する4科目、5科目又は6科目

数理科学・物理・ 地球科学	次の1から3までに掲げる科目	専門試験（記述式） (試験の区分) 政治・国際・人文	(出題分野) 受験者の選択する次の1又は2のいずれかに掲げる科目
	1 基礎数学及び情報数学 2 受験者の選択する次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる科目 (1) 線形代数、解析及び確率・統計 (2) 基礎物理及び地球科学 3 集合・位相、代数、幾何、解析、確率・統計、情報理論、計算機数学、離散数学、数値計算、数学モデル、オペレーションズ・リサーチ、経営工学（経営数学・生産管理・品質管理）、物理数学、古典物理学、現代物理学（物性物理学を含む。）、地球物理学及び地質学	法 經	1 政治学、行政学、国際関係、憲法、国際法及び公共政策のうち、受験者の選択する2科目（国際関係又は公共政策を選択する場合にあっては、1科目又は2科目） 2 思想・哲学、歴史学及び文学・芸術のうち、受験者の選択する1科目又は2科目 憲法、行政法、民法、国際法及び公共政策のうち、受験者の選択する2科目
化学・生物・薬学	次の1及び2に掲げる科目	人間科学	次の1及び2に掲げる科目 1 経済理論 2 財政学、経済政策及び公共政策のうち、受験者の選択する1科目
	1 基礎数学、基礎物理、基礎化学及び基礎生物学 2 数学・物理、基礎物理化学・基礎無機化学、物理化学・無機化学、有機化学、工業化学・化学工学、分析化学・薬化学、薬理学、薬剤学・衛生化学、食品学、土壤肥料学・環境科学・農業・生化学・分子生物学、応用微生物学・生物工学、発生生物学・生理学、細胞生物学（形態学を含む。）・放射線生物学、遺伝学・進化生物学及び生態学（動物行動学を含む。）・系統分類学のうち、受験者の選択する5科目又は6科目	デジタル 工	心理学に関連する領域、教育学、福祉及び社会学に関連する領域、教育学に関する領域、福祉に関する領域並びに社会学に関する領域のうち、受験者の選択する2領域（心理学に関する領域を含む選択をする場合にあっては、1領域又は2領域） 計算機科学、情報工学（ハードウェア）、情報工学（ソフトウェア）及び情報技術
農業科学・水産	次の1から3までに掲げる科目	数理科学・物理・ 地球科学	受験者の選択する次の1又は2のいずれかに掲げる科目 1 計測工学、制御工学、電磁気学・電気回路、電気機器、電力工学、電子工学、通信工学、信頼性工学、材料力学、機械力学、流体力学、熱力学・熱機関、航空工学、構造力学（土木）、土質力学、水理学、土木計画、環境工学（土木）・衛生工学、材料工学（材料科学）、材料工学（金属材料）、材料工学（無機材料）、原子力工学（原子核・放射線）、原子力工学（原子炉・核燃料サイクル）、船舶海洋工学（流体）及び船舶海洋工学（構造）のうち、受験者の選択する2科目 2 建築設計及び都市設計のうち、受験者の選択する1科目
	1 生物資源に関する基礎 2 受験者の選択する次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる科目 (1) 農業科学に関する基礎 (2) 水産学に関する基礎 3 作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学・植物生理学、経済学、農業資源経済学（基礎）、農業資源経済学（応用）、農業経営学、食料政策・農業政策・農業関係法律、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学・家畜栄養学・飼料学・家畜管理学、畜産一般、水産経済学・水産経営学、漁政・漁業学・水産資源学、水産海洋学・水産環境保全、水産生物学・増養殖学、水産化学・水産利用学及び水産一般のうち、受験者の選択する5科目	化学・生物・薬学	代数・幾何、解析、確率・統計、情報科学、数学モデル、経営工学（経営数学・生産管理・品質管理）、古典物理学、現代物理学（物性物理学を含む。）、地球物理学及び地質学
農業農村工学	次の1及び2に掲げる科目	農業科学・水産	作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、農業資源経済学、農業経営学、食料政策・農業政策、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学・家畜栄養学・飼料学・家畜管理学、漁業学、水産資源学、水産海洋学、水産環境保全、水産生物学、増養殖学、水産化学及び水産利用学のうち、受験者の選択する2科目
	1 農業農村工学に関する基礎 2 設計・施工、農業水利学、土地改良、農村計画学・公共経済学、農村環境整備、機械基礎工学、生物生産機械工学、食料機械工学・生物生産施設工学及び環境調節工学のうち、受験者の選択する3科目	農業農村工学	設計・施工、農業水利学、土地改良、農村計画学、農村環境整備、公共経済学、生物生産機械工学、食料機械工学・生物生産施設工学及び環境調節工学のうち、受験者の選択する2科目
森林・自然環境	次の1及び2に掲げる科目	森林・自然環境	森林科学に関する基礎、国土保全に関する基礎、自然環境・公園緑地に関する基礎及び木材等林産物に関する基礎のうち、受験者の選択する1科目
	1 森林・自然環境に関する基礎 2 森林環境科学（森林政策及び林業動向を含む。）、森林資源科学（森林立地及び森林保護を含む。）、森林生物生産科学（森林経営・育林技術・森林工学）、砂防学基礎、砂防工学、流域管理、造園学原論・造園材料、造園計画（自然公園）、造園計画（都市公園）、木材特性・木質構造、木材加工・材質改良及び木材成分利用（特用林産を含む。）のうち、受験者の選択する3科目		

# 公 告

## 細 告 報

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

#### 令和7年(フ)第2403号

福岡市中央区那の津1丁目7番5号  
債務者 福岡競艇場食堂株式会社  
代表者代表取締役 香月 孝久  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 友岡 泰明  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後3時30分  
福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第2330号

福岡市早良区脇山2丁目3番17-1号  
債務者 博多ヨシヅク株式会社  
代表者代表清算人 城戸崎絢己  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石田 淳  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日前10時  
福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第2393号

福岡県那珂川市五郎丸4丁目5番4号  
債務者 有限会社ひぐち産業  
代表者取締役 橋口美喜子  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 西依 雅広  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分  
福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第2359号

福岡市中央区天神3丁目6号10号  
債務者 株式会社睦寅  
代表者代表取締役 薫田 純一  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金子 尚史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後3時  
福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第1718号

福岡市中央区港2丁目1番4号  
債務者 合同会社インブルーヴ  
代表者代表社員 倉本 梨代  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 本岡 大祐  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前11時30分  
福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第282号

北海道川上郡弟子屈町朝日4丁目4番10号  
債務者 川端金物株式会社  
代表者代表取締役 川端ひろ子  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 藤川 拓也  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前11時30分  
釧路地方裁判所民事部

#### 令和7年(フ)第447号

(商業登記簿上の本店所在地) 静岡市葵区吳服町2丁目9番地の11  
債務者 エイトコネクション合同会社  
代表者代表社員 小林龍太郎  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 酒井田 努  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時30分  
静岡地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(フ)第2637号

札幌市豊平区美園7条4丁目2番15号 美園7・4メディカルビル2階  
債務者 医療法人社団美園おかだ眼科  
代表者理事長 岡田 昭人  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 佐々木 潤
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後2時30分  
札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(フ)第45号

兵庫県丹波市春日町黒井1625番地  
債務者 株式会社細見工務店  
代表者代表取締役 細見 典行  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 三木 麻鈴  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午後1時40分  
神戸地方裁判所柏原支部

#### 令和7年(フ)第176号

山口県宇部市寺の前町2番10号  
債務者 野田産業株式会社  
代表者代表清算人 野田 幸利  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 前田 琢治  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月3日午前10時30分  
山口地方裁判所宇部支部

#### 令和7年(フ)第2597号

札幌市白石区東札幌5条4丁目2番5-101号  
債務者 株式会社デバーチャーズ  
代表者代表清算人 豊岡 啓一  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 阿部 迅生  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前10時  
札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(フ)第93号

群馬県みどり市笠懸町阿左美597番地12  
債務者 有限会社電研設計事務所  
代表者代表取締役 坂本 元介  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 栗原 貴志  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分  
前橋地方裁判所桐生支部

#### 令和7年(フ)第1263号

広島県東広島市高屋町白市721番地の15  
債務者 栄進建設工業株式会社  
代表者代表取締役 尼子 昌幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 丸岡 道秀  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時30分  
広島地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(フ)第55号

埼玉県川口市原町6-12  
債務者 株式会社ハートトレード  
代表者代表取締役 矢野 祥一

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 相模 祐輔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日前10時  
京都地方裁判所宮津支部

#### 令和7年(フ)第1245号

広島市南区皆実町3丁目6番17号  
債務者 株式会社KOREMO  
代表者代表取締役 坂根 充紘

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山本 雄大  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時30分  
広島地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(フ)第996号

埼玉県狭山市大字水野1316番地  
債務者 株式会社T O R O T E C H J A P A N  
代表者代表取締役 須藤 篤伸

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 志摩 勇  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後1時30分  
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第2881号 愛知県春日井市下屋敷町1丁目2番地21 債務者 ナイスインターナショナル株式会社 代表者代表取締役 猪上 照代 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 義典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第6521号 大阪市東成区東小橋1丁目18番1号松下ビル1F 債務者 有限会社プロジェクト 代表者取締役 藤堂 芳彦 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 拓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部	3 破産管財人 弁護士 恒川 元志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬飼 元志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時30分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第2329号 札幌市白石区南郷通16丁目南1番3-205号 債務者 株式会社N S R北海道 代表者代表取締役 石澤 智幸 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西 博和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第65号 滋賀県長浜市神照町488番地10 債務者 株式会社大貴産業 代表者代表取締役 福井龍太郎 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 生駒 英司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時30分 大津地方裁判所長浜支部破産係	令和7年(フ)第1764号 福岡市中央区天神1-9-17福岡天神フコク生命ビル15階、旧本店所在地福岡市中央区薬院3丁目3番29号ライオンズマンション薬院駅南209号 債務者 オーナーズスタイル福岡株式会社 代表者代表取締役 川添 敏己 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 恒川 元志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第3108号 愛知県春日井市春日井町字七ツ割68番地2 債務者 E-m i n d株式会社 代表者代表取締役 今井 慎也 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西森由紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後1時30分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第213号 北海道苫小牧市泉町1丁目1番11号 債務者 有限会社プロム 代表者取締役 大平 英二 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後3時 札幌地方裁判所苫小牧支部	令和8年(フ)第4号 香川県高松市南新町13番地2 債務者 株式会社すずや 代表者代表取締役 入谷 直樹 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 功祥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後2時 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第1475号 仙台市泉区泉中央3丁目26番地の11 M・C H A T E L E T I Z U M I C H U O - 201 債務者 石井かおり(旧姓齋藤) 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林屋陽一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	
令和7年(フ)第1542号 仙台市若林区沖野7丁目42番36号 債務者 株式会社佐々木通信 代表者代表取締役 佐々木勝則 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 一好 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時30分 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第1765号 福岡市東区香椎浜3丁目3番6-716号 モントーレ香椎浜サーフタワーイーストウイング 債務者 川添 敏己 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	令和7年(フ)第692号 宮城県亘理郡山元町大平字宮前27番地2 債務者 片岡 宏文 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 智彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時5分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第116号 山形県東置賜郡高畠町大字高畠2152番地の24、前住所神奈川県川崎市幸区南加瀬1丁目1番6-105号 パークイン夢見ヶ崎 債務者 日永 隆志 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 実能 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第171号 福島市太田町27番6号メゾンツチヤ301号 債務者 遠藤 正之 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 生駒 英司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福島地方裁判所	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤久美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福島地方裁判所	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第94号 群馬県みどり市笠懸町阿左美597番地12 債務者 坂本 元介 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 貴志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 前橋地方裁判所桐生支部	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後0時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸田 洋一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後0時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 英雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 生島 一哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第405号 新潟市中央区万代5丁目7番2号 ダイアパレスシニアース万代東棟1206号 債務者 小山 友 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江花 史郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大原 太輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 目代 美緒 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第106号 新潟県妙高市大字田口291番地5 債務者 川上 達郎 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝日 啓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 新潟地方裁判所高田支部	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東 泰雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鎌田 祥太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第66号 滋賀県長浜市法楽寺町32番地110 債務者 福井龍太郎	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田邊 千春 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡市早良区高取1丁目21番4-102号 ユーライフパーク高取、前住所福岡市西区生松台1丁目28番3号	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松澤麻美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1199号 広島市安佐南区長束6丁目7番15号 債務者 重田 究 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後0時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸田 洋一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第763号 広島市西区己斐上1丁目2番1-101号 債務者 前田 修知 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 英雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1229号 広島市西区三滝町10番7-203号 債務者 エフズメンディングこと 藤川 宜徳 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 目代 美緒 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2155号 福岡県糟屋郡志免町松ヶ丘13番306号 債務者 古賀 孝子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 生島 一哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第801号 広島市佐伯区八幡東3丁目8番4号 債務者 河原 梨奈 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大原 太輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1661号 福岡市南区三宅2丁目36番23号 ヴィラ旭202号、前住所福岡市南区三宅2丁目21番33号 債務者 秋田 育也 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東 泰雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1066号 広島市佐伯区五月が丘1丁目33番3-301号 債務者 田邊 泰男 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2274号 福岡市中央区小笹1丁目17番1号 TRC小笹402号 債務者 久保山和登 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鎌田 祥太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第106号 新潟県妙高市大字田口291番地5 債務者 川上 達郎 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝日 啓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1066号 広島市佐伯区五月が丘1丁目33番3-301号 債務者 田邊 泰男 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1067号 広島市佐伯区五月が丘1丁目33番3-301号 債務者 田邊 千春 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2283号 福岡市中央区荒戸1丁目2番10-107号 サムティ大濠公園 債務者 藤本 秀貴 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松澤麻美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第66号 滋賀県長浜市法楽寺町32番地110 債務者 福井龍太郎	令和7年(フ)第1067号 広島市佐伯区五月が丘1丁目33番3-301号 債務者 田邊 千春 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2046号 福岡市早良区高取1丁目21番4-102号 ユーライフパーク高取、前住所福岡市西区生松台1丁目28番3号 債務者 薩田 聰 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀内 雅臣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2283号 福岡市中央区荒戸1丁目2番10-107号 サムティ大濠公園 債務者 藤本 秀貴 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松澤麻美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2345号 福岡市東区三苦7丁目16番11-102号 ラ メール三苦 債務者 山井こと 元 亜紀 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 翔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第2387号 福岡県宗像市鐘崎493番地 債務者 権田千恵美 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上野 建 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第3270号 神奈川県藤沢市石川5丁目18番地の16 ニデ ザンジュ102 債務者 鈴木 美幾 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇野真由美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第3079号 名古屋市瑞穂区雁道町2丁目4番地 債務者 細井 紀江 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永富 史子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 名古屋地方裁判所民事部第2部

令和7年(フ)第3080号 名古屋市瑞穂区雁道町2丁目4番地 債務者 細井千夏子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永富 史子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 名古屋地方裁判所民事部第2部
令和7年(フ)第33号 熊本県上天草市姫戸町姫浦3043番地12 債務者 前田 忠彦 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木千里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 熊本地方裁判所天草支部
令和7年(フ)第34号 熊本県上天草市姫戸町姫浦3043番地12 債務者 前田 姦子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木千里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後3時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 熊本地方裁判所天草支部
令和7年(フ)第325号 茨城県つくばみらい市下小目54番地1 債務者 倉持 芳一(旧姓河西) 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若林 侑加 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第179号 滋賀県東近江市種町956番地 債務者 仲山電設こと 仲山 博幸 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 俣木 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第1797号 福岡市南区屋形原3丁目30番16号 債務者 城戸 信一 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉本 啓史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 福岡地方裁判所第4民事部
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大田 健司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第700号 兵庫県西宮市甲子園春風町4-23、住民票上の住所神戸市北区緑町3丁目2番41号 債務者 耳つぼダイエットサロンにじのえきこと 西田実紗紀 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 楠谷 望 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第326号 徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下88番地1 債務者 土橋 希望 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 智子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 徳島地方裁判所民事部
令和6年(フ)第202号 高知県香南市野市町西野1346番地1 武内マ ンション103号 債務者 松木 建太 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大川 惺曠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第293号 高知県南国市小籠941番地217 債務者 星野 由衣 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 高知地方裁判所破産係	令和7年(フ)第270号 釧路市春採2丁目3番5号 債務者 水島 政昭 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿相 裕隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 釧路地方裁判所民事部	令和7年(フ)第271号 札幌市白石区東札幌5条4丁目2番5-101号 債務者 豊岡 啓一 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 迅生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第298号 群馬県高崎市箕郷町柏木沢1441番地17 債務者 梅原 香里 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小坂 景子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第1857号 福岡市西区大字玄界島1236番地 県営玄界小浜住宅3棟302号 債務者 梅田いな子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 晴忠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第119号 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字中沢2番地23 債務者 阪崎 凌太 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木花乃子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係	令和7年(フ)第1001号 埼玉県川越市大字大袋365番地6 債務者 河崎 一毅 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉本 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第2162号 埼玉県上尾市愛宕1丁目6番17-14号 r o b o t h o m e 愛宕101 債務者 下斗米茜音 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上原 伸幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2378号 福岡市南区野多目1丁目2番11-317号 市営野多目1丁目住宅1棟 債務者 綿引 正康 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 弥生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第101号 石川県能美市高座町ホ16番地 プレジール・105号 債務者 棚橋 雅明 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑畠 俊宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月31日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 金沢地方裁判所小松支部	令和7年(フ)第822号 栃木県鹿沼市武子539番地47 債務者 新井 浩一(旧姓朴) 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日向野 灌 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第2171号 埼玉県川口市大字峯1554番地の4、旧住所埼玉県狭山市狭山台4丁目7番地の37 債務者 山本 明穂(旧姓福元) 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 友香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1978号 札幌市北区太平8条5丁目3番5-201号 債務者 佐藤 京吾 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第448号 静岡市葵区千代2丁目4番14号 ジュネスユースA102 債務者 小林龍太郎 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井田 努 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第866号 栃木県矢板市富田610番地5 フィオーレ102号 債務者 渡辺 了 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 幹哲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第2190号 埼玉県上尾市大字原市3336番地 原市団地4-5-403 債務者 高橋 輝道 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池長 宏真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第2248号

さいたま市浦和区東仲町20番2—503号

債務者 末國 照幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 貞松 宏輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第4535号

大阪市港区港晴2丁目13番3号 ヴィラ港晴205号

債務者 宇崎 混太

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 射場 一典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第5263号

大阪市生野区小路東2丁目3番21号 D—r o o m小路東 301号

債務者 武部 元輝

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 康介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第6339号

大阪市天王寺区国分町13番1号 クレスタ国分401号、前住所大阪市天王寺区烏ヶ辻2丁目8番8—805号

債務者 林 裕之

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 服部 弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第42号

和歌山県御坊市菌157番地2 エルディム本町Ⅲ 105号

債務者 福本 寿則

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阪本 健多
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月6日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで

和歌山地方裁判所御坊支部

## 令和7年(フ)第2619号

愛知県尾張旭市桜ヶ丘町西126番地 グランメールカズV101号

債務者 稲田 義広

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗原 潤也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第622号

愛知県安城市大岡町宮前22番地2 Tスクエア203、前住所愛知県岡崎市羽根町字陣場252番地 シュティル102

債務者 佐藤 徹(旧姓廣川)

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸山 浩平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第56号

京都府京丹後市大宮町森本1434番地、前住所 東京都北区浮間2丁目25番9—403号 N. K. U.K I M A. B L D

債務者 矢野 祥一

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 相模 祐輔

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

京都地方裁判所宮津支部

## 令和7年(フ)第986号

埼玉県飯能市大字双柳456番地1

債務者 鈴木 恵利

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西里 壮史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで

さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(フ)第8号

長野県小諸市大字平原352番地7

債務者 櫻井 康史

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大井 基弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで

長野地方裁判所佐久支部

## 令和7年(フ)第214号

北海道苦小牧市美園町4丁目17番1号 プロムリバー202号

債務者 大平 英二

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 康之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで

札幌地方裁判所苦小牧支部

## 令和7年(フ)第628号

大阪府東大阪市未広町10番6号

債務者 柚木 久子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴田 典嗣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第6481号

大阪府箕面市西小路4丁目7番8—103号

債務者 北澤 久重

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久岡 秀行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1017号

北九州市小倉南区葛原4丁目14番33号

債務者 小宮 佑貴

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大屋 昭則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第6522号

奈良県大和高田市磯野新町1番11—206号

ライフインサンヨー、前住所大阪市東成区東小橋1丁目18番33号

債務者 藤堂 芳彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増田 拓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第2448号

札幌市東区北11条東12丁目1番25—602号

債務者 小出 竜也

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 純理
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで

札幌地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第121号</b> 盛岡市厨川5丁目12番3号 エクセレンス細野2号館205号 債務者 菅野由香理 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 恵子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山元隆一郎 <b>令和7年(フ)第1416号</b> さいたま市見沼区東大宮2丁目49番地8 2-407 債務者 筒渕 尚子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根岸 正道 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> <b>令和7年(フ)第2333号</b> 埼玉県上尾市西宮下2丁目2番地5 レオ上尾202 債務者 橘高 純実(旧姓中村) 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第114号</b> 岐阜市東鶴2丁目62番地1 (グラシェ202号室)、前住所岐阜市水主町2丁目64番地1 (モアグレース茜部本郷603号室) 傾債務者 中村 義明 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 亨 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 岐阜地方裁判所	<b>令和7年(フ)第3170号</b> 神奈川県藤沢市善行団地3番15-5号 傾債務者 北川 美月 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日向 誓子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部	<b>令和7年(フ)第406号</b> 岩手県下閉伊郡山田町長崎1丁目7番10号 メゾン長崎103号 傾債務者 木村 雄一 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 昆野 晋也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	<b>令和7年(フ)第2349号</b> 埼玉県志木市本町5丁目15番31-402号 傾債務者 平野 利奈 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第382号</b> 岐阜県各務原市川島小網町2144番地93 傾債務者 神戸 理絵 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北川 修平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月7日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 岐阜地方裁判所	<b>令和8年(フ)第1号</b> 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬985番地457、住民票上の住所熊本県球磨郡山江村大字山田乙647番地の2 傾債務者 前田 清和 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 薫田 啓悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 熊本地方裁判所人吉支部	<b>令和7年(フ)第162号</b> 山口県下関市長府才川2丁目28番25-305号、前住所福岡市博多区堅粕2丁目3番15-202号 フルール博多 傾債務者 山田 拓己 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三井 隆宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	<b>令和7年(フ)第730号</b> 埼玉県春日部市南4丁目2番5号 レジデンシアC103 傾債務者 早坂 久志 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第345号</b> 北海道旭川市大町2条11丁目66番地の24 傾債務者 鈴木 伸哉 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 雄樹	<b>令和7年(フ)第492号</b> 岐阜県各務原市蘇原沢上町2丁目39番地1 (コーポラス沢上Ⅱ103号室) 傾債務者 石黒 広美	<b>令和7年(フ)第789号</b> 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川462番地319 傾債務者 加藤 瑞稀 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	

**令和7年(フ)第790号**  
 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川462番地319  
 債務者 塚本 千礼  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第809号**  
 埼玉県越谷市中町6番6号 ゴールドパレス  
 越谷202  
 債務者 荒井 千宏  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第821号**  
 埼玉県春日部市大枝89番地 武里団地3街区  
 4棟504号  
 債務者 金子 憲一  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第825号**  
 埼玉県越谷市登戸町45番14号 ガーデンシティ越谷203号  
 債務者 名畑 晃  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第839号**  
 埼玉県春日部市梅田本町2丁目6番地3 ケンハイツ101号  
 債務者 澤崎 良  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第855号**  
 埼玉県草加市松原2丁目2番28-703号  
 債務者 高橋 良典  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第856号**  
 埼玉県草加市松原2丁目2番28-703号  
 債務者 高橋 富子  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第869号**  
 埼玉県三郷市早稲田2丁目19番地20 ロイヤルコート早稲田201  
 債務者 小川 政秋  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第904号**  
 埼玉県越谷市相模町7丁目197番地1 サンビレッジ横瀬F棟202号  
 債務者 木間 愛(通称オスマー アイ)  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第421号**  
 埼玉県比企郡嵐山町大字川島1846番地3 プラムC  
 債務者 前田 英俊  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第2168号**  
 東京都小金井市緑町2丁目8番19号第3由利コーポ203  
 債務者 奥 優果(旧姓佐々木)  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第2236号**  
 東京都小平市小川町1丁目89番地の2 2-103号  
 債務者 吉川 良江  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第107号**  
 兵庫県多可郡多可町中区森本79番地3 クレスト多可町1号棟502号、従前の住所兵庫県西脇市高田井町253番地の73  
 債務者 岸田 健司  
 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第2258号**  
 東京都町田市西成瀬2丁目45番34号ファインステージ成瀬204  
 債務者 大沼 瑛美(旧姓山本)  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第2280号**  
 東京都八王子市別所1丁目45番地3 4-404  
 債務者 神谷 智枝  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第2293号**  
 東京都昭島市松原町1丁目13番3-402号  
 債務者 原島千恵子  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第107号**  
 兵庫県多可郡多可町中区森本79番地3 クレスト多可町1号棟502号、従前の住所兵庫県西脇市高田井町253番地の73  
 債務者 岸田 健司  
 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
 　　神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第43号 和歌山県日高郡日高町大字高家1133番地の9 債務者 出口 冬馬 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 和歌山地方裁判所御坊支部	令和7年(フ)第2232号 札幌市手稲区富丘6条4丁目9番9号 債務者 佐藤 治美(旧姓江畑) 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2371号 札幌市東区北36条東29丁目14番14-101号 債務者 木村菜々実 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2403号 札幌市清田区平岡公園東2丁目10番7号 債務者 坂下 将行 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 倾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第44号 和歌山県日高郡日高川町大字川原河382番地 1 149号室 債務者 太田 杏奈 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 和歌山地方裁判所御坊支部	令和7年(フ)第2267号 北海道北広島市広葉町4丁目9番地1 B 2-307 債務者 草薙多恵子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2384号 札幌市白石区栄通16丁目2番3号 プレジデント16-202号 債務者 松原 大和 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2424号 札幌市南区澄川1条3丁目3番11号 B1 i s 澄川1条108号 債務者 岡本 享 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第45号 和歌山県御坊市湯川町財部537番地1 新和ハイツ102号、前住所和歌山県御坊市蘭985番地22 債務者 大川 佳子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 和歌山地方裁判所御坊支部	令和7年(フ)第2278号 札幌市白石区東札幌3条4丁目4番23号 N I P P O C o r e 東札幌105号 債務者 佐藤 翔太 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2385号 札幌市西区山の手1条2丁目1番1-208号 債務者 宝福美恵子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2467号 札幌市中央区南8条西1丁目1番地1 コロナード中島1004号 債務者 小竹 裕人 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2052号 札幌市北区北30条西13丁目2番17号 債務者 中村 健太 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2286号 札幌市白石区南郷通7丁目南2番23-103号 債務者 池田 歩実 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2399号 札幌市豊平区平岸5条7丁目7番30-518号 債務者 山下 行人 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2489号 札幌市北区北17条西5丁目2番1-605号 債務者 水戸部俊典 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2511号**  
 札幌市東区北39条東14丁目1番1号 メイユールN39-202号  
 債務者 高橋 昌子  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2515号**  
 札幌市東区北30条東5丁目1番19-302号  
 債務者 平賀 竹也  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2520号**  
 札幌市白石区北郷2条6丁目8番11号 コーポ愛1号  
 債務者 小山内 博  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2538号**  
 札幌市北区新琴似4条7丁目7番14号 フローラルハウス202号  
 債務者 辻山 廣美  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2539号**  
 札幌市北区新琴似4条7丁目7番14号 フローラルハウス202号  
 債務者 辻山 純子  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2550号**  
 札幌市中央区北6条西20丁目1番8-101号  
 債務者 勝間 啓人  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2621号**  
 北海道江別市大麻桜木町31番地の4 ノースドリーム102  
 債務者 高山真由美(旧姓堀江・畠谷・藤崎)  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第97号**  
 北海道岩見沢市金子町195番地  
 債務者 大高 吉美  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和7年(フ)第98号**  
 北海道岩見沢市金子町195番地  
 債務者 大高 富子  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和7年(フ)第2611号**  
 鈴路市住之江町8番4号 ケアホームはるあゆか  
 債務者 奈良崎和子  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　鈴路地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第271号**  
 鈴路市春採2丁目3番5号  
 債務者 水島 紀子  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　鈴路地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第316号**  
 群馬県高崎市石原町2196番地6  
 債務者 茂木美奈実(旧姓松本)  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　前橋地方裁判所高崎支部

**令和8年(フ)第1号**  
 群馬県安中市中野谷2145番地2  
 債務者 田辺 正美  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(フ)第2194号**  
 東京都国分寺市南町3丁目29番8号ヒルハウス コンフォート2 401  
 債務者 生井 伶奈(旧姓三輪)  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第2304号**  
 東京都八王子市散田町4丁目4番7号エクセラン西八王子302号  
 債務者 上遠野 光  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第37号**  
 京都府舞鶴市字浜532番地-201号  
 債務者 酒処こころこと 櫻井 里香  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
 　　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

<p><b>令和7年(フ)第41号</b>            兵庫県丹波市氷上町谷村1338番地、前住所兵庫県丹波市柏原町柏原185番地 ケプリ1            202号            債務者 中川 真澄            1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時            2 主文 債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで                神戸地方裁判所柏原支部</p> <p><b>令和7年(フ)第365号</b>            岡山県都窪郡早島町早島3131番地26            債務者 山下登志子            1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで                岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第427号</b>            岡山県倉敷市玉島黒崎5832番地            傾債務者 長見 紗花            1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで                岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第191号</b>            福島県いわき市四倉町字梅ヶ丘134番地 県営住宅7-302            傾債務者 小野寺 博            1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                福島地方裁判所いわき支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第166号</b>            茨城県坂東市幸田1485番地9            傾債務者 山崎 茂            1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                水戸地方裁判所下妻支部</p> <p><b>令和7年(フ)第827号</b>            栃木県矢板市扇町1丁目1547番地1 フェリスガーデン305号、前住所栃木県宇都宮市白沢町1109番地3            傾債務者 齊藤 克            1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第430号</b>            群馬県伊勢崎市境伊与久3150番地1 ステージアップB201、旧住所群馬県伊勢崎市茂呂南町5303番地1            傾債務者 島田 真澄(旧姓杉本)            1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                前橋地方裁判所民事部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第433号</b>            群馬県伊勢崎市宮子町3635番地19 ハイツサンフラワーA102            傾債務者 瀧井 達也            1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p><b>令和7年(フ)第952号</b>            川崎市宮前区犬藏3丁目2番33号 サンシャインヒル宮前 201            傾債務者 上田 千春(旧姓荒木)            1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                横浜地方裁判所川崎支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第55号</b>            山梨県大月市富浜町鳥沢1895番地1            傾債務者 天野 欽章            1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時45分            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                甲府地方裁判所都留支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第87号</b>            長野県駒ヶ根市赤穂4526番地 ナカタ団地8号室            傾債務者 長野みゆき            1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                長野地方裁判所伊那支部</p> <p><b>令和7年(フ)第88号</b>            長野県駒ヶ根市赤穂4526番地 ナカタ団地8号            傾債務者 長野 瞳美            1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                長野地方裁判所伊那支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第89号</b>            長野県駒ヶ根市赤穂4526番地 ナカタ団地8号室            傾債務者 長野未奈美            1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                長野地方裁判所伊那支部</p> <p><b>令和7年(フ)第493号</b>            岐阜市福光東3丁目3番20-108号 (ロイヤル福光)            傾債務者 山本 邦仁            1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                岐阜地方裁判所</p> <p><b>令和7年(フ)第494号</b>            岐阜市福光東3丁目3番20-108号 (ロイヤル福光)            傾債務者 山本 瑛水            1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                岐阜地方裁判所</p> <p><b>令和7年(フ)第508号</b>            岐阜県瑞穂市牛牧328番地1 アニマルワン C-102号            傾債務者 坂田 龍次            1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。                本件破産手続を廃止する。            3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。            4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで                岐阜地方裁判所</p>
---	--	---	--

令和7年(フ)第510号 岐阜市茜部大野2丁目158番地 (フォレストパーク201号室) 債務者 原川 貞子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第82号 三重県多気郡明和町大字馬之上1197番地1 エテルノ・リブラA棟201号室 債務者 池田 緑 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 津地方裁判所松阪支部	令和7年(フ)第2326号 福岡県宗像市村山田1467番地3 債務者 久保山陽次 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2434号 福岡市東区西戸崎2丁目14番3-105号 市営西戸崎住宅3棟 債務者 小田 紀子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第79号 岐阜県可児市広見3丁目43番地 サンパレス可児602 債務者 ベレン山下ウィニー 口セこと YAMASHITA WENNIE ROSE BELEN 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(フ)第2086号 福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須90番地3 パーカサイド十日田Ⅱ 102号 債務者 本多 勇樹 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2374号 福岡市中央区今川2丁目16番2-603号 今川ヒルズ 債務者 梅崎 静香 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2445号 福岡市博多区麦野3丁目16番25-101号 コーポヴィステリア24 債務者 内田 隆之 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第93号 岐阜県加茂郡白川町坂ノ東1460番地 債務者 濱中 亜美 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(フ)第2162号 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2598番地1 小山コーポ 405号 債務者 坂口 壮也 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2406号 福岡県福津市東福間8丁目2番22-203号 債務者 須河内泰雄 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2446号 福岡市博多区麦野3丁目16番25-101号 コーポヴィステリア24 債務者 内田 智美 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第95号 岐阜県加茂郡八百津町和知376番地1 債務者 川崎 凪 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(フ)第2286号 福岡市西区福重2丁目6番25号 アンフィニ福重301号 債務者 福嶋 靖子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2428号 福岡市東区箱崎1丁目33番12-505号 アンピールメゾン九大前 債務者 甲斐 優輝 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2456号 福岡市城南区東油山4丁目7番2-1115号 ロマネスク東油山アンベリールA棟 債務者 澄川砂千枝 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2459号 福岡県古賀市花鶴丘2丁目1番7-801号 債務者 佐久間典子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第2477号 福岡市博多区浦田1丁目4番1-303号 県 営月隈団地1棟 債務者 田中由衣奈 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第2484号 福岡市東区和白東4丁目13番13-203号 コ ムハウス和白東、住民票上の住所福岡市東区 和白東4丁目13番13-101号 コムハウス和 白東 債務者 小林 優之 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第450号 沖縄県糸満市字糸満198番地 メゾン東宝II 202号 債務者 金城 恵(旧姓玉城) 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 那覇地方裁判所民事第3部 令和7年(フ)第443号 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割80番 地1 三堤住宅4号棟20号 債務者 小松 作子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第1476号 仙台市青葉区小松島2丁目19番14号 ダ フィーネ小松島201 債務者 佐藤ゆかり 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第1391号 仙台市青葉区国見1丁目18番3号 ユースハ イツ下202 債務者 斎藤 朱莉 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第1477号 仙台市青葉区小松島2丁目19番14号 ダ フィーネ小松島201 債務者 佐藤 聖哉 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第1412号 仙台市太白区山田上ノ台町16-10 レオバレ スエスボワールII103、住民票上の住所青森 県三沢市東町3丁目5番地3号 第2木崎野 荘17 債務者 渡辺 史孝 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第1465号 仙台市泉区本田町14番13号 セレーノ・コ ト201 債務者 大津 育恵(旧姓畠中)	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第1478号 仙台市青葉区小松島2丁目19番14号 ダ フィーネ小松島201 債務者 佐藤 雷 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第1475号 山形県鶴岡市大塚町4番24号 フレンズハウ ス103号室、前住所山形県鶴岡市高坂字橋ノ 下95番地3 債務者 佐藤 信也 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 山形地方裁判所鶴岡支部
---	---	---

## 令和7年(フ)第209号

福島県二本松市神明石113番地

債務者 佐藤 俊介

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 福島地方裁判所

## 令和7年(フ)第156号

茨城県結城市大字大木409番地46

債務者 高野不可司

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 水戸地方裁判所下妻支部

## 令和7年(フ)第782号

栃木県宇都宮市城東2丁目4番12号 セジュールH I R O A棟202号、前住所栃木県宇都宮市岩曽町971番地2 コーポ翼101号

債務者 伊藤 仁

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第2713号

横浜市青葉区しらとり台56番地7 101

債務者 広野 祐満

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2764号

横浜市港北区高田西2丁目22番22号 シャルマンA 201

債務者 北村 遙

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2914号

横浜市中区松影町2丁目7番地9 さかえ館803号室

債務者 上村 貴弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2945号

神奈川県茅ヶ崎市本村1丁目2番29号 亜パレス102

債務者 矢部 宏伸

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2978号

神奈川県鎌倉市長谷5丁目5番5号

債務者 菅野 秀彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第3165号

横浜市神奈川区平川町2番地11 コスモハイツ平川101号

債務者 石井 健一

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第3350号

横浜市南区真金町2丁目19番地6 レジデンス横504号

債務者 齊藤加代子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第94号

新潟県上越市春日山町1丁目9番25号 エクセレントファインA棟 105号

債務者 小松崎和彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 新潟地方裁判所高田支部

## 令和7年(フ)第257号

長野県中野市大字新保413番地1、旧住所長野県上高井郡小布施町大字小布施178番地5 ボヌールスクエアD202

債務者 番場 淳

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 長野地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第371号

静岡県沼津市原町3丁目4番地 県営原町中団地F-404、前住所静岡県沼津市岡一色832番地の1 アムール石塚304

債務者 勝又 貴子

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年(フ)第163号

島根県松江市西持田町362番地147

債務者 安井 敏義

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 松江地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第745号

岡山県瀬戸内市長船町服部836番地

債務者 砂崎 正和

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第748号

岡山市北区撫川1320番地1 ハイデンス岡山705号

債務者 武田 泰子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 岡山地方裁判所第3民事部

<b>令和7年(フ)第772号</b> 岡山市東区瀬戸町笛岡701番地 債務者 吉田 朋加 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 岡山地方裁判所第3民事部	<b>令和7年(フ)第1308号</b> 広島市西区観音新町1丁目30番2-303号 債務者 呉 邦子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第1309号</b> 愛媛県西条市下島山甲456番地 債務者 十亀 和江 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 松山地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第1348号</b> 東京都東大和市新堀1丁目1526番地の1新堀マンション101 債務者 小澤 君佳 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係
<b>令和7年(フ)第1248号</b> 広島県山県郡北広島町本地2036番地2 債務者 桐原亜希美 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第170号</b> 山口県下関市上田中町7丁目11番25号 債務者 山口 幸恵(旧姓邊見・野村) 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	<b>令和7年(フ)第2460号</b> 福岡市南区長丘2丁目24番20号 武末ビル306号 債務者 矢内 裕子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 松山地方裁判所西条支部	<b>令和7年(フ)第2343号</b> 東京都東久留米市野火止2丁目24番8号 債務者 半澤布美恵 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1261号</b> 広島県東広島市八本松西1丁目5番18号201号 債務者 小中 愛理 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和8年(フ)第3号</b> 山口県下関市豊北町大字角島1132番地 債務者 池本 照美 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	<b>令和7年(フ)第2504号</b> 福岡県大野城市川久保1丁目13番22号 202号 債務者 浅野 雪美 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第5997号</b> 大阪市天王寺区玉造元町20番6-202号 債務者 高田ふみ子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1302号</b> 広島市安佐北区落合1丁目12番7-102号 債務者 武田 恵子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第442号</b> 香川県高松市川部町926番地25 債務者 寺井 美紀 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	<b>令和7年(フ)第127号</b> 福岡県行橋市中央3丁目6-5セフティワン401号室、住民票上の住所福岡市早良区昭代3丁目5番24-203号パークノヴァ高取南 債務者 山下 清孝 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第127号</b> 福岡県行橋市中央3丁目6-5セフティワン401号室、住民票上の住所福岡市早良区昭代3丁目5番24-203号パークノヴァ高取南 債務者 山下 清孝 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部



令和7年（フ）第6674号 大阪府寝屋川市香里南之町7番25号（105号） 債務者 西野 昇 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第1307号 広島市西区観音本町2丁目7番11-202号 債務者 池田 楓芽 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（フ）第670号 兵庫県尼崎市西本町北通4丁目103番地リトルグリーン北通104号 債務者 岡本 智子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年（フ）第199号 宮城県大崎市古川南新町6番33号 債務者 坂本 留美 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年（フ）第6726号 大阪府高槻市川西町1丁目26番26号 債務者 古田小夜子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第159号 栃木県足利市山下町960番地3 債務者 澤田 順子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年（フ）第707号 兵庫県尼崎市東園田町2丁目115番地リエス園田205、前住所兵庫県尼崎市上坂部1丁目3番31-505号川上方 債務者 田中久美子（旧姓北内） 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年（フ）第2309号 東京都立川市富士見町1丁目4番32号グラン ドステータス篠原ビル201号 債務者 佐藤 竜蔵 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（フ）第1258号 広島市安佐南区相田2丁目14番36号 債務者 世良田由美 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（フ）第593号 兵庫県西宮市名塩茶園町14番6号 債務者 大村 剛 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年（フ）第47号 徳島県美馬市美馬町字中野24番地2 債務者 新田 直季 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 徳島地方裁判所美馬支部	令和7年（フ）第774号 静岡県焼津市五ヶ堀之内340番地 ボーネン K II 303 債務者 中山 英子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第1262号 広島市西区井口4丁目2番32-103号 債務者 松本 健 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（フ）第657号 兵庫県尼崎市水堂町4丁目5番23号 債務者 MAYBERRY PRINCE M ARCUS（マイベリープリンスマーカス） 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年（フ）第50号 徳島県美馬市脇町木ノ内4044番地2 コーポ カネヨシ103 債務者 藤島 玲樺 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 徳島地方裁判所美馬支部	令和7年（フ）第942号 神戸市西区押部谷町西盛566-167 債務者 白川 勝美（旧姓若山） 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1130号**  
 神戸市中央区脇浜海岸通3丁目2番14-603号  
 債務者 藤野みどり  
 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
 　　神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1160号**  
 神戸市東灘区深江北町5丁目3番1-302号  
 債務者 藤井 界一  
 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
 　　神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1167号**  
 神戸市兵庫区荒田町4丁目1番16-203号、  
 従前の住所神戸市兵庫区荒田町4丁目1番17号  
 債務者 石原マチ子  
 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
 　　神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1170号**  
 神戸市須磨区高倉台4丁目2番1-1306号  
 債務者 本多千代子  
 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
 　　神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1173号**  
 神戸市北区花山東町1番9-801号  
 債務者 福原 三郎  
 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
 　　神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第553号**  
 兵庫県西宮市上甲子園1丁目1番24-401号  
 債務者 田中 富人  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
 　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第680号**  
 兵庫県尼崎市武庫町3丁目12番10号、前住所  
 大阪市阿倍野区文の里4丁目23番13号ピアミルキィ202号  
 債務者 嶋山世莉夏  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
 　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第703号**  
 兵庫県尼崎市武庫之荘西2丁目49番8号メゾン大和5号館315号  
 債務者 友岡 進  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
 　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第709号**  
 兵庫県尼崎市金楽寺町1丁目4番20-1011号  
 債務者 村上 英男  
 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
 　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第84号**  
 福岡県直方市大字植木1176番地2 友原アパート1号室  
 債務者 永井めぐみ  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
 　　福岡地方裁判所直方支部

**令和7年(フ)第98号**  
 北海道小樽市高島1丁目6番20号、住民票上の住所北海道小樽市清水町19番8号  
 債務者 水野 和矢  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
 　　札幌地方裁判所小樽支部

**令和7年(フ)第203号**  
 北海道苦小牧市東開町5丁目10番11号B  
 債務者 宮戸 混介  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
 　　札幌地方裁判所苦小牧支部

**令和7年(フ)第204号**  
 北海道苦小牧市東開町5丁目10番11号B  
 債務者 宮戸 恵美  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
 　　札幌地方裁判所苦小牧支部

**令和7年(フ)第104号**  
 岩手県陸前高田市広田町字天王前35番地14  
 債務者 佐藤 賢太  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
 　　盛岡地方裁判所一関支部

**令和7年(フ)第223号**  
 福島県相馬郡飯舘村比曾字上比曾188番地  
 債務者 菅野 大輔(旧姓山田)  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
 　　福島地方裁判所

**令和7年(フ)第324号**  
 茨城県土浦市神立町2105番地2 ヴェルネージュ201  
 債務者 鎌田 成美  
 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
 　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

<b>令和7年(フ)第327号</b> 茨城県土浦市桜町3丁目13番13号 債務者 中川 雄二 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	<b>令和7年(フ)第63号</b> 福井県敦賀市木崎4号23番地の3 アメニティハウス301 債務者 安藤 優希 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福井地方裁判所敦賀支部	<b>令和7年(フ)第199号</b> 滋賀県近江八幡市緑町3丁目739番地3 債務者 中島美佐子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 大津地方裁判所彦根支部	<b>令和7年(フ)第341号</b> 徳島県徳島市中前川町1丁目5番地 コスモハイムⅢ 303号室 債務者 村田萌々子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 徳島地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第513号</b> 新潟市東区下場本町11-24 エクセル河内A 201、住民票上の住所新潟県五泉市南本町3 丁目3番45号 債務者 風間 大輝 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 新潟地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第91号</b> 三重県伊賀市平田1957番地 債務者 加藤英里子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 津地方裁判所伊賀支部	<b>令和7年(フ)第72号</b> 滋賀県長浜市東上坂町1206番地1 債務者 水野千代子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係	<b>令和7年(フ)第392号</b> 愛媛県松山市立花4丁目1番12号 第2コ一 ボ石山201号 債務者 武智千代子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 松山地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第570号</b> 新潟市中央区女池3丁目52番3号 ロイヤル ガーデンコートB105 債務者 宮川香澄沙(旧姓西尾) 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 新潟地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第347号</b> 三重県桑名市大字江場438番地5 債務者 岸本 京都 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	<b>令和7年(フ)第263号</b> 徳島県徳島市津田本町3丁目3番12-202号 ラフォーレ、旧住所徳島県徳島市津田本町2 丁目3番55号 債務者 門脇 沙耶 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 徳島地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第124号</b> 愛媛県四国中央市三島朝日1丁目5番9号 大塚団地4棟9号 債務者 増井奈央子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 松山地方裁判所西条支部
<b>令和7年(フ)第333号</b> 金沢市横川5丁目344番地2 ハイツピア201 号、従前の住所金沢市黒田1丁目75番地2 アルヴィレージ2D号 債務者 今岡 右京 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 金沢地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第197号</b> 滋賀県東近江市宮川町691番地223 債務者 田尻 幸乃 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 大津地方裁判所彦根支部	<b>令和7年(フ)第337号</b> 徳島県徳島市北沖洲3丁目9番18-305号 ギャラック沖洲 債務者 濱本 雄平 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 徳島地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第46号</b> 愛媛県宇和島市吉田町立間2番耕地967番地 債務者 木戸岡 巧 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時30 分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 松山地方裁判所宇和島支部

**令和7年(フ)第47号**  
愛媛県宇和島市吉田町立間2番耕地967番地  
債務者 木戸岡順子  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
松山地方裁判所宇和島支部  
**令和7年(フ)第121号**  
福岡県飯塚市幸袋540番地27 市営幸袋池田住宅1棟135号  
債務者 森山 弥生  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
福岡地方裁判所飯塚支部民事部  
**令和7年(フ)第571号**  
宮崎市新城町59番地1 サンヴィラージュ306号  
債務者 山口 雄一  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第598号**  
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋987番地2  
岩城ハイムⅠ106号室  
債務者 百武 広子  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第221号**  
宮崎県延岡市桜ヶ丘1丁目17番地5  
債務者 河野 利幸  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係  
**令和7年(フ)第98号**  
佐賀県唐津市浜玉町大江200番地10  
債務者 吉村 龍夫  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係  
**令和7年(フ)第342号**  
青森市浪館前田2丁目28番35号、旧住所東京都練馬区早宮2丁目20番11号 シック平和台301号室  
債務者 羽賀 香織  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで  
青森地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第524号**  
神奈川県愛甲郡愛川町中津368番地の4 サンシティ1201  
債務者 濱田みどり  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部  
**令和7年(フ)第588号**  
神奈川県小田原市酒匂4丁目1番18-216号  
債務者 横山 弘  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部  
**令和7年(フ)第789号**  
熊本県宇土市神馬町175番地 ドリームリュウ101、前住所熊本市南区富合町榎津535番地13  
債務者 鈴木 誠一

<p><b>令和7年(フ)第796号</b>          熊本県菊池郡菊陽町花立1丁目9番1-302          号 AXIAL B棟          債務者 上田 錦加          1 決定年月日時 令和8年1月13日午後2時          2 主文 債務者について破産手続を開始する。          　　本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで          　　熊本地方裁判所民事第1部破産再生係  <b>破産手続廃止及び免責許可決定</b></p> <p><b>令和7年(フ)第677号</b>          仙台市青葉区福沢町4番6号          破産者 高橋 弘子          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。          　　仙台地方裁判所第4民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第970号</b>          仙台市宮城野区岡田字寺袋浦15番地の10、破産手続開始決定時の住所仙台市太白区金剛沢3丁目16番3-2号          破産者 大武 優香          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。          　　仙台地方裁判所第4民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第1059号</b>          仙台市青葉区みやぎ台2丁目8番1号 ドリームヒルズみやぎ台204          破産者 菊地 正登          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。          　　仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第1105号</b>          仙台市宮城野区原町5丁目13番8号 シャトル原町202、従前の住所仙台市宮城野区幸町2丁目18番22号 ヨークプラザ5-207          破産者 伊藤 光詔          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第1132号</b>          仙台市泉区南光台1丁目21番19号 ロフティアーバンⅢ-202          破産者 成田 智          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第410号</b>          新潟市東区東中野山7丁目17番16号 シエルハウスA102号          破産者 仁多見孝子          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第109号</b>          広島県世羅郡世羅町大字西神崎654番地4          破産者 伊藤 拓也          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第1208号</b>          福岡市東区菅松1丁目13番4-702号 グラン・スヴィール          破産者 林 晃平          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第1682号</b>          福岡県福津市西福間3丁目45番7号          破産者 廣渡 のえ          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第1757号</b>          福岡市早良区野芥3丁目27番1-303号 サンパーク野芥          破産者 桑原 秀幸          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第1789号</b>          福岡県春日市大谷4丁目34番地1 ホワイトコーポ大谷404号          破産者 石井由里子          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p><b>令和7年(フ)第1868号</b>          福岡市東区三苦2丁目19番5号          破産者 鈴木 清隆          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第1988号</b>          福岡市南区大楠3丁目13番15-102号 リーム高宮          破産者 穂坂あかね          1 決定年月日 令和8年1月9日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第270号</b>          神奈川県秦野市水神町8番40号          破産者 榎本奈緒美          1 決定年月日 令和8年1月13日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第429号</b>          神奈川県厚木市長谷1286番地13 リアンI-203          破産者 菊地 昭文          1 決定年月日 令和8年1月13日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第531号</b>          神奈川県足柄上郡開成町延沢1952番地4          破産者 角張 太一          1 決定年月日 令和8年1月13日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p><b>令和7年(フ)第429号</b>          神奈川県厚木市長谷1286番地13 リアンI-203          破産者 菊地 昭文          1 決定年月日 令和8年1月13日          2 主文 本件破産手續を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。          4 主文 破産者について免責を許可する。</p>
--	--	--	---

<b>令和7年(フ)第38号</b>	新潟市西区上新栄町5丁目7番76号 ハウス 北斗星101号 破産者 駒野 博之 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	新潟地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第319号</b>	新潟市北区松浜本町3丁目10番2号 コーポ A102号室、住民票上の住所新潟市北区太夫 浜464番地1 破産者 渡邊 修平 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	新潟地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第77号</b>	石川県小松市大領中町1丁目243番地3 メ ゾン・ド・サーラ201、従前の住所札幌市豊 平区平岸1条8丁目1番1号 HILL TO POWER-08C号 破産者 奥山 優一 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	金沢地方裁判所小松支部
<b>令和7年(フ)第44号</b>	福井市新田塚1丁目70番19号 破産者 玉木 誠 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	福井地方裁判所民事部破産係

<b>令和7年(フ)第123号</b>	福井県坂井市丸岡町寅国第3号7番地 破産者 高尾 幸恵 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	福井地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第183号</b>	福井県越前市姫川2丁目6番18号、旧住所奈 良市左京2丁目2番地の133 破産者 山田 修 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	福井地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第252号</b>	福井市二の宮4丁目16番5号 レジデンス黒 葉202 破産者 中山 光義 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	福井地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第152号</b>	静岡市清水区押切2198番地 アルシオネ202、 旧住所静岡市清水区馬走北5番16号 ハイ コーポ狐ヶ崎703 破産者 太田 晃史 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	静岡地方裁判所民事第2部
<b>令和6年(フ)第483号</b>	愛知県岡崎市細川町字仲間町77番地、前住所 愛知県岡崎市鴨田本町16番地1 ブランドー ル シルヴィー 103 破産者 水越 広太 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第484号</b>	愛知県安城市住吉町7丁目3番地1 グリー ンハイツC-4、前住所愛知県安城市今池町 3丁目7番29号 県営住宅2-205 破産者 島村 亘 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

<b>令和7年(フ)第485号</b>	愛知県安城市安城町宮前83番地 A・City y宮前403 破産者 浅井雄一郎 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第27号</b>	鳥取県倉吉市巖城1150番地18 破産者 森田 健一 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所倉吉支部
<b>令和6年(フ)第57号</b>	香川県三豊市豊中町比地大1579番地 破産者 藤田 信哉 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所観音寺支部
<b>令和7年(フ)第365号</b>	宮崎市大字芳士985番地1 フラワーマン ション花ヶ島4番館503号 破産者 的場 龍二 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>免責許可決定</b>	
<b>令和7年(フ)第2445号</b>	名古屋市守山区森孝4丁目516番地 三軒家 住宅4棟101号 破産者 青山日出夫

<b>令和7年(フ)第485号</b>	1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2465号</b>	愛知県知多郡美浜町大字河和字岡ノ脇37番地 1 アパートメント岡ノ脇B棟4号 破産者 河合 千恵 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第853号</b>	大阪府河内長野市木戸西町1丁目9番51— 502号 破産者 樽角 信夫 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第855号</b>	堺市北区金岡町704番地2 エバーグリーン 金岡4号館406号室 破産者 野口 卓馬(旧姓吉田) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第862号</b>	大阪府高石市西取石1丁目7番36—201号 破産者 和工業こと 浅井 和敏 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第874号</b>	大阪府松原市柴垣2丁目530番地の3 破産者 柄山 俊之 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第889号</b>	大阪府松原市河合2丁目5番12号 破産者 香西 義信 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第898号</b>	大阪府河内長野市南花台3丁目6番40—517 号 破産者 上島 和美 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第914号</b>	堺市南区原山台1丁7番12—407号 破産者 大原 珠羅 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第407号</b>	大阪府岸和田市田治米町286番地の4 破産者 河野 未歩 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第487号</b>	大阪府泉北郡忠岡町忠岡南2丁目6番9号 メゾン忠岡103 破産者 澤村 凌平 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第506号</b>	大阪府泉大津市豊中530番地 芝野荘3号 破産者 濱本 英明 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第507号</b>	大阪府貝塚市堀3丁目27番8—804号 破産者 浦 太輔 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第511号</b>	大阪府岸和田市池尻町40番地の4 シェソ ワ・リヴェール402号 破産者 和泉 佑一 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第517号</b>	大阪府府和泉市池下町1791番地の1—313号 破産者 中平 麻有 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第524号</b>	大阪府泉佐野市鶴原2丁目10番8号 破産者 内野 加代 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第525号</b>	大阪府泉南市樽井2丁目35番60—402号 破産者 嘉戸 久美 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第526号</b>	大阪府泉佐野市東羽倉崎町2番8—2号 破産者 赤根 雄飛 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第527号</b>	大阪府府和泉市青葉台3丁目13番14号 破産者 西本 進 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第528号</b>	大阪府岸和田市南町49番15号 破産者 池田 美香 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第635号</b>	神戸市兵庫区夢野町2丁目12番地 夢野マン ション141、従前の住所神戸市兵庫区上三条 町4—18—302 破産者 佐多 圭子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部

<b>令和7年(フ)第469号</b>	兵庫県姫路市書写1070番地1 市営書写東住宅2棟2105号 破産者 粕谷 彩加 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第476号</b>	兵庫県姫路市広畑区西蒲田341番地3 破産者 島原真由美 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第487号</b>	兵庫県相生市若狭野町若狭野235番地26 魚橋病院、住民票上の住所兵庫県姫路市四郷町坂元338番地 塩谷大和方 破産者 井川 伊織 成年後見人 井ノ原頼規 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第528号</b>	京都府与謝郡与謝野町字岩滝170番地5 フォーブル岩滝102号 破産者 山本 将隆 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第535号</b>	兵庫県加古川市平莊町里191番地の17 破産者 定行 騎士 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第547号</b>	兵庫県加古川市平岡町新在家1673番地の1 カナハイツ205号 破産者 永尾 歌子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部

<b>令和7年(フ)第555号</b>	兵庫県姫路市広畑区才766番地2 ウエルヴィラ平松101 破産者 名村 萌 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第565号</b>	兵庫県姫路市網干区余子浜79番地11 メゾンヨコハマ106 破産者 上田 竜輝 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第566号</b>	兵庫県姫路市網干区余子浜79番地11 メゾンヨコハマ106 破産者 上田真理子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第228号</b>	奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目27番5—103号 破産者 富永 敏美 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第239号</b>	奈良市杏町580番地の1 Sincere101号 破産者 墓谷 真綾 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第243号</b>	奈良市学園朝日町5番8—301号 破産者 塩見和三郎 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第249号</b>	奈良県天理市前栽町134番地 ロイヤルアーバン102 破産者 岡本真奈美
<b>1 決定年月日 令和8年1月8日</b>	奈良地方裁判所破産係
<b>2 主文 破産者について免責を許可する。</b>	
<b>令和7年(フ)第269号</b>	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目9番4号(104) 破産者 田元 麗奈(旧姓大和久) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第36号</b>	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後345番地1オハナ103号室 破産者 中野 和哉(旧姓渡邊) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所倉吉支部
<b>令和7年(フ)第9号</b>	岡山県新見市哲多町大野2034番地5 破産者 滝岡 常男 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所新見支部
<b>令和7年(フ)第650号</b>	北九州市門司区春日町22番19号(春日病院)、前住所北九州市門司区原町別院11番7号 破産者 ピストロ加比丹こと 下蘭 正行 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第788号</b>	北九州市小倉南区徳力新町1丁目12番24号(C棟102)、前住所北九州市小倉南区南方2丁目12番10号(101) 破産者 森本 陽子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第802号</b>	北九州市小倉南区城野2丁目1番10—403号 破産者 醒井みどり 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第825号</b>	北九州市八幡西区馬場山東3丁目10番20—303号 破産者 松本 龍一 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第826号</b>	福岡県中間市桜台1丁目9番18—203号 破産者 増田 春美 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第848号</b>	北九州市戸畠区千防3丁目9番10—101号、前住所北九州市若松区中川町1番28—404号 破産者 柴田 美希 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第849号</b>	北九州市小倉北区上到津4丁目8番7号(206)、前住所北九州市戸畠区西大谷2丁目9番13号 破産者 早野 光一 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第850号</b>	北九州市若松区白山2丁目11番24号 破産者 澤田 友恵 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第862号</b>	北九州市門司区新原町3番15—201号 破産者 尾澤 拓実 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第863号**  
北九州市八幡西区岩崎2丁目1番5号  
破産者 久保田小夜子  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第865号**  
北九州市小倉北区神岳2丁目2番37-202号  
破産者 安武 麻美  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第873号**  
北九州市小倉北区清水4丁目1番26-1008号、前住所北九州市小倉北区神岳2丁目4番14号(小文字荘11号)  
破産者 木村 京子  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第879号**  
北九州市小倉北区高坊2丁目12番10-702号、前住所北九州市小倉北区白銀2丁目2番7-105号  
破産者 堀切 靖  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第896号**  
北九州市八幡西区千代ヶ崎2丁目7番23-202号  
破産者 市川 恭子  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第443号**  
熊本県菊池市泗水町吉富17番地1、前住所熊本県菊池市隈府1060番地14 近藤コープ3号  
破産者 山下よしえ  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第498号**  
熊本市西区池田1丁目29番27号 エンゼルシャトー103号  
破産者 原 杏美  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第585号**  
熊本県宇土市松原町29番地5  
破産者 田代 亜紀  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第625号**  
熊本市北区打越町34番37号 グリーンハイツ打越107  
破産者 楠田 英孝  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第634号**  
熊本市東区新南部2丁目1番35号 ケアハウスわらべ苑302号  
破産者 真嶋 雄亀  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第113号**  
鹿児島県鹿屋市新生町23番4-403号  
破産者 築地 隆充  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和7年(フ)第114号**  
鹿児島県鹿屋市新生町23番4-403号  
破産者 築地 理沙  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和7年(フ)第133号**  
沖縄県那覇市繁多川5丁目2番19号  
破産者 中真 繁子

1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

2 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第294号**  
沖縄県島尻郡八重瀬町字長毛282番地1  
破産者 大湾 敏子  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第412号**  
沖縄県那覇市牧志3丁目22番15号 コーポ並里II 2-C  
破産者 長嶺 幸一  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第413号**  
沖縄県那覇市牧志3丁目22番15号 コーポ並里II 2-C  
破産者 長嶺トシ子  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第421号**  
沖縄県浦添市伊祖3丁目8番16-401号 メゾンいそ2  
破産者 ラシッター千夏  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第75号**  
北海道伊達市舟岡町310番地14 レジデンスマラやま202号室  
破産者 松田 音王  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**令和7年(フ)第80号**  
北海道白老郡白老町東町2丁目2番19-101号 シングルパレードB棟  
破産者 山口 智也  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**令和7年(フ)第144号**  
青森県弘前市大字浜の町東2丁目10番地5、旧住所青森県青森市原別一丁目2番43号  
破産者 小笠原啓太  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
青森地方裁判所弘前支部

**令和7年(フ)第267号**  
盛岡市加賀野1丁目19番35-204号  
破産者 佐々木一史  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

## 令和7年(フ)第289号

岩手県紫波郡矢巾町大字又兵工新田第5地割  
361番地 サンローズD棟  
破産者 勝田 志保

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

## 令和7年(フ)第350号

盛岡市山王町7番8号 グリーンヒルA103号、前住所盛岡市本宮1丁目11番5号 チェリーハウス102号 (前々住所) 岩手県下閉伊郡岩泉町門字国境29番地  
破産者 境 愛美

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

## 令和7年(フ)第358号

盛岡市加賀野2丁目4番2-303号  
破産者 廣瀬 雅司

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

## 令和7年(フ)第361号

岩手県紫波郡紫波町江柄字福田1番地1  
破産者 平館 利幸

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

## 令和7年(フ)第126号

岩手県花巻市石鳥谷町滝田第12地割97番地2  
破産者 菊池 厚

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所花巻支部

## 令和7年(フ)第186号

山形市白山3丁目3番3-8号 クレスト白山 2F  
破産者 影山 真穂

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第228号

山形県天童市久野本2丁目2番10号 アーバンハウス谷川 202号、前住所山形県天童市芳賀タウン北1丁目9番15号 ラ・カーサ・ミーアII 201号  
破産者 高橋 月乃

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第275号

茨城県つくば市春日4丁目5番地4  
破産者 畑中 美佳

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

## 令和7年(フ)第151号

千葉県山武市松ヶ谷口3355番地2  
破産者 高田 吉園

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

## 令和7年(フ)第183号

千葉県東金市西福俵72番地31  
破産者 安部 智津

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

## 令和7年(フ)第2110号

横浜市中区松影町3丁目9番地5 第三平成館210号室  
破産者 穂浪 裕司

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2149号

神奈川県藤沢市南藤沢5番12号 ブルーバイ  
ン湘南203号室  
破産者 佐々木悦子

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2154号

横浜市緑区三保町2334番地 市営三保グリー  
ンハイツ6棟203号  
破産者 米山 成一

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2210号

横浜市旭区上白根町891番地 西ひかりが丘  
団地17街区3棟501号  
破産者 塩田 浩己

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第275号

茨城県つくば市春日4丁目5番地4  
破産者 畑中 美佳

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

## 令和7年(フ)第151号

千葉県山武市松ヶ谷口3355番地2  
破産者 高田 吉園

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2242号

横浜市泉区上飯田町1331番地 市営上飯田團  
地33棟102号  
破産者 小泉 豊

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2243号

横浜市南区六ツ川2丁目74番地2 ライオン  
ズマンション六ツ川B棟103号  
破産者 山下 則雄

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2265号

横浜市中区寿町3丁目11番地7 ニュー青葉  
荘4-30  
破産者 黒川 哲夫

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2268号

横浜市鶴見区上末吉5丁目16番30号 メゾン  
サンヒルズ203号室  
破産者 田中 辰昌

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2286号

横浜市南区井土ヶ谷上町13番8号 ハイツ福  
住荘202  
破産者 川嶋 亨

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2291号

横浜市南区永田みなみ台2番11-1206号  
破産者 斎藤 信吾

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2303号

横浜市保土ヶ谷区今井町39番地1 キヤッス  
ル美研101号  
破産者 栗原 修一

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2305号

横浜市港北区日吉本町3丁目32番24号 箕輪  
ハイツ210  
破産者 石丸 淳

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2349号

横浜市中区寿町3丁目10番地14 第五浜松荘  
611号室  
破産者 菅谷光次郎

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2357号

横浜市鶴見区梶山1丁目10番14号 小林ビル  
302号室  
破産者 伊良波直也

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2359号**  
横浜市中区西之谷町25番地1 ユナイト山手  
ラングミュアの杜106号  
破産者 加賀谷直人  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2371号**  
横浜市緑区青砥町594番地 リバーサイド豊  
島B 101号  
破産者 平田真沙美  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2390号**  
神奈川県鎌倉市山崎1934番地1 ハイツファ  
ミール101  
破産者 間瀬 良一  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2394号**  
横浜市南区清水ヶ丘253番地1 ユナイト南  
太田バルト・ロメオ102  
破産者 岩崎 夏美  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2410号**  
横浜市旭区川井本町80番地5 グランデュー  
ル志村201、開始決定時の住所横浜市旭区鶴  
ヶ峰本町1丁目3番6-201号  
破産者 三品 浩一  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2416号**  
横浜市旭区柏町20番地16  
破産者 矢部 貴之  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2431号**  
横浜市旭区本宿町2番地16 グレートヒルツ  
105  
破産者 笠石むつ子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2452号**  
神奈川県藤沢市遠藤2797番地の2 ノーブル  
ヒル202  
破産者 澤口 泰久  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2476号**  
横浜市戸塚区下倉田町310番地1 クレイノ  
うたり101号  
破産者 小原早友実  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2498号**  
横浜市港北区箕輪町3丁目26番8-206号  
破産者 前田 貴美  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2548号**  
横浜市港北区下田町4丁目2番B-1104号  
破産者 阿部 圭介  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2560号**  
横浜市中区若葉町3丁目51番地7 シーネク  
ス横濱東橋II 703号室  
破産者 斎藤 雅美  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2572号**  
横浜市神奈川区七島町37番地10 ピュアスプ  
リング子安102号  
破産者 吉岡 隆夫

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

**令和7年(フ)第2624号**  
横浜市金沢区町屋町35番4号 シーサイド金  
沢405  
破産者 上原 麻美  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2628号**  
横浜市栄区公田町250番地 カーサ栄5-608  
号  
破産者 中谷久美子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2659号**  
横浜市港南区野庭町628番地 野庭住宅12棟  
406号  
破産者 吉良 孝司  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第378号**  
神奈川県伊勢原市串橋278番地 県営串橋ハ  
イツ105号  
破産者 井戸 誠  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第514号**  
神奈川県伊勢原市西富岡1325番地の7 富岡  
ホーム  
破産者 浦田 政廣  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第555号**  
神奈川県厚木市三田47番地39  
破産者 片山 忠弘  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第171号

富山市栄町1丁目10番2-303号 コーポレーション栄町  
破産者 岡本 美香

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 富山地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第277号

金沢市平和町2丁目29番6号 PACE 1号、従前の住所長崎県南島原市有家町山川758番地4  
破産者 大垣 惠水

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 金沢地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第85号

石川県能美市寺井町79番地  
破産者 古田 幸子

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 金沢地方裁判所小松支部

## 令和7年(フ)第105号

長野県千曲市大字桜堂149番地  
破産者 鈴木 薫羅

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 長野地方裁判所上田支部

## 令和7年(フ)第109号

長野県上田市塩川3057番地1、住民票上の住所長野県小県郡長和町大門2605番地の1  
破産者 松山 茜

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 長野地方裁判所上田支部

## 令和7年(フ)第189号

長野県木曽郡木曽町新開571番地  
破産者 明石 美香

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所松本支部

## 令和7年(フ)第203号

長野県安曇野市豊科2226-12 ディアス南豊科B201、住民票上の住所長野県飯田市箕瀬町3丁目2567番地10  
破産者 安藤 理奈(旧姓酒井・熊谷)

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 長野地方裁判所松本支部

## 令和7年(フ)第205号

長野県松本市中央3丁目7番31号 井垣屋テナントH号室  
破産者 上野ロジャーナこと UENO ROJANA

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 長野地方裁判所松本支部

## 令和7年(フ)第631号

静岡県藤枝市青葉町4丁目8番11号 サンシティY101号  
破産者 阿部 眞弓

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第667号

静岡市駿河区下川原3丁目29番2号 パークサイド露島105号  
破産者 渡辺 彩佳(旧姓飛田)

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第674号

静岡市清水区船越東町718番地の17  
破産者 加藤 夢奈

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第680号

静岡市駿河区丸子5541番地の35  
破産者 岩本 正人

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第327号

愛知県刈谷市井ヶ谷町井田38番地2 クリエイトコスモ21B棟201号  
破産者 宮戸可南子

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第443号

愛知県岡崎市大門5丁目4番地1 ハイツリバーイーストII 105、前住所愛知県額田郡幸田町大字横落宇竹ノ花53番地1 レオパレス横落 108  
破産者 大木 章司

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第449号

愛知県豊田市美里3丁目10番地12 スピカトゥールス101号  
破産者 山田 優気

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第454号

愛知県豊田市花園町小松原14番地1 笑和とよた、前住所愛知県豊田市中根町町田14番地3  
破産者 鶯見とよ子

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第462号

愛知県碧南市幸町2丁目57番地  
破産者 井上 将成

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第486号

愛知県岡崎市六名本町15番地10 ハイツまえの 102  
破産者 濱田 芳一

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第492号

愛知県西尾市戸ヶ崎町清水1番地1、前住所愛知県名古屋市緑区鳴海町字中汐田227番地グレートアンジュT203号  
破産者 山口凜太郎

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第504号

愛知県岡崎市東大友町字松花28番地 第1大友ハイツ203、前住所愛知県岡崎市明大寺町字仲ケ入2番地3 カーサ明大寺8(前々住所)愛知県額田郡幸田町大字芦谷字毛倉29番地 シャーメゾン毛倉 A-201  
破産者 神谷 翔

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第513号

愛知県豊田市柿本町7丁目26番地1 サニーハイツA-101号、前住所愛知県豊田市田中町3丁目95番地4 シャトルハイツA 202号  
破産者 西方 清二

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第514号

愛知県豊田市柿本町7丁目26番地1 サニーハイツA-101号、前住所愛知県豊田市田中町3丁目95番地4 シャトルハイツA 202号  
破産者 西方眞智子

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第522号

愛知県岡崎市福岡町字下夕畠24番地1、前住所愛知県岡崎市鴨田町字山畔1番地2 市営荒井山荘 2-101  
破産者 山本 慶子

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第524号**  
愛知県岡崎市真伝1丁目10番地8 サープラ  
スグレイスⅢ 102  
破産者 島袋 清匡  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係  
**令和7年(フ)第533号**  
愛知県岡崎市八帖町往還通32番地  
破産者 岡田 理央  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係  
**令和7年(フ)第550号**  
愛知県刈谷市下重原町2丁目14番地 県営重  
原住宅304号  
破産者 川口 友輔  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係  
**令和7年(フ)第568号**  
愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入68番地 ア  
ラキハイツ 202、前住所愛知県岡崎市藤川  
台1丁目3番6号  
破産者 池田 正成  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係  
**令和7年(フ)第573号**  
愛知県豊田市西中山町猿田70番地79  
破産者 須貝友莉恵  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係  
**令和7年(フ)第588号**  
愛知県みよし市三好丘緑3丁目3番地6  
破産者 市川 智子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係  
**令和7年(フ)第600号**  
愛知県知立市谷田町上空池25番地79 エレガ  
ンテ201号、前住所愛知県知立市昭和5丁目  
10番地25  
破産者 立元 瑞莉

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係  
**令和7年(フ)第234号**  
三重県いなべ市大安町門前2385番地 ドマー  
ニ・オドーレC 202  
破産者 朴 栄植  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和7年(フ)第258号**  
三重県四日市市金場町1番40号 リュミエー  
ルメゾン110  
破産者 山中 崇伸  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和7年(フ)第268号**  
三重県四日市市天ヶ須賀4丁目5番26号 M  
Gアパート201  
破産者 高矢 義忠  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和7年(フ)第269号**  
三重県四日市市山城町245番地2  
破産者 佐久間大宗  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和7年(フ)第270号**  
三重県四日市市采女が丘2丁目29番地  
破産者 山田 英明  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和7年(フ)第273号**  
三重県桑名市大字下深谷部4684番地 市営住  
宅D-1  
破産者 大和 廣美  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和7年(フ)第275号**  
三重県四日市市楠町北五味塚1699番地1 グ  
レイスK楠A-201、前住所三重県四日市市  
楠町本郷1453番地7  
破産者 早川恵利子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和7年(フ)第276号**  
三重県鈴鹿市白子町3034番地の3 マンショ  
ン光洋白子402号、前住所三重県四日市市楠  
町本郷1453番地7  
破産者 早川 順也  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和7年(フ)第278号**  
三重県四日市市富田浜町21番12号  
破産者 鈴木田 竣  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和7年(フ)第74号**  
三重県伊勢市竹ヶ鼻町357番地3  
破産者 松本 純也  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所伊勢支部破産係  
**令和7年(フ)第81号**  
三重県志摩市志摩町片田2478番地2、前住所  
三重県鈴鹿市道伯5丁目16番31号  
破産者 山際 理香  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所伊勢支部破産係  
**令和7年(フ)第144号**  
大津市柳が崎3番2-823号、前住所新潟市  
西区東青山1丁目5番地1 プロローグ青山  
502  
破産者 五十嵐式子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第349号**  
大津市神領3丁目7番11号、前住所大津市一里山6丁目12番18号  
破産者 吉田 保  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第355号**  
滋賀県栗東市安養寺3丁目11番29—201号  
ロイヤルハイツ栗東  
破産者 照井明日佳  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第381号**  
滋賀県甲賀市水口町鹿深5番33—1—101号  
破産者 森 敦史  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第622号**  
京都市右京区西院矢掛町39番地17  
破産者 吉川運送こと 吉川 新一  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第688号**  
京都府向日市物集女町中条47番地の2 ノーブル物集女 103  
破産者 吉見 公美  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第876号**  
京都市南区唐橋花園町17番地 唐橋ハイツ2F南  
破産者 仲森 徹  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1065号**  
京都市右京区梅津構口町47番地 カノン208号  
破産者 ITサポートネットこと 角原 寿信

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1075号**  
京都府宇治市五ヶ庄日皆田53番地の5 ハイレスト白鳳306号  
破産者 橋本美紗樹（旧姓伴）  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1088号**  
京都市中京区壬生松原町61番地  
破産者 片桐 嘉代  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1119号**  
京都府宇治市木幡畑山田28番地52、住民票上の住所京都市伏見区深草鞍ヶ谷12番地1 深草324 203号室  
破産者 中村 優羽（旧姓吉田）  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1143号**  
京都市西京区樅原裕町2番地12  
破産者 今井 大騎  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1146号**  
京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町63番地  
破産者 千原 裕二  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1193号**  
京都市東山区三条通大橋東入三町目41番地  
プレサンス京都三条大橋雅殿204  
破産者 藤田 菜緒  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1201号**  
京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字辻出59番地  
破産者 牧野 亜紀  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1230号**  
京都府宇治市菟道田中44番地の7  
破産者 本田 恵  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1236号**  
京都市伏見区淀木津町250番地の13  
破産者 西村政子こと 金 政子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1241号**  
京都府宇治市広野町西裏23番地の4 サンヒルズハウス309号  
破産者 井上ひとみ  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1245号**  
京都市北区大北山原谷乾町43番地22 フィールドパレイマイズ313  
破産者 廣田 夏美  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1258号**  
京都府宇治市羽拍子町84番地の1 ボーン宇治1号館1315号  
破産者 野原 順子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1263号**  
京都市伏見区納所下野1番地 伏見納所団地11棟506号  
破産者 岩下 貴子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部

**令和7年(フ)第1269号**  
京都府京田辺市三山木直田36番地13 ラークヒルズ305号  
破産者 橋本龍一こと 全 相龍  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1310号**  
京都市中京区富小路通御池上る守山町177番地1 ベラジオ河原町御池 204  
破産者 小畠 光璃  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1316号**  
京都市西京区山田北ノ町5番地6  
破産者 木下 憲子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第4141号**  
大阪市東成区深江南2丁目1番21号 ハイツ21 303号  
破産者 酒井千栄子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4374号**  
大阪府門真市常盤町23番12号、前住所大阪府門真市新橋町30番11号  
破産者 佐原 潤子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4483号**  
大阪市西淀川区野里2丁目25番23—916号  
破産者 笠原いづみ（旧姓江川）  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4553号**  
大阪府豊中市浜1丁目18番38号  
破産者 浅生 康裕  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4629号**  
大阪市住之江区南港東1丁目7番69-722号  
破産者 竹地 千恵  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4657号**  
大阪市生野区舍利寺3丁目15番7号  
破産者 落合 妙子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4696号**  
大阪市東淀川区柴島3丁目8番18号  
破産者 島津佳名子(旧姓小川)  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4697号**  
大阪府高槻市登町2番A27-201号  
破産者 川島 良一  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4758号**  
大阪府枚方市中宮北町1番23-402号、前住所福岡県京都郡苅田町大字与原1789番地1  
(グランツⅡ205号室)  
破産者 青陽 嘉海  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4776号**  
大阪府枚方市楠葉野田2丁目32番9号  
破産者 河野 勝徳  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4799号**  
大阪府門真市大倉町13番16号 フローラ大倉  
104号  
破産者 山中 寿仁  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4852号**  
大阪市淀川区西宮原3丁目3番11-501号  
破産者 竹内 麻美  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4920号**  
大阪府摂津市鶴野1丁目5番17-5号、前住所大阪府摂津市鶴野1丁目5番17-6号  
破産者 宮永 春二  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4921号**  
大阪府摂津市鶴野1丁目5番17-5号、前住所大阪府摂津市鶴野1丁目5番17-6号  
破産者 宮永都美子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4944号**  
大阪市城東区今福南4丁目10番3-703号  
破産者 坂本 千早  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4945号**  
大阪府枚方市宮之阪3-16-21 大阪精神医療センターさくら病棟、住民票上の住所大阪市西成区萩之茶屋2丁目5番25号 アパート竹野 307号  
破産者 松長 克憲  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4968号**  
大阪市平野区喜連西3丁目1番22-710号  
破産者 奥村 聰  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4980号**  
大阪府八尾市高美町3丁目1番63-303号  
破産者 黒木 葵  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5008号**  
大阪市平野区平野南1丁目10番20号 ライフガーデン1303号  
破産者 若松 秀国  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5023号**  
大阪府守口市大日東町30番2号  
破産者 AEホーム企画こと 赤木栄次郎  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5032号**  
大阪市此花区西九条4丁目6番15号  
破産者 尾藤 涼香  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5035号**  
大阪市平野区長吉長原西1丁目3番30-701号  
破産者 中村 収  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5040号**  
大阪府茨木市上泉町6番20号 ラインハイム235号  
破産者 黒木 誠一

1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5041号**  
大阪市大正区泉尾1丁目33番1号  
破産者 板垣 勇  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5042号**  
大阪市大正区泉尾1丁目33番1号  
破産者 板垣 純子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5055号**  
大阪府門真市垣内町7番6号 高橋ハイツ101号  
破産者 稲見 明子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5059号**  
大阪市住吉区清水丘2丁目28番10号  
破産者 炭中 勝  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5067号**  
大阪府東大阪市吉田6丁目6番8号ハイツ幸201号室、前住所大阪府守口市大日東町25番8-416号  
破産者 石毛 俊浩(旧姓梅村)  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5068号**  
大阪府東大阪市吉田6丁目6番8号ハイツ幸201号室、前住所大阪府守口市大日東町25番8-416号  
破産者 石毛 典子  
1 決定年月日 令和8年1月9日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ) 第5073号</b>	大阪府寝屋川市高宮新町23番1—311号 破産者 吉満 仁 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5076号</b>	大阪府吹田市天道町14番11号 破産者 渡邊 弓子 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5087号</b>	大阪府池田市栄町9番17号 エルバビック 202、前住所大阪府池田市室町8番11号 破産者 小畠かおり 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5137号</b>	大阪府豊中市中桜塚2丁目31番35号106号 破産者 池田三佐子 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5138号</b>	大阪府豊中市中桜塚2丁目31番35号106号 破産者 池田 沙織 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5148号</b>	大阪市東淀川区北江口2丁目15番14号 破産者 川崎 美恵 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5154号</b>	大阪府吹田市豊津町46番T5—409号 破産者 三木 明子 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ) 第5168号</b>	大阪市住之江区浜口西1丁目9番10—103号 破産者 久武 右二 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5193号</b>	大阪府東大阪市吉田5丁目3番30号 エムズ ハウス 103号、前住所大阪府東大阪市友井 3丁目5番17号 破産者 菅原 智子 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5205号</b>	大阪府門真市小路町22番19—302号 破産者 都留栄美子 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5217号</b>	大阪市東淀川区大桐2丁目9番7—211号、 前住所大阪市福島区海老江3丁目14番12号 Aqua Village 301号 破産者 井上 真一 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5225号</b>	大阪市浪速区恵美須西3丁目3番26号 グラ ンドウイング 201号 破産者 入田 範里 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5227号</b>	大阪府東大阪市西岩田1丁目5番24号 西岩 田文化 103号 破産者 壁内千鶴子 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5232号</b>	大阪府高槻市東五百住町3丁目21番32号 破産者 西山喜代子 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5249号</b>	大阪府東大阪市近江堂1丁目4番15号 木村 マンション 103 破産者 荒木 健二 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5253号</b>	大阪市生野区小路東2丁目3番21号 ハレク ラニ小路 305号室 破産者 嶋中 秀雄 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5274号</b>	大阪市西成区千本中2丁目5番28号 千本中 2丁目文化 101号 破産者 中村 大司 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第5282号</b>	大阪市平野区加美北7丁目1番30号 破産者 小池由美子 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ) 第193号</b>	兵庫県伊丹市西台4丁目6番10号 メゾンウ エストメドーB105号 破産者 中嶋 友也 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
<b>令和7年(フ) 第198号</b>	兵庫県伊丹市中野西1丁目156番地2、前住 所宮城県仙台市太白区東中田4丁目1番14号 グランディール泰英2号館102 破産者 菅原 広史 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
<b>令和7年(フ) 第199号</b>	兵庫県川西市花屋敷1丁目12番3—120号、 前住所兵庫県川西市小戸2丁目3番4—201 号 破産者 田中 敏春 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
<b>令和7年(フ) 第202号</b>	兵庫県宝塚市清荒神1丁目1番6号 MKハ イム108号 破産者 和仁まどか 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
<b>令和7年(フ) 第221号</b>	兵庫県宝塚市山本丸橋4丁目2番302号 破産者 横山 一三 保佐人 木村 洋希 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
<b>令和7年(フ) 第225号</b>	兵庫県宝塚市安倉西2丁目8番1—605号 破産者 ヤマサキ ソニア ルシア (YAMA SAKI SONIA LUCIA) 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
<b>令和7年(フ) 第232号</b>	兵庫県宝塚市安倉南4丁目40番9号 エクセ ルコート安倉105号 破産者 村尾 幸子 保佐人 菊山 隆志 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係

<p><b>令和 7 年 (フ) 第 233 号</b> 兵庫県伊丹市池尻 6 丁目 237 番地 北池尻団地 1-129 号 破産者 大平真由美 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 10 号</b> 和歌山県新宮市清水元 2 丁目 3 番 5 号 丸山団地 5 号棟 126 号室、開始決定時の住所和歌山県新宮市王子町 3 丁目 10 番 1 号 松の木ハイツ 7 号 破産者 西 有紗 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所新宮支部</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 349 号</b> 香川県高松市浜ノ町 60 番 55-333 号 イトーピア 破産者 佐々木由美子 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 401 号</b> 大分県別府市亀川中央町 1 番 19 号 グランドライフ亀川 401 号 破産者 黒木 文楼 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第 1 部破産再生係</p>
<p><b>令和 7 年 (フ) 第 236 号</b> 兵庫県川西市小戸 2 丁目 7 番 15-303 号 破産者 東川 瞳 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 13 号</b> 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川閥 227 番地 破産者 瀧谷 昌子 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所新宮支部</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 76 号</b> 福岡県大牟田市大字歴木 807 番地 2 破産者 福本修一郎 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所大牟田支部</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 94 号</b> 宮崎県都城市久保原町 11 街区 57 の 3 号 ベルフィオーレ C 棟 102 号室 破産者 高田馨こと 高 基馨 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部</p>
<p><b>令和 7 年 (フ) 第 239 号</b> 兵庫県川西市小花 1 丁目 15 番 8 号 破産者 白石 偕司 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 242 号</b> 兵庫県宝塚市中筋山手 3 丁目 7 番 20 号 シャトーカイベ 101 破産者 鈴木こと 松本さくら 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 78 号</b> 福岡県大牟田市大字草木 385 番地 1 破産者 坂本由紀子 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所大牟田支部</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 97 号</b> 宮崎県都城市吉尾町 105-1 クレイルソフィア Y S 101 破産者 杉田 崇 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部</p>
<p><b>令和 7 年 (フ) 第 244 号</b> 兵庫県伊丹市稻野町 4 丁目 2 番地 シャトル稻野 301 号 破産者 野田 沙和 (旧姓大津) 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 86 号</b> 島根県出雲市稗原町 1439 番地 破産者 石川 瞳 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 島根地方裁判所米子支部</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 74 号</b> 福岡県田川郡香春町大字香春 1424 番地 白石アパート 6 号 破産者 高下 大和 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 101 号</b> 宮崎県都城市下水流町 3092 番地 1 破産者 吉元 秀美 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部</p>
<p><b>令和 7 年 (フ) 第 244 号</b> 兵庫県伊丹市稻野町 4 丁目 2 番地 シャトル稻野 301 号 破産者 野田 沙和 (旧姓大津) 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 8 号</b> 広島県府中市出口町 919 番地 2 破産者 岡村工業こと 岡村 五月 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 81 号</b> 福岡県田川郡大任町大字大行事 2171 番地 7 破産者 藤原 秀子 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 220 号</b> 神奈川県三浦市初声町高円坊 1040-2 福井記念病院、住民票上の住所青森県三戸郡田子町大字田子字田子上ノ平 21 番地 上ノ平住宅 9-2 号 破産者 大沢 宏至 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 7 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部</p>
<p><b>令和 7 年 (フ) 第 254 号</b> 兵庫県宝塚市平井 1 丁目 22 番 1 号 サングリーンハイツ II 102 破産者 國分 亜紀 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 188 号</b> 広島県福山市蔵王町 7159-14 社会福祉法人宏喜会 特別養護老人ホーム幸楽園、住民票上の住所広島県尾道市土堂 2 丁目 9 番 7 号 破産者 池精種苗店こと 池田 耕祐</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 96 号</b> 長崎県諫早市高来町三部壱 386 番地 2 破産者 野田 優也 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所大村支部破産係</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 230 号</b> 神奈川県横須賀市鶴居 2 丁目 12 番 K-205 号 破産者 小島さゆり 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 7 日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部</p>

## 令和7年(フ)第231号

神奈川県横須賀市鴨居2丁目12番K-205号

破産者 小島 大輔

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第246号

神奈川県横須賀市追浜東町3丁目43番地1

グラン・コート追浜1401

破産者 平本 深雪

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第249号

神奈川県横須賀市久里浜7丁目19番14号 久里浜SKビル103

破産者 榎本 超

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第1263号

福岡県福津市西福間1丁目10番11号 恵愛の里A-202号

破産者 吉田 季未

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1822号

福岡市西区内浜2丁目29番2号 グロリアス姪浜203号

破産者 松井 伸次

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1885号

福岡市南区高木3丁目15番16-103号 univeRs

破産者 吉田 佑希

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1896号

福岡県宗像市江口655番地5

破産者 小並たえ子

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1927号

福岡県筑紫野市美しが丘南1丁目6番地8

ジヨリ・メゾン102号

破産者 重松 文子

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1934号

福岡市博多区吉塚1丁目40番14-107号

カーサ吉塚

破産者 平田 憲吾

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1956号

福岡市博多区博多駅前1丁目21番20-508号

ロイヤル博多駅前

破産者 神本満理奈

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1963号

福岡市博多区相生町2丁目3番32号 MKハイツ102号

破産者 松下 良治

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1970号

福岡県筑紫野市二日市北1丁目11番14号 木

ワイトショコラ二日市202号、開始決定時の住所福岡県筑紫野市石崎1丁目5番10-902号

破産者 甲斐真奈美

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1993号

福岡県福津市上西郷650番地の2

破産者 真島 航太

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1997号

福岡市中央区小笹3丁目6番20-402号 口

マネスク小笹

破産者 古澤 和嘉

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第21号

北海道別市東5条7丁目20番地19 グループホームるんべるのいえ105

破産者 木戸 海斗

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

旭川地方裁判所名寄支部

## 令和7年(フ)第4号

北海道増毛郡増毛町七源町3番地

破産者 橋詰 裕一

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

旭川地方裁判所留萌支部

## 令和7年(フ)第131号

神奈川県横須賀市鴨居2丁目80番34-307号

破産者 富岡 晃弘

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第134号

神奈川県横須賀市衣笠町46番7-301号

破産者 石田 竜一

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第221号

神奈川県逗子市久木3-2-8 野本成男

方、住民票上の住所神奈川県逗子市逗子1丁

目3番29号 中沢方

破産者 本間 和子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第223号

神奈川県横須賀市三春町3丁目37番地 エス

テート三春C

破産者 柳 敏雄

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第233号

神奈川県横須賀市船越町7丁目5番地8 カ

レッタ船越202

破産者 百武 夏実

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第241号

神奈川県横須賀市鴨居2丁目80番2-407号

破産者 小野寺 透

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第248号

神奈川県横須賀市津久井2丁目17番16号 こ

んこんハウス

破産者 重田加奈子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第266号

神奈川県三浦市天神町19番19号

破産者 加藤 壽春

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第1496号

福岡市東区和白丘2丁目9番3-103号 ル

プラ・ドマーニ

破産者 水上 美和(旧姓平木)

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

<b>令和7年(フ)第1586号</b>	福岡市東区美和台新町22番3-203号 サニーヒル美和台 破産者 山下 麻未(旧姓坂本) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1653号</b>	福岡市東区唐原5丁目7番10-103号 市営丸尾住宅 10棟 破産者 今林 良光 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1746号</b>	福岡県糸島市有田中央2丁目11番8号 破産者 山口 裕明 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1832号</b>	福岡市東区香椎浜2丁目3番4-701号 市営香椎浜団地 破産者 福田 謙二 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1856号</b>	福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦3丁目5番32号 ワインディア粕屋 B202号 破産者 谷口 初美(旧姓田上) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1892号</b>	福岡県糟屋郡須恵町大字植木276番地17 破産者 西 智恵子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1897号</b>	福岡県宗像市石丸2丁目9番20-102号 破産者 渡口 博

1 決定年月日 令和8年1月8日	福岡地方裁判所第4民事部
2 主文 破産者について免責を許可する。	福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1903号</b>	福岡市早良区曙1丁目1番7-302号 ネオジエラーモ 破産者 古賀 亮一 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1913号</b>	福岡市中央区梅光園2丁目4番19号 PES 六本松西203号 破産者 桐石 勝幸 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1917号</b>	福岡市城南区友丘1丁目12番31-303号 りびんぐ友泉亭 破産者 大原圭一郎 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1918号</b>	福岡市博多区美野島1丁目9番25-408号 ユートピアマンション住吉 破産者 大塚 海士 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1920号</b>	福岡市東区馬出3丁目2番19号 新井アパート205号 破産者 秋山 昭彦 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1933号</b>	福岡市西区内浜2丁目27番40号 内浜ハイツ 201号 破産者 大谷めぐみ
1 決定年月日 令和8年1月8日	福岡地方裁判所第4民事部
2 主文 破産者について免責を許可する。	福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1936号</b>	福岡市博多区那珂6丁目6番18-205号 アムール竹下駅東 破産者 相川 陽香(旧姓山中) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1938号</b>	福岡市東区箱崎4丁目3番25-103号 フォーラム箱崎 破産者 甲斐 春香 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1943号</b>	福岡市西区愛宕2丁目11番34号 愛宕山ハイリビング308号 破産者 光井 京子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1955号</b>	福岡県福津市中央3丁目7番24号 203号 破産者 佐藤 優斗 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1960号</b>	福岡県大野城市大城4丁目19番2号 こはるホーム207号、前住所福岡県北九州市小倉南区葛原本町5丁目13番10-105号 破産者 吉村 亜弓 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1966号</b>	福岡市南区弥永団地37番701号 破産者 平野 末男 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1974号</b>	福岡市東区香住ヶ丘2丁目10番32-506号 セレス香住ヶ丘 破産者 風間 千尋 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1976号</b>	福岡市東区三苦7丁目15番22-1号 JG CUBE B 破産者 中山 容子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1978号</b>	福岡市南区大楠1丁目15番11-603号 プレス大楠、前住所福岡市東区香椎駅東3丁目30番1号 破産者 松本 莉央(旧姓草津) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1979号</b>	福岡市中央区今泉1丁目9番27-306号 エステート・モア天神 破産者 秀島 雄一 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1980号</b>	福岡県糟屋郡宇美町貴船2丁目35番26-102号 破産者 小宮 芽生 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

<b>令和7年(フ)第1985号</b>	福岡市早良区原6丁目16番26-102号 ゴールドネイル 破産者 西村 邦枝 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1986号</b>	福岡市早良区原6丁目16番26-102号 ゴールドネイル 破産者 西村 新二 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1990号</b>	福岡県福津市津屋崎1丁目12番14号 バインハイム102号 破産者 常軒 栄二 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1995号</b>	福岡市早良区重留4丁目2番52-501号 サンティパーク重留 破産者 本村 瑞紀 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2000号</b>	福岡県糟屋郡志免町王子4丁目12番10号 破産者 今針山晴子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2001号</b>	福岡県筑紫野市針摺中央1丁目23番10号 八尋コーポ203号 破産者 原口 薫 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2002号</b>	福岡市城南区別府1丁目22番16-306号 ルエマゾンロワール城南II 破産者 沼本 智子

1 決定年月日 令和8年1月8日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2006号</b>	福岡県宗像市鐘崎220番地3 県営鐘崎団地1棟1105号 破産者 本田 浩 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2008号</b>	福岡県春日市光町2丁目200番地 杉ビル302号 破産者 友道淳二郎 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2009号</b>	福岡市南区井尻5丁目7番12-205号 メイプル井尻、前住所兵庫県加古川市尾上町口里765番地の9 破産者 田中いづみ 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2012号</b>	福岡県古賀市千鳥2丁目12番1号 北九州古賀病院、住民票上の住所福岡市中央区唐人町2丁目3番27号 破産者 山口 政司 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2020号</b>	福岡市東区美和台1丁目11番6号 破産者 平野久美子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2024号</b>	福岡県朝倉市頓田515番地1 A ウィングI 101号 破産者 半田 優市

1 決定年月日 令和8年1月8日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2027号</b>	福岡市東区和白東4丁目24番10号 コーポフレンド105号、前住所福岡市東区西戸崎2丁目14番3-505号 市営西戸崎住宅3棟 破産者 須山 潔 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2028号</b>	福岡市中央区荒戸1丁目10番11-206号 エステートモアウエストパーク 破産者 新鍋 愛香 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2031号</b>	福岡市中央区鳥飼3丁目2番5-101号 フレマーロ大濠西 破産者 荒木 沙織 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2033号</b>	福岡市東区和白東2丁目24番32号 シティハイツやすもと202号 破産者 鈴木ひとみ 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2043号</b>	福岡県大野城市栄町3丁目5番5号 ハウスエンゼル102号 破産者 酒井 新吾 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第2045号</b>	福岡市早良区四箇田団地5番611号 破産者 柴田 晃臣 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(再イ)第9号</b>	新潟県上越市大手町8番12号 メゾン大手306号 再生債務者 渡嘉敷宗則 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月25日 新潟地方裁判所高田支部

**令和7年(再イ)第41号**  
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木490番地21  
再生債務者 松井 利広

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第10号**  
茨城県神栖市大野原2丁目7番3号  
再生債務者 小笠原利隆

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日 水戸地方裁判所麻生支部

**令和7年(再イ)第17号**  
栃木県佐野市犬伏新町1276番地（開始決定時の住所）群馬県太田市西新町41番地22  
再生債務者 小森 健太

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日 前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(再イ)第19号**  
群馬県邑楽郡大泉町大字古海167番地の6 プラージュA棟203号  
再生債務者 多田 一貴

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日 前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(再イ)第12号**  
宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字門前31番地の1  
再生債務者 野山 千昌

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

仙台地方裁判所石巻支部再生係

**令和7年（再イ）第284号**

東京都足立区梅島1-15-15-508  
再生債務者 佐藤繪理奈

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月23日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（再イ）第353号**

東京都世田谷区代田5-29-6-301  
再生債務者 森 裕治

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月23日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（再イ）第276号**

大阪府東大阪市玉串町東2丁目10番26号（営業所の住所 大阪府東大阪市花園本町1-6-7 ジャンボスクエア花園1階）  
再生債務者 Pureteこと 宮尾 恒弘

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（再イ）第257号**

神奈川県横浜市中区立野36-11  
再生債務者 中津川大輔

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月23日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（再イ）第296号**

東京都八王子市横山町9-16-304  
再生債務者 植松 晃志

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（再イ）第341号**

東京都葛飾区水元3-15-8-103  
再生債務者 田口 裕太

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月23日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（再イ）第11号**

岐阜県高山市冬頭町456番地5  
再生債務者 中家 博幸

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

岐阜地方裁判所高山支部再生係

**令和7年（再イ）第3号**

鹿児島市真砂町73番7号  
再生債務者 大田 祥平

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和7年(再イ) 第374号**

大阪市住之江区南港中2丁目2番42-908号  
再生債務者 友田 順子

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ) 第23号**

奈良市三松3丁目12番1号  
再生債務者 森 修平

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月23日

奈良地方裁判所

**令和7年(再イ) 第13号**

広島県福山市津之郷町大字津之郷997番地3  
再生債務者 廣安 久美

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(再イ) 第21号**

広島県三次市甲奴町宇賀184番地  
再生債務者 濑尾 知隆

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年（再イ）第60号**  
栃木県宇都宮市下小池町462番地1  
再生債務者 阿久津亮汰  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月22日  
宇都宮地方裁判所第1民事部  
**令和7年（再イ）第16号**  
広島県神石郡神石高原町永野2559番地3  
再生債務者 宮崎 陽二  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月24日  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係  
**令和7年（再イ）第17号**  
広島県福山市西深津町6丁目11番8-404号  
再生債務者 吉川 実矩  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月24日  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係  
**令和7年（再イ）第7号**  
鹿児島県奄美市名瀬浦上町38番地8  
再生債務者 伊達 克  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月24日  
鹿児島地方裁判所名瀬支部  
**令和7年（再イ）第4号**  
青森県八戸市大字河原木字売場7番地3 パティオ高館C101  
再生債務者 山口 太

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月25日  
青森地方裁判所八戸支部個人再生係  
**令和7年（再イ）第148号**  
埼玉県戸田市上戸田2丁目46番6-1002号  
(サンクレイドル戸田公園)  
再生債務者 平出 順子  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月24日  
さいたま地方裁判所第3民事部  
**令和7年（再イ）第38号**  
埼玉県羽生市大字今泉690番地3  
再生債務者 田島 佑基  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月24日  
さいたま地方裁判所熊谷支部  
**令和7年（再イ）第58号**  
新潟市江南区横越中央2丁目17番19号  
再生債務者 梶原 大右  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月25日 新潟地方裁判所民事部  
**令和7年（再イ）第54号**  
兵庫県尼崎市西川2丁目11番16号小寺ハイツ303号  
再生債務者 元島 明美  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月24日  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  
**令和7年（再イ）第174号**  
千葉県市原市五井西7丁目1番地2 プリムヴェールⅡ202  
再生債務者 原山 竜樹  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月24日  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  
**令和7年（再イ）第4号**  
富山県魚津市大光寺370番地5、(前住所) 富山県魚津市大光寺507番地  
再生債務者 大村 朋実  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年12月24日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年（再イ）第218号**  
大阪府高槻市竹の内町8番28号  
再生債務者 田原 靖士  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。



## 令和7年(再イ)第11号

茨城県日立市小木津町3丁目6番5-203号

再生債務者 鈴木 和美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日 水戸地方裁判所日立支部

## 令和7年(再イ)第93号

埼玉県志木市中宗岡2丁目8番25号 フォーセージンズH-1号

再生債務者 鈴木 実

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月26日

さいたま地方裁判所第3民事部

## 令和7年(再イ)第128号

横浜市港北区大倉山7丁目26番12号

再生債務者 石井 秀幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月25日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和7年(再イ)第210号

福岡市博多区大字板付865番地2 レブリアント板付 601号

再生債務者 國生 智絵

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月23日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(再イ)第96号

神奈川県大和市福田5丁目10番地6(開始決定時の住所)神奈川県大和市林間1丁目15番25-1号

再生債務者 星野 政和

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月25日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和7年(再イ)第127号

横浜市戸塚区下倉田町570番地1 ラピュタ壱番館103号

再生債務者 荒木 芳一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月25日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和7年(再イ)第220号

福岡市南区大橋3丁目8番3-101号 G r a n d t i c N E X T - L 大橋

再生債務者 伊藤光歌子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(再イ)第18号

埼玉県草加市栄町3丁目2番2-203号

再生債務者 宇根 寛

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月25日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

## 令和7年(再イ)第225号

福岡市南区桧原2丁目11番11号

再生債務者 橋本 多恵

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(再イ)第14号

沖縄県那霸市宇仲井真61番地2 サンクチュアリー-501

再生債務者 宮城 愛未

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月25日

那霸地方裁判所民事第3部

## 令和6年(再イ)第36号

群馬県伊勢崎市三室町4133番地16

再生債務者 松島 佳則

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月26日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和6年(再イ)第115号

千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷1丁目2番19-22号

再生債務者 阿井 勇二

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月23日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

## 令和7年(再イ)第67号

千葉県柏市しいの木台1丁目11番地5

再生債務者 山岸 篤志

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

## 令和7年(再イ)第229号

福岡市博多区美野島1丁目20番11-102号

ボラリス美野和II

再生債務者 是則 裕斗

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月23日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(再イ)第4号

大分県中津市大字角木78番地14

再生債務者 鈴木 修

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月26日

大分地方裁判所中津支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第45号

埼玉県三郷市鷹野2丁目475番地4(旧住所)

東京都墨田区墨田1丁目19番6-405号

再生債務者 田里 翔太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月25日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

<p><b>令和7年（再イ）第185号</b>  札幌市北区北24条西18丁目3番10号 オーガ  ストV-B  再生債務者 竹野 敏子  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  令和7年12月25日  札幌地方裁判所民事第4部  <b>令和7年（再イ）第39号</b>  盛岡市松園2丁目7番7号  再生債務者 大石 修  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月25日  盛岡地方裁判所第2民事部  <b>令和7年（再イ）第359号</b>  東京都目黒区駒場1-28-5-309  再生債務者 秋山 純汰  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月25日  東京地方裁判所民事第20部  <b>令和7年（再イ）第38号</b>  静岡県駿東郡長泉町下長窪935番地の21  再生債務者 富沢 玄貴  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月26日  静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>	<p><b>令和7年（再イ）第52号</b>  愛知県岩倉市西市町竹之宮34番地4 栄ハイツII101号  再生債務者 村瀬 昌志  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月25日  名古屋地方裁判所一宮支部  <b>令和7年（再イ）第219号</b>  大阪府東大阪市荒本西3丁目4番15-506号  再生債務者 坂口 有宏  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月25日  大阪地方裁判所第6民事部  <b>令和7年（再イ）第72号</b>  大阪府泉大津市松之浜町1丁目3番7-2号  再生債務者 谷口 裕子  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月24日  大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係  <b>令和7年（再イ）第36号</b>  奈良市六条西5丁目4番15号  再生債務者 畑 あゆみ（旧姓高田）  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月25日  奈良地方裁判所  <b>令和7年（再イ）第31号</b>  佐賀市鍋島町大字森田2280番地2  再生債務者 池田 浩</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月25日  佐賀地方裁判所民事部破産係  <b>令和7年（再イ）第181号</b>  札幌市中央区南7条西9丁目1026番地7 力サブランカ107号  再生債務者 原田 樹  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月25日  札幌地方裁判所民事第4部  <b>令和7年（再イ）第19号</b>  青森市浪岡大字郷山前字上野56番地3（開始決定時住民票上住所）青森県五所川原市大字小曲字沼田7番地2 平山ハイツ202  再生債務者 工藤 偵司  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月26日  青森地方裁判所弘前支部  <b>令和7年（再イ）第6号</b>  青森県八戸市湊高台5丁目9番3号 ブルーウェーブモトヤマA号室  再生債務者 佐々木昭成  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月26日  青森地方裁判所八戸支部個人再生係  <b>令和7年（再イ）第26号</b>  茨城県水戸市笠原町1679番地の6  再生債務者 田中 学</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月25日  水戸地方裁判所  <b>令和7年（再イ）第12号</b>  茨城県高萩市大字島名2260番地の4  再生債務者 伊東 方人  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月26日  水戸地方裁判所日立支部  <b>令和7年（再イ）第23号</b>  栃木県下野市石橋1562番地60  再生債務者 梁島 裕司  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月26日  宇都宮地方裁判所栃木支部  <b>令和7年（再イ）第27号</b>  栃木県足利市上渋垂町511番地3  再生債務者 笠原 進右  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月25日  宇都宮地方裁判所足利支部  <b>令和7年（再イ）第194号</b>  名古屋市天白区平針1丁目306番地 メゾンドール小島301号  再生債務者 佐藤 裕治  1 主文 本件再生計画を認可する。  2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。  令和7年12月25日  名古屋地方裁判所民事第2部</p>
--	--	---	---

令和7年（再イ）第411号 大阪市生野区新今里3丁目2番26号 Ritz S Q U A R E Ma maison 103号 再生債務者 康原真頼こと 康 真頼 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月25日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第59号 大阪府富田林市錦織南1丁目25番3号（207） 再生債務者 遠藤 雄介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第66号 大阪府羽曳野市野々上3丁目492番地の11、 (営業所) 大阪府松原市天美南3-14-11大和川マンション108 再生債務者 花串ひら井こと 平井 保 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第80号 兵庫県三木市志染町青山4丁目2番地の13 再生債務者 財田 知宜 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月25日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第106号 神戸市長田区上池田6丁目1番4号 エクラシア上池田203号 再生債務者 久保田博和 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月25日
令和7年（再イ）第60号 大阪府泉佐野市鶴原479番地の22 再生債務者 秦 健一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月26日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年（再イ）第3号 愛媛県西予市宇和町稻生304番地 再生債務者 兵頭 譲子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年（再イ）第156号 千葉県八千代市大和田新田760番地69 再生債務者 鈴木 清美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（再イ）第172号 千葉県習志野市東習志野8丁目20番22号 再生債務者 葛西 一欽 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年（再イ）第26号 新潟市秋葉区朝日268番地4 再生債務者 岡田 洋子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年10月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
松山地方裁判所宇和島支部
令和7年（再イ）第213号 東京都足立区千住大川町27-4 再生債務者 林 勝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第16号 長崎県佐世保市須佐町13番10-1号 再生債務者 石田 美恵 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月25日
長崎地方裁判所佐世保支部
令和7年（再イ）第51号 岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町5丁目63番地5 (フルールエクセレンス 202) 再生債務者 兼松 耕士 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
岐阜地方裁判所
令和7年（再イ）第98号 仙台市泉区長命ヶ丘3丁目9番地の16-202 (開始決定時の住所) 仙台市青葉区台原6丁目13番39-1号-B棟103 再生債務者 阿部 彩花 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第24号 群馬県太田市内ヶ島町219番地1 レジデンス内ヶ島207号 再生債務者 住谷 修平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
前橋地方裁判所太田支部

令和6年(再イ)第28号 新潟県長岡市下条町1420番地 再生債務者 阿部 宏光 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月8日 新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和7年(再イ)第30号 佐賀市諸富町大字徳富1056番地15 再生債務者 吉田 学 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月8日 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年(再イ)第12号 鹿児島県姶良市鍋倉136番地6 再生債務者 武島 浩成 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係 令和7年(再イ)第32号 新潟県長岡市旭岡2丁目365番地 再生債務者 渡邊 貴樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月8日 新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和7年(再イ)第25号 鹿児島市宇宿2丁目25番1-902号 再生債務者 上山 義昭	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月6日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 令和7年(再イ)第13号 三重県伊勢市上地町1764番地3 ハイツコバ ヤシB 2-B号室 再生債務者 上根 直美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月8日 津地方裁判所伊勢支部再生係 令和7年(再イ)第48号 兵庫県西宮市南甲子園1丁目5番18-202号 再生債務者 八木尾将一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年(再イ)第61号 兵庫県尼崎市瓦宮2丁目34番5号 再生債務者 水間 秀高 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年(再イ)第11号 埼玉県児玉郡美里町大字関1235番地 再生債務者 長谷川恵子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(再イ)第34号 千葉県八街市八街い99番地196 再生債務者 細川 大介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月6日 千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(再イ)第41号 大阪府和泉市府中町2丁目2番24号 再生債務者 Reverieこと 舟越 勇治 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年12月26日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年(再イ)第61号 大阪府和泉市室堂町5番地の1-8-201 再生債務者 MK建築塗装こと 増本 恒司 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月7日 盛岡地方裁判所水沢支部 令和7年(再イ)第30号 秋田市御野場新町5丁目3番30号 再生債務者 能登谷誠司 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月8日 秋田地方裁判所民事第2部 令和7年(再イ)第35号 茨城県つくば市高見原1丁目1番地10 ラン ドスケープG棟106号 再生債務者 柴田 佑樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月6日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年(再イ)第2号 愛媛県八幡浜市向灘229番地39 サントノ レ大平 再生債務者 石井 郁久
---	---	---

<p><b>令和7年（再イ）第83号</b> さいたま市浦和区元町2丁目2番10-704号 再生債務者 西村 良太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 さいたま地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第151号</b> 千葉県船橋市丸山1丁目12番4号 再生債務者 川崎 繁樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月8日 金沢地方裁判所民事部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p><b>令和7年（再イ）第182号</b> 埼玉県志木市柏町5丁目8番40号 再生債務者 松田 敏照 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 さいたま地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第35号</b> 千葉県四街道市鷹の台4丁目7番11号 再生債務者 石澤 純子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 千葉地方裁判所佐倉支部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第8号</b> 千葉県茂原市下太田1084番地1 再生債務者 千葉 泰憲 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 千葉地方裁判所一宮支部再生係</p>	<p><b>令和7年（再イ）第139号</b> 名古屋市北区辻町2丁目29番地の4 再生債務者 P T B こと 平元 隆博 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 岐阜地方裁判所多治見支部</p>
<p><b>令和6年（再イ）第105号</b> 埼玉県川越市大字笠幡2401番地12 再生債務者 片島 敦旨 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第55号</b> 川崎市麻生区下麻生1丁目26番8号 オリオンB 101 再生債務者 島田 益究 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 千葉地方裁判所川崎支部破産係</p>	<p><b>令和7年（再イ）第148号</b> 名古屋市天白区高島1丁目305番地 ファミール高島101号 再生債務者 梅原 百恵 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第210号</b> 名古屋市緑区姥子山3丁目301番地 スカイコートウスイ203 再生債務者 伊野 佑馬 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p><b>令和7年（再イ）第69号</b> 埼玉県飯能市大字前ヶ賀269番地6 再生債務者 森下 正浩 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第19号</b> 石川県白山市木津町133番地2 再生債務者 竹内奈央子</p>	<p><b>令和7年（再イ）第163号</b> 名古屋市中区千代田4丁目12番24号 ラップル千代田602号 再生債務者 加納 陽一</p>	<p><b>令和7年（再イ）第227号</b> 名古屋市天白区植田本町3丁目816番地 びいⅡ植田 208号 再生債務者 阿部 拓夢 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>

令和7年(再イ)第232号 愛知県清須市須ヶ口990番地(従前の住所) 愛知県清須市西市場1丁目9番地19 エレ ベート清須205 再生債務者 谷村 一好 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第71号 大阪府和泉市浦田町618番地の1 再生債務者 田中 優貴 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月6日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月8日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第244号 名古屋市中村区名駅南3丁目11番18号 メイ クス名駅南II 905号 再生債務者 柿下 竜哉 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第133号 神戸市兵庫区御崎本町2丁目6番4号 再生債務者 石田 真之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年(再イ)第144号 千葉県船橋市高野台4丁目4番41-2号 再生債務者 佐藤 遼一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第56号 愛知県一宮市浅井町小日比野字大ヶ島866番 地48 再生債務者 エンディングスマートこと 桜庭 孝蔵 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第370号 大阪府八尾市桂町5丁目25番地の13 再生債務者 馬場 弘 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第10号 香川県さぬき市鴨庄3020番地5 再生債務者 真部真理子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月8日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(再イ)第167号 千葉市稲毛区轟町3丁目1番1棟1008号 再生債務者 篠田 光平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第435号 大阪市東成区東今里2丁目2番22号 ライフ ステージ緑橋 303号 再生債務者 Foot Bridgeこと 宮 本 崇史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第420号 大阪市東淀川区大桐3丁目6番8号 再生債務者 河崎 周一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第19号 鹿児島県姶良市松原町3丁目8番地10 再生債務者 村岡 秀一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係	令和7年(再イ)第9号 金沢市東力4丁目144番地1(従前の住所) 金沢市長田1丁目1番21-1号 再生債務者 山本あずさ 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月8日 金沢地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第29号 広島市安佐南区高取南1丁目16番9-6号 再生債務者 篠崎 隆信 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第13号 沖縄県うるま市石川1丁目10番14号 再生債務者 富着 吉貴	令和7年(再イ)第13号 名古屋市名東区植園町1丁目40番地 コート フクトク101号 再生債務者 松田 直樹	令和7年(再イ)第157号 名古屋市名東区植園町1丁目40番地 コート フクトク101号 再生債務者 松田 直樹	令和8年1月8日 広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再イ)第84号

広島市佐伯区美鈴が丘東2丁目7番14号  
再生債務者 近藤 貫志

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再イ)第43号

長崎県長崎市江里町4番27号  
再生債務者 玉島健太郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

## 令和7年(再イ)第12号

宮城県柴田郡柴田町榎木駅西1丁目2番地1  
サカモトファミーユ201号  
再生債務者 根本 宗幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

仙台地方裁判所大河原支部

## 令和7年(再イ)第16号

宮城県大崎市古川北稲葉1丁目9番28号  
再生債務者 佐藤 佑太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第77号

埼玉県入間市扇町屋2丁目5番5号 グリーン・フォレストA202  
再生債務者 大谷 智弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(再イ)第16号

鳥取県鳥取市吉成1丁目8番40号 ワイフルットA104号  
再生債務者 中村 広明

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 鳥取地方裁判所民事部

## 令和7年(再イ)第12号

東京都昭島市宮沢町1丁目17番11号  
再生債務者 鈴木 康之

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(再イ)第1号

兵庫県丹波篠山市箱谷148番地  
再生債務者 田中 心

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 神戸地方裁判所柏原支部

## 令和7年(再イ)第6号

鳥取県倉吉市関金町安歩600番地2  
再生債務者 山口 貴頂

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 鳥取地方裁判所倉吉支部

## 令和7年(再イ)第5号

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤崎1621番地  
再生債務者 寺田 幸徳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 鳥取地方裁判所倉吉支部

## 令和7年(再イ)第78号

千葉県柏市東中新宿4丁目4番19-302号  
再生債務者 富澤 弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月6日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

## 令和7年(再イ)第49号

川崎市川崎区旭町2丁目15番1号 シャルマン旭町 201  
再生債務者 菅谷 敦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(再イ)第20号

釧路市芦野2丁目12番3101号

再生債務者 嶋田 一之

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日 釧路地方裁判所民事部

## 令和7年(再イ)第40号

相模原市南区相模台3丁目18番15号 ライオングズマンション相模台305  
再生債務者 山田 浩子(旧姓前田)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月7日

横浜地方裁判所相模原支部

## 令和7年(再イ)第10号

岐阜県安八郡神戸町大字柳瀬609番地の1、  
前住所岐阜県瑞穂市生津808番地97  
再生債務者 森 和也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 岐阜地方裁判所大垣支部

## 令和7年(再イ)第102号

埼玉県上尾市柏座2丁目4番28号 エリア赤熊702  
再生債務者 須江有理子(旧姓原)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

さいたま地方裁判所第3民事部

## 令和7年(再イ)第74号

千葉県松戸市小金原4丁目13番地の18  
再生債務者 柏崎 裕也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月7日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(再イ)第5号**  
川崎市川崎区伊勢町23番18号  
再生債務者 コックス光枝

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(再イ)第27号**  
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南786番地5  
再生債務者 齋藤登紀夫

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月7日 大津地方裁判所彦根支部

**令和7年(再イ)第61号**  
千葉県流山市南流山2丁目23番地の6 ライオンズマンション南流山202、前住所千葉県流山市南流山6丁目13番地の3 サングレイス203  
再生債務者 北條 高規

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月5日 千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(再イ)第379号**  
東京都昭島市福島町1-11-15-202  
再生債務者 五十川 剛

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 東京地方裁判所民事部第20部

**令和7年(再イ)第50号**  
川崎市多摩区菅稻田堤3丁目17番16—1号  
再生債務者 杉山 大樹

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(再イ)第42号**  
福井県坂井市丸岡町羽崎第28号31番地 クララガーデン202号室  
再生債務者 高田 美保

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月7日

福井地方裁判所

**令和7年(再イ)第31号**  
大津市竜が丘26番10号  
再生債務者 内田 秀幸

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

大津地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第85号**  
兵庫県姫路市岩端町18番地  
再生債務者 安藤 千尋

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(再イ)第2号**  
島根県浜田市熱田町149番地4  
再生債務者 下間 勇二

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月7日 松江地方裁判所浜田支部  
**令和7年(再イ)第56号**

川崎市川崎区渡田新町3丁目11番16号  
再生債務者 大河 亮真

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(再イ)第59号**

川崎市中原区上丸子山王町1丁目878番地  
聖コ一ボ 102  
再生債務者 高梨 直紀

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(再イ)第61号**

川崎市多摩区堰3丁目17番3-103号 マイキャッスル久地  
再生債務者 長島 俊介

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(再イ)第14号**

長野県上田市中之条377番地2 2号  
再生債務者 宮本 大輔

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日 長野地方裁判所上田支部  
**令和7年（再イ）第54号**

岐阜県各務原市鵜沼各務原町2丁目87番地7  
再生債務者 川崎 明彦

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 岐阜地方裁判所  
**令和7年（再ロ）第1号**

滋賀県彦根市南川瀬町1224番地5  
再生債務者 立川 純平

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 大津地方裁判所彦根支部  
**令和7年（再イ）第92号**

京都市伏見区深草東伊達町2番地65  
再生債務者 足立 卓哉

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日 京都地方裁判所第5民事部再生係  
**令和7年（再イ）第330号**

大阪府交野市星田西4丁目12番2-304号  
再生債務者 板岡 健

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日 大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第70号

大阪府泉大津市東豊町1丁目3番17号 グランコートいざみ103号  
再生債務者 田中 優気

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月7日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第13号

岡山県倉敷市下津井3丁目51番地2  
再生債務者 神浦 拓矢

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(再イ)第94号

広島市東区山根町2番7-8-2-104号  
再生債務者 野村 亮

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再イ)第100号

広島県山県郡北広島町有田382番地1 (リーベン千代田B103)  
再生債務者 船本 慎平

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再イ)第27号

香川県高松市太田下町2449番地3 サーパス伏石駅前1103号  
再生債務者 前田 祐

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 令和7年(再イ)第16号

佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲15番地  
再生債務者 大園 弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

## 令和7年(再イ)第17号

佐賀県伊万里市黒川町小黒川340番地2  
再生債務者 杵嶋 哲郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

## 令和7年(再イ)第20号

佐賀県武雄市武雄町大字富岡10983番地3  
ジェントリー・H A R A 102号  
再生債務者 佐藤 慶希

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

## 令和7年(再イ)第18号

青森県黒石市京町22番地2  
再生債務者 中村 貴生

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日 青森地方裁判所弘前支部

## 令和7年(再イ)第84号

千葉県流山市西初石5丁目32番地の1 ラフィース・フォレ304  
再生債務者 平 徹矢

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月7日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

## 令和7年(再イ)第306号

東京都板橋区成増5-11-32-202  
再生債務者 木村 亮

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再イ)第340号

東京都板橋区南常盤台1-14-5-605  
再生債務者 岩崎 由翔

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再イ)第415号

東京都文京区水道1-5-16-804  
再生債務者 山本 英行

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再イ)第28号

滋賀県守山市服部町698番地6  
再生債務者 中村 卓誠

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

大津地方裁判所民事部再生係

## 令和7年(再イ)第30号

兵庫県川西市清和台4丁目17番地の20  
再生債務者 谷澤 淳一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第164号

北海道千歳市北信濃724番地  
再生債務者 波多野哲也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再イ)第179号

札幌市白石区本郷通6丁目北5番8-203号  
再生債務者 磯石 年宏

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

札幌地方裁判所民事第4部

令和 7 年 (再イ) 第 186 号 札幌市東区北21条東15丁目4番1—205号 再生債務者 芝木 純子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 9 日 札幌地方裁判所民事第 4 部
令和 7 年 (再イ) 第 198 号 札幌市北区北25条西15丁目5番13—202号 再生債務者 岩尾 健一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 9 日 札幌地方裁判所民事第 4 部
令和 7 年 (再イ) 第 201 号 札幌市手稲区富丘 1 条 3 丁目 2 番 8 号 富丘パークヒルズ201号 再生債務者 石川 淳 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 9 日 札幌地方裁判所民事第 4 部
令和 7 年 (再イ) 第 202 号 札幌市手稲区富丘 3 条 1 丁目 10 番 5 —113号 再生債務者 愛洲 英喜 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 9 日 札幌地方裁判所民事第 4 部

令和 7 年 (再イ) 第 208 号 札幌市中央区双子山 1 丁目 9 番 1 —102号 再生債務者 青木志保子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 9 日 札幌地方裁判所民事第 4 部
令和 7 年 (再イ) 第 215 号 札幌市白石区南郷通14丁目北 4 番 10 —101号 再生債務者 小林 哲也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 9 日 札幌地方裁判所民事第 4 部
令和 7 年 (再イ) 第 178 号 千葉県浦安市猫実 5 丁目 1 番 36 —303号 G R E E N L A N D • II 再生債務者 岩本 冬日 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 8 日 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (再イ) 第 82 号 千葉県松戸市五香西 2 丁目 65 番地の 40 再生債務者 富田 大輔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 8 日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和 7 年 (再イ) 第 296 号 東京都墨田区吾妻橋 1 —23 —30 —2511 再生債務者 高松 君良 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 8 日 東京地方裁判所民事第 20 部
令和 7 年 (再イ) 第 3 号 新潟県佐渡市八幡 1892 番地 1 再生債務者 中山 翼 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 9 日 新潟地方裁判所佐渡支部再生係
令和 7 年 (再イ) 第 26 号 富山市東黒牧 132 番地 1 ルイーネ東黒牧 208 号 再生債務者 山本 宙伸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 9 日 富山地方裁判所民事部
令和 7 年 (再イ) 第 30 号 富山市相生町 4 番 6 —101 号 レオパレス相生 再生債務者 富板 竜也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 9 日 富山地方裁判所民事部
令和 7 年 (再イ) 第 230 号 愛知県日進市赤池 1 丁目 2314 番地 サンセール藤 201 再生債務者 上中 俊 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 8 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 8 年 1 月 9 日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係

<p><b>令和7年（再イ）第35号</b> 北海道旭川市春光町国有無番地 陸上自衛隊 2A-5-10 再生債務者 山崎 美紅</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和8年1月9日 旭川地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第36号</b> 福井県越前市四郎丸町第55号1番地の5 再生債務者 佐藤 聰</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月9日 福井地方裁判所</p> <p><b>令和7年（再イ）第18号</b> 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1525番地 再生債務者 高橋 知喜</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月9日 鳥取地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第4号</b> 岩手県二戸郡一戸町一戸字田中66番地1 再生債務者 與羽 昭彦</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月6日 盛岡地方裁判所二戸支部</p> <p><b>令和7年（再イ）第245号</b> 福岡県糟屋郡志免町桜丘1丁目6番13号 再生債務者 田中 典子</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和8年1月5日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第3号</b> 沖縄県国頭郡国頭村字奥間1927番地 再生債務者 小林さつき</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月9日 那覇地方裁判所名護支部</p> <p><b>令和7年（再イ）第139号</b> 福岡県筑紫野市大字古賀45番地37 再生債務者 山崎 俊輔</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月6日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第189号</b> 福岡県那珂川市松木4丁目1番7-403号(サンリヤン博多南) 再生債務者 伊東由美子</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月6日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第237号</b> 福岡県春日市須玖北9丁目63番地 N3ハイツ201号 再生債務者 森 智也</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月9日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第259号</b> 福岡県太宰府市吉松1丁目9番7号 再生債務者 井手田 萌</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月5日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第62号</b> 新潟市西蒲区押付881番地 再生債務者 南須原大輔</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月13日 新潟地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第4号</b> 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4588番地8 再生債務者 牧 陽介</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月13日 宮崎地方裁判所都城支部</p> <p><b>令和7年（再イ）第41号</b> 埼玉県越谷市大字西方2965番地1 412号 再生債務者 並木 康一</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和8年1月9日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係</p>
--	--	---

<p><b>令和7年(再イ)第118号</b> 神戸市中央区雲井通2丁目1番14号 大成交 通内 3F101号室 再生債務者 菊地 良勝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月9日 　　神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 <b>令和7年(再イ)第41号</b> 兵庫県明石市二見町東二見670番地の6 再生債務者 上仲 健 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月9日 　　神戸地方裁判所明石支部再生係 <b>令和7年(再イ)第86号</b> 埼玉県所沢市東所沢2丁目49番地の36 再生債務者 坂下 拓巳 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月13日 　　さいたま地方裁判所川越支部 <b>令和7年(再イ)第355号</b> 東京都葛飾区西亀有4-13-16 ストンバレスII 2A 再生債務者 稲葉かすみ 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月9日 　　東京地方裁判所民事第20部</p>	<p><b>令和7年(再イ)第79号</b> 東京都八王子市松木80番地7 3-1109 再生債務者 有馬 晃子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月13日 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部 <b>令和7年(再イ)第80号</b> 東京都八王子市叶谷町1668番地3 再生債務者 幾世 博文 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月13日 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部 <b>令和7年(再イ)第30号</b> 静岡県沼津市大岡3368番地の10 プリンス ガーデン沼津209号室 再生債務者 坂井 祐司 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月9日 　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 <b>令和7年(再イ)第24号</b> 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2191番地1 ソル・レヴェンテ306号 再生債務者 中田 翔司 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月13日 　　熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p><b>令和7年(再イ)第124号</b> 千葉県市川市中山4丁目10番9号 再生債務者 安西 洋 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月9日 　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 <b>令和7年(再イ)第349号</b> 東京都品川区二葉1-14-4 再生債務者 笠鳥 高史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月9日 　　東京地方裁判所民事第20部 <b>令和7年(再イ)第44号</b> 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原276番地の1 オルテンシア別館102号 再生債務者 稲川海紗記 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月13日 　　横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係 <b>令和7年(再イ)第31号</b> 静岡県浜松市浜区内野4615番地 再生債務者 松川 聖 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月13日 　　静岡地方裁判所浜松支部再生係</p>	<p><b>令和7年(再イ)第51号</b> 愛知県一宮市高田字南屋敷77番地1 再生債務者 野々垣香穂 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月9日 　　名古屋地方裁判所一宮支部 <b>令和7年(再イ)第430号</b> 大阪市淀川区塚本4丁目17番19号 再生債務者 戸野 亮佑 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月9日 　　大阪地方裁判所第6民事部 <b>令和7年(再イ)第10号</b> 福岡県八女市北田形462番地1 再生債務者 堀 友美子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月13日 　　福岡地方裁判所八女支部個人再生係 <b>令和7年(再イ)第12号</b> 北海道小樽市オタモイ1丁目27番1号 再生債務者 工藤 祐己 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和8年1月13日 　　札幌地方裁判所小樽支部</p>
---	---	--	---

<p><b>令和7年(再イ)第61号</b> 仙台市宮城野区小田原1丁目10番25-1013号 再生債務者 高橋 優嘉 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月9日</p>	<p><b>令和7年(再イ)第164号</b> 千葉県船橋市飯山満町3丁目112番地100 葉園台サニーハイツ604号 再生債務者 黒澤 廉太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第11号</b> 長野県諫訪市上川3丁目2219番地11 再生債務者 宮川 健二 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月9日 長野地方裁判所諫訪支部</p>	<p><b>令和7年(再イ)第28号</b> 山口県下関市彦島塩浜町2丁目20番18号 再生債務者 増田 優 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月13日 山口地方裁判所下関支部再生係</p>												
<p><b>令和7年(再イ)第24号</b> 栃木県佐野市高萩町1234-2 ブルメリア101号 住民票上の住所 神奈川県横浜市金沢区富岡西七丁目43番1-1号 再生債務者 加藤 勝也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月9日</p>	<p><b>令和7年(再イ)第175号</b> 千葉市稲毛区園生町521番地106 第二植草コーポ102号 再生債務者 川合 拓馬 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第29号</b> 福島県田村市船引町東部台4丁目128番地1 再生債務者 佐久間七星 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第20号</b> 山口県山陽小野田市須恵1丁目10番23号 再生債務者 永岡 健吾 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>												
<p><b>令和7年(再イ)第125号</b> 千葉県市原市ちはら台西6丁目37番地19 再生債務者 加藤美津世志 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第187号</b> 千葉市稲毛区小仲台6丁目29番26-103号 再生債務者 三橋 智聰 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第93号</b> 広島市中区千田町2丁目4番18号 C 再生債務者 荒上 和恵 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第17号</b> 愛媛県松山市大手町1-9-6-205 再生債務者 福本 哲史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>												
<p><b>令和7年(再イ)第147号</b> 千葉県船橋市大穴町634番地13 再生債務者 山川 博紀 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第15号</b> 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和8年1月9日</p>	<p><b>令和7年(再イ)第1号</b> 福井県敦賀市萩野町539番地 再生債務者 吉田 大介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第13号</b> 広島地方裁判所民事第4部 産業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告</p>												
<p><b>令和7年(再イ)第147号</b> 千葉県船橋市大穴町634番地13 再生債務者 山川 博紀 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第15号</b> 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和8年1月9日</p>	<p><b>○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第495号</b> 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第1項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第71条第6号の規定に基づき公告する。</p>	<p>令和8年1月26日 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 長谷川史彦 (令和7年11月26日登録分)</p>												
<p><b>令和7年(再イ)第147号</b> 千葉県船橋市大穴町634番地13 再生債務者 山川 博紀 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第15号</b> 福井県敦賀市萩野町539番地 再生債務者 吉田 大介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p><b>令和7年(再イ)第1号</b> 福井県敦賀市萩野町539番地 再生債務者 吉田 大介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録番号</th> <th>登録を受けた者の氏名又は名称及び住所</th> <th>試験所の名称及び所在地</th> <th>試験方法の区分(限定内容は省略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250441 J P</td> <td>有限会社マテリアルリサーチ 神奈川県足柄上郡松田町寄1679番地10</td> <td>有限会社マテリアルリサーチ 神奈川県相模原市南区西大沼3丁目4番8号</td> <td>コンクリート・セメント等無機系材料強度試験</td> </tr> <tr> <td>250442 J P</td> <td>有限会社インスペクション 神奈川県川崎市高津区久地四丁目23番7号</td> <td>有限会社インスペクション 神奈川県川崎市高津区久地四丁目23番7号</td> <td>コンクリート・セメント等無機系材料強度試験</td> </tr> </tbody> </table>	登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分(限定内容は省略)	250441 J P	有限会社マテリアルリサーチ 神奈川県足柄上郡松田町寄1679番地10	有限会社マテリアルリサーチ 神奈川県相模原市南区西大沼3丁目4番8号	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	250442 J P	有限会社インスペクション 神奈川県川崎市高津区久地四丁目23番7号	有限会社インスペクション 神奈川県川崎市高津区久地四丁目23番7号	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験
登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分(限定内容は省略)												
250441 J P	有限会社マテリアルリサーチ 神奈川県足柄上郡松田町寄1679番地10	有限会社マテリアルリサーチ 神奈川県相模原市南区西大沼3丁目4番8号	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験												
250442 J P	有限会社インスペクション 神奈川県川崎市高津区久地四丁目23番7号	有限会社インスペクション 神奈川県川崎市高津区久地四丁目23番7号	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験												

## 税理士証票無効公告

令和7年12月24日までに、それぞれの届出があつた次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和7年12月24日 日本税理士会連合会

登録番号 氏名 税理士証票 亡失年月  
交付番号 日

18927	須藤 良人	501076	7. 11. 21
42007	増田 正二	436386	7. 9. 30
69945	矢田 勝久	399722	7. 12. 8
80950	荻野 正	394429	7. 11. 10
84263	横尾 稔	408756	7. 12. 17
89469	廣瀬 克彦	422586	7. 9. 30
94326	久保田誠一	370306	7. 11. 14
102666	加藤 明司	492288	7. 12. 3
117007	奥野 和浩	416677	7. 12. 3
117549	西方 麻衣	366927	7. 11. 21
124268	諫山 英一	393330	7. 11. 18
126876	宗像佑一郎	438592	7. 12. 1
129903	中村 彰利	365333	7. 1. 1
131831	日沢 新	485402	7. 12. 7
132792	山田 武弥	449111	7. 12. 1
133038	鈴木 春彦	415694	7. 12. 1
137163	齊藤 公彦	401025	7. 12. 15
139634	小中 良介	456239	7. 9. 30
139720	小菅 康太	447308	7. 9. 25
142584	親泊 康太	430472	7. 11. 4
150317	中西 聖治	486208	7. 10. 13

## 型式適合認定に関する公示

一般社団法人日本膜構造協会 型式R07-01号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第1項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の5の3第1項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

令和8年1月26日  
一般社団法人日本膜構造協会  
会長 川口 健一

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イに掲げる建築物の部分

有限会社ノヴェルデザイン  
型08Ndce0070045 令和7年9月5日

太陽工業株式会社  
型08Ndce0010120 令和7年12月19日

太陽工業株式会社  
型08Ndce0010121 令和7年12月19日

太陽工業株式会社  
型08Ndce0010122 令和7年12月19日

太陽工業株式会社  
型08Ndce0010123 令和7年12月19日

太陽工業株式会社  
型08Ndce0010124 令和7年12月19日

太陽工業株式会社  
型08Ndce0010125 令和7年12月19日

## 企業年金基金変更公告

KOKUSAIELECTRIC企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により次のように公告する。

1. 新事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目9番5号

2. 旧事務所の所在地 東京都千代田区神田鍛冶町3-4

3. 変更年月日 令和8年1月26日

令和8年1月26日

KOKUSAIELECTRIC企業年金基金 理事長 川上 晴彦

## 税理士登録抹消公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により令和7年12月24日までに税理士の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和7年12月24日 日本税理士会連合会

登録番号 氏名 抹消の理由

11883 吉住 友一 7. 11. 21 死 亡

16201 木下 匡巨 7. 4. 11 "

20345 林 邦彦 7. 12. 10 業務廃止

22424 八木 幹雄 7. 12. 6 死 亡

22491 仁木 安一 7. 11. 22 "

24140 利光 信一 7. 1. 14 "

30159 久乗 和夫 7. 11. 22 "

30765 長永 勇 7. 11. 27 "

34895 蟹江 雅子 7. 12. 1 業務廃止

36669 小川金太郎 7. 11. 30 "

38468 緒方 弘昭 7. 12. 3 死 亡

40667 杉原 英樹 7. 11. 25 "

43485 野上 悅郎 7. 12. 3 業務廃止

46285 荒木 行男 7. 10. 31 "

46737 葛城 賢 7. 10. 9 死 亡

49182 堀部 豊太 7. 10. 22 "

50855 岡田 英明 7. 11. 30 業務廃止

50941 高橋 邦雄 7. 10. 25 死 亡

51105 中村 裕一 7. 11. 25 "

53824 堀 和幸 7. 11. 30 業務廃止

57685 下田 弘志 7. 12. 1 死 亡

58135 大島 裕 7. 12. 15 業務廃止

60259 後藤 康子 7. 11. 20 "

66062 立蘭 峰雄 7. 12. 15 "

66278 小塩 久之 7. 10. 31 死 亡

66519 新井 俊子 7. 12. 17 業務廃止

68231 長瀬 憲一 7. 11. 30 "

69495 望月 重里 7. 12. 6 死 亡

73393 小川維佐雄 7. 11. 27 "

74027 川崎 久一 7. 11. 7 "

75444 梶原 宏 7. 12. 20 業務廃止

76608 上條 義昭 7. 12. 15 "

77970 廣瀬 俊邦 7. 9. 12 死 亡

81506 中嶋 澄介 7. 7. 20 "

81786 井元 研二 7. 11. 17 業務廃止

82246 山野 行廣 7. 12. 3 "

83654 鈴子 敦子 7. 11. 14 死 亡

83960 久保田 修 7. 12. 16 業務廃止

86774 益子由美子 7. 12. 12 "

88271 小向 修一 7. 11. 10 死 亡

89071 橋田 廣司 7. 12. 15 業務廃止

90562 平井 龍介 7. 11. 30 "

90897 中垣 安嗣 7. 12. 10 "

94309 山本 信春 7. 12. 5 欠格条項

95529 岩本 勇 7. 11. 13 死 亡

98147 福本 秀明 7. 12. 1 "

100222 草深 英夫 7. 9. 30 業務廃止

103843 松田 俊男 7. 12. 20 "

106254 井土 兼剛 7. 12. 17 "

106497 中川 正宏 7. 8. 31 "

106765 矢部 正秋 7. 11. 21 "

108007 中山 彰 7. 12. 2 "

110371 平塚 裕章 7. 11. 8 死 亡

111716 村瀬 真紀 7. 6. 10 業務廃止

112962 三好 浩司 7. 11. 30 "

113159 角谷 佳代 7. 11. 30 "

114469 白井 博昭 7. 12. 4 死 亡

117341 高野 智之 7. 10. 31 欠格条項

119317 田近 清光 7. 11. 30 業務廃止

122027 奥田 隆司 7. 9. 3 死 亡

130058 渡邊 美代子 7. 12. 11 業務廃止

130585 中野 公 7. 11. 25 "

130602 大西 勝己 7. 8. 5 死 亡

130891 高倉 隆 7. 9. 30 業務廃止

131446 早稲田 幸雄 7. 12. 10 "

133631 吉岡 秀三 7. 10. 24 "

142420 山田 隆三 7. 12. 10 "

143060 谷口 貴俊 7. 10. 21 "

143530 新 克正 7. 12. 10 "

146062 富澤 佳祐 7. 12. 7 "

146411 河野 哲也 7. 12. 14 "

149929 高原 佑輔 7. 12. 9 "

150437 黒部 元紀 7. 12. 2 "

## 弁理士登録公告

令和8年1月7日に行なった弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

## 登録

月 日 登録番号 氏名

1月7日 23801 河野 啓貴

1月7日 23802 廣瀬 元康

1月7日 23803 岸 秀樹

1月7日 23804 濱本 健一

## 登録抹消

年月日 登録番号 氏名 事由

令和7年 11836 松田 玲子 申請抹消

12月17日 19394 宮澤 知明 申請抹消

12月18日 14310 座間 正信 申請抹消

12月20日 20774 内田 淳子 申請抹消

12月22日 9521 安藤 武 申請抹消

12月23日 令和8年1月26日 日本弁理士会

## 所在不明の古物商の公告

下記の古物商について、その所在を確知できないので、古物営業法（昭和24年法律第108号）第6条第2項の規定により公告する。なお、この公告の日から30日を経過しても当該古物商から申出がないときは、古物営業の許可を取り消すことがある。

令和8年1月26日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

1 名称 株式会社HARUKI

2 住所 千葉県山武市板川105番地10

3 代表者の氏名 KAHALPAGE DHANUSHKA RANJAN

4 許可の種類 古物商

5 許可証番号 千葉県公安委員会 第44119001379号

6 許可年月日 令和6年1月19日

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項2号の規定により、次の免許状は失効した。

- 令和8年1月26日 静岡県教育委員会  
 1 失効した免許状  
 氏名 福永 将 本籍地 静岡県  
 免許状の種類、免許状の番号、授与年月日、  
 授与権者  
 (1) 高等学校教諭一種免許状（保健体育）、平24高1第563号、平成25年3月19日、千葉県教育委員会  
 (2) 中学校教諭一種免許状（保健体育）、平24中1第479号、平成25年3月19日、千葉県教育委員会  
 2 失効年月日 令和7年12月18日  
 3 失効の事由  
 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）に該当

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項2号の規定により、次の免許状は失効した。

- 令和8年1月26日 静岡県教育委員会  
 1 失効した免許状  
 氏名 田口 誠 本籍地 静岡県  
 免許状の種類、免許状の番号、授与年月日、  
 授与権者  
 (1) 高等学校教諭二級普通免許状（社会）、昭60高2普第701号、昭和61年3月31日、大阪府教育委員会  
 (2) 中学校教諭一級普通免許状（社会）、昭60中1普第601号、昭和61年3月31日、大阪府教育委員会  
 (3) 中学校教諭二級普通免許状（美術）、昭63中2普第21号、昭和63年5月14日、大阪府教育委員会  
 (4) 養護学校教諭一級普通免許状、昭63養学1普め第254号、平成元年3月31日、京都府教育委員会  
 (5) 聾学校教諭二種免許状、平6聾2第24号、平成7年3月1日、静岡県教育委員会  
 2 失効年月日 令和7年12月18日  
 3 失効の事由  
 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ホ）に該当

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の男性、身長約155cm、着衣は上衣灰色トレーナー、黒色半袖Tシャツ、下衣ボクサーパンツ

上記の者は、令和6年5月12日午前11時58分頃、千葉市中央区今井3丁目において左横臥状態で発見されました。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は保管しています。お心当たりの方は、千葉市中央保健福祉センター社会援護第二課まで申し出てください。

令和8年1月26日 千葉県 千葉市長 神谷 俊一

## 無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和8年1月26日 高知県いの町

1. 墓地等所在地 高知県吾川郡いの町5802番地外39筆
1. 墓地等の名称 伊野南墓地公園E-12-15
1. 死亡者の本籍及び氏名 高知県吾川郡伊野町3156番地 土居徳治、土居安千代、土居千鶴美、土居雄次郎、高知県吾川郡伊野村869番屋敷土居良吾、土居芳、土居時尾、本籍不詳 長谷川雛子、長谷川浅野、浅井隣
1. 改葬を行おうとする者 高知県吾川郡いの町1700番地1 いの町長 池田 牧子

## 農業協同組合法第73条第4項 で準用する法第64条の2第1項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から5年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、2月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の2で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から2月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人にに関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和8年1月26日

大阪府知事 吉村 洋文  
記

農事組合法人グリーンパーク堀河

大阪府泉南市信達葛畠380番地

農事組合法人倭牛畜産

大阪市平野区加美正覚寺三丁目1番52号

## 農業協同組合法第73条第4項 で準用する法第64条の2の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から5年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、2箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の2で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から2箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人にに関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和8年1月26日

兵庫県知事 斎藤 元彦  
記

農事組合法人ふるさと西谷

宝塚市玉瀬字前田19-1

農事組合法人姫路地区生花栽培生産組合

たつの市神岡町寄井字西殿岡1059番地3

## 会社その他の公告

### 解散公告

当社は、令和七年十月十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月16日

北海道旭川市端町六条十丁目1番9号

有限会社アリアート

清算人 高尾 光雄

### 解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月16日

岩手県盛岡市前九年二丁目111番11号

有限会社三共機器

清算人 鷹崎 達也

### 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月16日

仙台市若林区鶴町三丁目6五一号

有限会社宮城電装

清算人 花田よね子

### 解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月16日

山形県米沢市松が岬一四一四一四一

合同会社のあそび

代表清算人 安部 憲人

### 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月16日

山形県鮎ヶ瀬郡遊佐町菅里字十里塚一九三番

庄司建設工業株式会社

代表清算人 庄司 茂正

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

茨城県ひたちなか市大字馬渡二九一〇番地

株式会社匠の会住宅

代表清算人 小川 良人

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

茨城県水戸市宮町二丁目三番一二号

天恩商事有限会社

清算人 中村健四郎

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

茨城県神栖市横瀬五〇番地

有限会社吉岡工務店

清算人 吉岡 廣一

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

茨城県牛久市城中町一九六六番地二〇

株式会社フェスティ

代表清算人 岡田 憲治

## 解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

群馬県桐生市天神町三丁目一七番一七号

有限会社岩脇精鋼

代表清算人 岩脇 資典

## 解散公告

当社は、令和七年十一月十八日總社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

千葉県船橋市前原西二丁目三二番一〇号

合同会社鈴木商店

清算人 鈴木 大友

## 解散公告

当社は、令和七年十一月十八日總社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

千葉県八千代市大和田新田四四六番地二四

一、二階 合同会社長谷川不動産

清算人 長谷川卓也

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年十二月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

千葉県船橋市前原西二丁目三二番一〇号

合同会社オケアノス第1号

清算人 内山隆太郎

## 解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目三一番二号

株式会社アーキテクト・スタジオ

清算人 水戸 貴之

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

千葉県浦安市富士見五丁目一一番二三号

三歩木材有限会社

清算人 三歩 武

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

東京都新宿区高田馬場二丁目一七番三号東京三協信用金庫本店ビル六F

代表清算人 庭瀬 友昭

## 解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

東京都港区南青山五丁目一七番二号

株式会社S o c i a l B a n k

代表清算人 竹内 慶太

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

東京都渋谷区神宮前五丁目三九番六号

株式会社カライズワンドーラボ

代表清算人 水谷健一郎

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社オケアノス第1号 清算人 内山隆太郎

代表清算人 森 雄人

## 解散公告

当社は、令和八年一月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日 東京都板橋区前野町一丁目一二番一号

株式会社タニタファイツミー  
代表清算人 渡邊久仁紀

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 東京都立川市幸町五丁目一七番地の二四

株式会社オネスト  
代表清算人 佐久間仙行

## 解散公告

当社は、令和八年一月七日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 東京都小平市花小金井一丁目一八番二号

特定非営利活動法人生活応援あらかると  
清算人 德永 智子

## 解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 東京都港区高輪二丁目二一番三八号大野高輪ビル二階 東京リノベーション株式会社

代表清算人 斎藤 涼子(白土 涼子)

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 東京都港区六本木一丁目六番一号

S B I クリアリング準備株式会社  
代表清算人 濱詰 善徳

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 神奈川県横須賀市小川町二七番地一九一七〇一

株式会社ユーロスポーツインテグレーションズ  
代表清算人 相馬 充

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 神奈川県横浜市中区住吉町二丁目二二番地

松栄園内ビル二階 E C O V I S A K I A

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日 東京都新宿区新宿五丁目一八番二号

株式会社よしもと統合ファンド  
代表清算人 溝上 篤史

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 東京都豊島区要町三丁目三番二三番

株式会社ワールドトラベルエージェンシー  
代表清算人 牧山 碧

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 東京都墨田区青葉台二丁目六番五九号

渋谷ホテル株式会社  
代表清算人 太田晴一郎

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 神奈川県横須賀市小川町二七番地一九一七〇一

株式会社ユーロスポーツインテグレーションズ  
代表清算人 相馬 充

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日 東京都港区六本木七丁目一七番二〇号

株式会社カラインド  
代表清算人 林 茂法

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 東京都品川区荏原三丁目六番二三九〇三号

有限会社小池健史事務所  
清算人 小池 健史

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日 神奈川県横浜市中区住吉町二丁目二二番地

Tax Consultants  
ハイマックス・ジャパン株式会社  
代表清算人 赤崎 章吉



## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
京都府城陽市久世荒内一七七番地の五

奥田産業株式会社  
代表清算人 奥田 倖三

## 解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
大阪府吹田市長野東二九番三八

株式会社アグレアブルリュー  
代表清算人 北尾 稔浩

## 解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
大阪府箕面市坊島二丁目六番一号

有限会社コスモ大阪  
清算人 村尾 幸子

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第一ビル二九階一一一一号室

一般社団法人日本財務制度構築コンサル  
タント協会  
代表清算人 吉本 勇

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
奈良県香芝市瓦口五四二番地一

株式会社下村石油  
代表清算人 下村 理紗

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
奈良市油阪町四五六番地第二森田ビル四階

有限会社京裳苑  
清算人 植田 康裕

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
兵庫県尼崎市武庫町二丁目一五番六号

株式会社アルレ  
代表清算人 斎藤 隆

## 解散公告

当社は、令和八年一月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
大阪市淀川区西宮原三丁目三番一九一五号

有限会社アドヴァンスジャパン  
清算人 鈴平 隆伸

## 解散公告

当社は、令和八年一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
島根県松江市東出雲町揖屋二五五七番地七

有限会社 前田建設  
清算人 前田 哲夫

## 解散公告

当法人は、令和七年十二月二十四日開催の社員総会の決議により令和七年十一月三十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
岡山市中区西川原八六番地の一

山田設備工業株式会社  
代表清算人 山田 富彦

## 解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
福岡県糟屋郡新宮町大字の野七三〇番地の三

株式会社ブルーカウチ  
代表清算人 奥丸美保子

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
北九州市戸畠区沢見二丁目四番一一〇四号

株式会社ブルーカウチ  
代表清算人 奥丸美保子

## 解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日  
北海道滝川市幸町三丁目3番16号

道央建鉄株式会社  
代表取締役 安達 晃幸

第55期決算公告 令和7年12月16日  
北海道滝川市幸町三丁目3番16号  
道央建鉄株式会社  
代表取締役 安達 晃幸

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の部	流動資産	995,350
	固定資産	113,598
	合計	1,108,948
負純資産の部	流動負債	497,020
	固定負債	14,395
	資本	597,533
	資本準備金	40,000
	資本余剰金	10,000
	資本準備金	10,000
	その他利益	547,533
	(うち当期純利益)	547,533
	合計	(97,140)
		1,108,948



## 解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月一日熊本地方裁判所八代支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和八年一月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月二十六日  
熊本県八代市本町四丁目二番三〇号

連絡先 熊本県荒尾市本井手一五六二一四  
宝正ビル三階  
清算人 弁護士 笠 賢太朗  
宗教法人實相院

## 解散公告(第三回)

当組合は、令和七年十二月二十日開催の総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもつて解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月二十六日

岩手県紫波郡紫波町西長岡字中ノ沢七一一番地  
農事組合法人長岡中央果樹生産組合  
清算人 佐々木瑞行

## 解散公告(第三回)

当土地改良区は、令和七年十二月十二日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和八年一月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月二十六日

福岡県久留米市善導寺町飯田六二〇番地二  
清算法人山本豊田土地改良区  
清算人代表 手島富士雄

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道斜里郡清里町水元町五番地、最後の住所本籍に同じ  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日

事務所北海道網走市台町三丁目八番五号  
相続財産清算人 弁護士 河邊 雅浩

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区赤羽台四丁目一七番、最後の住所北海道北斗市大工川二丁目一番四号  
被相続人亡 工藤 朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日  
事務所北海道函館市宮前町六番二二号  
相続財産清算人 弁護士 米塚 茂樹

本籍宮城県登米市迫町北方字仮屋一四番地、最後の住所本籍に同じ  
被相続人亡 千葉 隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市迫町北方字仮屋一四番地、最後の住所本籍に同じ  
被相続人亡 今井 信之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市青葉区桜台四〇番地、最後の住所横浜市緑区長津田一丁目二二番一  
被相続人亡 今井 信之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日

宮城県登米市迫町佐沼字中江四一一一  
一八ビル二〇二  
相続財産清算人 弁護士 及川 育

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大沢三二九番地一七、最後の住所埼玉県越谷市宮本町五丁目三九番地  
一パラソング越谷一〇七号  
被相続人亡 袖山 昭浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大沢三二九番地一七、最後の住所埼玉県越谷市大沢三二九番地一七、最

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日

宮城県登米市追町佐沼字中江四一一一  
一八ビル二〇二  
相続財産清算人 弁護士 及川 育

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大沢三二九番地一七、最

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日

福岡県久留米市善導寺町飯田六二〇番地二  
清算法人山本豊田土地改良区  
清算人代表 手島富士雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道斜里郡清里町水元町五番地、最後の住所本籍に同じ  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日

事務所北海道網走市台町三丁目八番五号  
相続財産清算人 弁護士 河邊 雅浩

## 令和八年一月二十六日

神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目二番四号  
川崎砂子ビルディング二階 安藤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中村 裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日  
事務所北海道函館市宮前町六番二二号  
相続財産清算人 弁護士 米塚 茂樹

本籍神奈川県横浜市青葉区桜台四〇番地、最後の住所横浜市緑区長津田一丁目二二番一  
被相続人亡 今井 信之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日

横浜市中区相生町一三モアグランド関内  
ビル四階  
相続財産清算人 弁護士 佐賀 悅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市白山田町口二六四番地二、最後の住所石川県小松市戸津町才一番地一〇  
被相続人亡 横川 武男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市加賀市熊坂町二五一一  
事務所石川県加賀市熊坂町二五一一  
センタービル一階事務室  
被相続人亡 中田 千香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡早川町小綱七一三番地、最後の住所山梨県南アルプス市浅原七七九番地八  
被相続人亡 望月 光春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字鉢淵町六番地、最後の住所川崎市宮前区鷺沼一丁目二番一号南越谷  
被相続人亡 谷株竹ビル三階栄光法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字鉢淵町六番地、最後の住所川崎市宮前区鷺沼一丁目二番一号南越谷  
被相続人亡 船水 優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字鉢淵町六番地、最後の住所川崎市宮前区鷺沼一丁目二番一号南越谷  
被相続人亡 多田 一信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字鉢淵町六番地、最後の住所川崎市宮前区鷺沼一丁目二番一号南越谷  
被相続人亡 谷株竹ビル三〇二  
被相続人亡 被相続人亡 被相続人亡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県岡谷市銀座二丁目四番、最後の住所野原岡谷市銀座二丁目四番一四号  
被相続人亡 笠原佐代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日  
長野県諏訪市湖岸通り四丁目九番一一号  
弁護士法人このまち斎藤法律事務所

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日  
相続財産清算人 弁護士 松下晋之介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日  
静岡市葵区追手町二番二二号  
ビル四階  
相続財産清算人 弁護士 佐賀 悅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区下島三九八番地四、最後の住所静岡市葵区長尾八九番地の一  
別養護老人ホーム竜爪園  
被相続人亡 諸井 元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区下島三九八番地四、最後の住所静岡市葵区長尾八九番地の一  
特 別養護老人ホーム竜爪園  
被相続人亡 諸井 元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区追手町二番二二号  
被相続人亡 安藤ハザマ ピル四階  
相続財産清算人 弁護士 佐賀 悅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区追手町二番二二号  
被相続人亡 安藤ハザマ ピル四階  
相続財産清算人 弁護士 佐賀 悅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区追手町二番二二号  
被相続人亡 安藤ハザマ ピル四階  
相続財産清算人 弁護士 佐賀 悅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区追手町二番二二号  
被相続人亡 安藤ハザマ ピル四階  
相続財産清算人 弁護士 佐賀 悅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区追手町二番二二号  
被相続人亡 安藤ハザマ ピル四階  
相続財産清算人 弁護士 佐賀 悅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区追手町二番二二号  
被相続人亡 安藤ハザマ ピル四階  
相続財産清算人 弁護士 佐賀 悅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日  
被相続人亡 笠原佐代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月



## 第48期決算公告

令和8年1月26日

千葉県四街道市栗山1082番地

株式会社ホンダプリモ栗山

代表取締役 知久 和秀

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	143,064 174,023
資 産 合計	317,088	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 固定 負債 株主 資本 資本 利益 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純利益)	202,093 19,807 95,188 20,000 75,188 75,188 (9,450)
負債・純資産合計	317,088	

## 第8期決算公告

2026年1月26日 千葉県千葉市緑区おゆみ野三丁目12番地1

なのはなパイプライン株式会社

代表取締役社長 原 和重

貸借対照表の要旨(2025年10月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	2,051,630 16,493,867
資 産 合計	18,545,498	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 固定 負債 株主 資本 資本 利益 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純利益)	1,844,625 15,537,789 1,163,083 480,000 480,000 480,000 203,083 203,083 (203,083)
負債・純資産合計	18,545,498	

## 第54期決算公告

令和7年12月16日

埼玉県戸田市美女木四丁目8番3号

株式会社太陽テント関東

代表取締役 濱尾 裕

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	155,967 7,643
資 産 合計	163,611	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 株主 資本 資本 利益 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純利益)	53,568 110,043 82,043 3,300 78,743 (11,521)
負債・純資産合計	163,611	

## 第40期決算公告

令和8年1月26日

千葉県東金市東金1002番地

株式会社ホンダカーズ千葉東

代表取締役 貝塚 文健

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	1,149,511 342,425
資 産 合計	1,491,936	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 株主 資本 資本 利益 本益 剰余金 利益 準備 金 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純利益)	432,050 1,059,886 10,000 1,049,886 2,500 1,047,386 (97,740)
負債・純資産合計	1,491,936	

## 第57期決算公告 令和8年1月26日

千葉県松戸市稔台一丁目11番地の7

株式会社ホンダカーズ松戸

代表取締役 鈴木 健則

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	601,929 1,005,731
資 産 合計	1,607,660	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 貯金 与引 当金 固定 負債 株主 資本 資本 利益 本益 剰余金 利益 準備 金 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純利益)	519,522 18,238 513,093 575,045 10,000 565,045 10,000 555,045 (91,992)
負債・純資産合計	1,607,660	

## 第42期決算公告 令和8年1月26日

千葉県習志野市藤崎五丁目1番23号

株式会社ホンダカーズ習志野

代表取締役 彦山 仁

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	587,294 663,940
資 産 合計	1,251,234	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 貯金 与引 当金 固定 負債 株主 資本 資本 利益 本益 剰余金 利益 準備 金 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純利益)	530,899 23,160 162,908 557,426 10,000 547,426 400 547,026 (117,470)
負債・純資産合計	1,251,234	

## 第22期決算公告 令和7年12月18日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番2号

株式会社セントグランデW

代表取締役 嶋屋 宏則

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	5,763 1,800
資 産 合計	7,563	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 固定 負債 負債合計	2,119 2,678 4,797
純 資 產 合計	2,766	
負債・純資産合計	7,563	

## 第1期決算公告 令和8年1月26日

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

M S D 企 業 投 資 A 号 株 式 会 社

代表取締役 祖父江慧太

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	226,595 4,239,319
資 産 合計	4,465,915	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 株主 資本 資本 利益 本益 剰余金 利益 準備 金 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純損失)	15,846 1,500,000 2,950,068 100,000 2,880,280 1,490,140 1,390,140 △30,211 △30,211 (30,211)
負債・純資産合計	4,465,915	

## 第12期決算公告 令和7年12月25日

東京都渋谷区南平台町16番28号

株式会社フクロウラボ

代表取締役 清水 翔

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	2,163,066 204,981
資 産 合計	2,368,047	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 貯金 与引 当金 株主 資本 資本 利益 本益 剰余金 資本 準備 金 利益 剰余金 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純損失)	940,765 13,208 1,427,282 53,805 35,508 35,508 1,337,968 1,337,968 (96,638)
負債・純資産合計	2,368,047	

## 第5期決算公告 令和8年1月26日

東京都港区虎ノ門五丁目13番1号

虎ノ門40MTビル

リーガルテック株式会社

代表取締役社長 平井 智之

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	60 145
資 産 合計	206	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 固定 負債 株主 資本 資本 利益 本益 剰余金 資本 準備 金 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純損失)	60 56 90 199 179 179 △288 △288 (86)
負債・純資産合計	206	

## 第28期決算公告

令和7年12月16日 東京都目黒区東山三丁目16番19号

株式会社デボレント

代表取締役 植松 弘道

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	970,337 291,747
資 産 合計	1,262,084	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 固定 負債 株主 資本 資本 利益 本益 剰余金 資本 準備 金 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純利益)	374,798 21,880 865,406 20,000 845,406 5,000 840,406 (139,472)
合 計	1,262,084	

## 第7期決算公告

令和8年1月26日

東京都中央区築地一丁目12番22号

一般社団法人素材・化学技術社会実装化基金

代表理事 月丘 誠一

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額	
資の 産部	流動 資産 固定 資産	1,490 29,530
資 産 合計	31,020	
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 基 金 剩 余 金 その他の利益 本益 剰余金 (うち当期純損失)	586 59,000 △28,565 △28,565 (10,304)
合 計	31,020	

## 第42期決算公告

令和8年1月26日  
新潟県上越市柿崎区柿崎7170番地  
理研産業株式会社  
代表取締役 中嶋 義隆

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	146
流動資産	15
合 計	162
負純 資産 及の び部	17
流動負債	5
資本	144
資本	20
利益	124
その他利益	124
(うち当期純損失)	(9)
合 計	162

## 第2期決算公告

令和7年12月24日  
東京都港区港南一丁目8番15号Wビル13階  
株式会社 E d Tech RISE  
代表取締役 山本 哲史

貸借対照表の要旨  
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	1,192,090
流動資産	320,034
合 計	1,512,124
負純 資産 及の び部	610,554
流動負債	901,570
資本	10,000
資本	651,872
その他資本	651,872
利益	239,697
その他利益	239,697
(うち当期純利益)	(153,847)
合 計	1,512,124

## 第13期決算公告

令和7年12月24日  
東京都渋谷区渋谷3-6-19第1矢木ビル  
5F

サクセススペース株式会社

代表取締役 堀江 康弘

貸借対照表の要旨  
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	68,543
流動資産	68,543
合 計	68,543
負純 資産 及の び部	67,720
流動負債	823
資本	500
利益	323
その他利益	323
(うち当期純損失)	(3,190)
合 計	68,543

## 第55期決算公告 令和8年1月26日

静岡県浜松市浜名区平口5261番地の3

株式会社 ハマエイ  
代表取締役 藤田 政博

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	1,933,246
流動資産	897,568
合 計	2,830,815
負純 資産 及の び部	206,582
流動負債	15,256
資本	2,608,977
資本	10,000
利益	2,598,977
利益	3,500
その他利益	2,595,477
(うち当期純利益)	(42,709)
合 計	2,830,815

## 第57期決算公告 令和7年12月16日

福井市石新保町28号67番地2

福井太陽株式会社

代表取締役 河嶋 康宏

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	2,276,172
流動資産	296,918
合 計	2,573,090
負純 資産 及の び部	1,314,874
流動負債	34,698
資本	1,223,518
資本	27,850
利益	6,701
利益	6,701
利益	1,188,967
利益	6,962
その他利益	1,182,004
(うち当期純利益)	(88,293)
合 計	2,573,090

## 第56期決算公告

令和7年12月16日

石川県金沢市問屋町二丁目24番地

株式会社 太陽テント北陸

代表取締役 池田 憲彦

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	1,984,560
流動資産	244,111
合 計	2,228,671
負純 資産 及の び部	1,074,951
流動負債	7,354
資本	1,146,365
資本	20,000
利益	1,126,365
利益	5,000
その他利益	1,121,365
(うち当期純利益)	(112,065)
合 計	2,228,671

## 第47期決算公告

令和7年12月16日

愛知県一宮市島崎一丁目5番11号

名阪鉄構株式会社

代表取締役 野田 信之

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	829,367
流動資産	50,251
合 計	879,619
負純 資産 及の び部	86,291
流動負債	23,897
資本	769,430
資本	20,000
利益	749,430
利益	5,000
その他利益	744,430
(うち当期純利益)	(29,809)
合 計	879,619

## 第54期決算公告

令和8年1月26日

愛知県春日井市西屋町字南野池66番地

株式会社 I-SOWAフーパー

代表取締役 磯輪 英之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	1,454,405
流動資産	333,805
合 計	1,788,211
負純 資産 及の び部	147,032
流動負債	15,792
資本	1,641,178
資本	30,000
利益	1,611,178
利益	1,895
その他利益	1,609,283
(うち当期純利益)	(68,960)
合 計	1,788,211

## 第7期決算公告 令和8年1月26日

名古屋市緑区潮見が丘二丁目3番地

株式会社アバンティア不動産

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	1,432
流動資産	28
合 計	1,459
負純 資産 及の び部	593
流動負債	556
資本	310
資本	65
資本	103
資本	35
利益	68
利益	142
利益	13
その他利益	130
(うち当期純損失)	(33)
合 計	1,459

## 第14期決算公告

令和8年1月26日

東京都港区虎ノ門五丁目13番1号 虎ノ門40M Tビル

リーガルテックグループ株式会社

代表取締役社長 佐々木隆仁

貸借対照表の要旨  
(令和7年9月30日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	199	流動負債	473
固定資産	453	固定負債	156
有形固定資産	0	株主資本	22
投資その他の資産	453	資本	51
		資本	46
		資本	10
		利益	36
		利益	△75
		利益	2
		利益	△77
		その他利益	(32)
資産合計	652	負債・純資産合計	652

## 第32期決算公告

令和8年1月26日

東京都港区虎ノ門五丁目13番1号 虎ノ門40M Tビル

AOSテクノロジーズ株式会社

代表取締役社長 佐々木隆仁

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	106	流動負債	9
固定資産	902	資本	989
有形固定資産	10	資本	80
無形固定資産	2	資本	779
投資その他の資産	889	その他資本	779
		利益	731
		利益	731
		その他利益	(87)
		自己株式	△600
		評価・換算差額等	9
		その他有価証券評価差額金	9
資産合計	1,008	負債・純資産合計	1,008

**第54期決算公告** 令和8年1月26日  
京都市中京区河原町通夷川上る指物町  
328番地  
株式会社  
ジャパンクラシックカントリー倶楽部  
代表取締役 武藤 良一  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 810,385
	固定資産 2,616,960
合 計	3,427,346
負純 資産 及の び部	流動負債 379,227
	固定負債 8,173,965
	株主資本 △5,125,846
	資本剰余金 20,000
	△5,145,846
	その他利益剰余金 △5,145,846
	(うち当期純利益) (65,877)
合 計	3,427,346

**第54期決算公告** 令和8年1月26日  
京都市中京区河原町通夷川上る指物町  
328番地  
株式会社滋賀カントリー倶楽部  
代表取締役 武藤 良一  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 121,294
	固定資産 741,205
合 計	862,499
負純 資産 及の び部	流動負債 192,662
	固定負債 1,169,473
	株主資本 △499,635
	資本剰余金 48,000
	△547,635
	その他利益剰余金 △547,635
	(うち当期純利益) (58,276)
合 計	862,499

**第57期決算公告** 令和8年1月26日  
京都市中京区河原町通夷川上る指物町  
328番地  
信和ゴルフ株式会社  
代表取締役 武藤 良一  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,075,764
	固定資産 5,241,004
合 計	6,316,768
負純 資産 及の び部	流動負債 540,535
	固定負債 10,157,177
	株主資本 △4,380,943
	資本剰余金 60,000
	△4,440,943
	その他利益剰余金 △4,440,943
	(うち当期純利益) (799,054)
合 計	6,316,768

**第28期決算公告** 令和8年1月26日  
京都市中京区河原町通夷川上る指物町  
328番地  
株式会社信和ゴルフメンテナンス  
代表取締役 國府 宏匡  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 732,604
	固定資産 59,033
合 計	791,638
負純 資産 及の び部	流動負債 564,067
	固定負債 400,585
	△173,014
	10,000
	△183,014
	△183,014
	(8,838)
合 計	791,638

**第42期決算公告** 令和8年1月26日  
京都市中京区河原町通夷川上る指物町  
328番地  
株式会社チェリーヒルズゴルフクラブ  
代表取締役 武藤 良一  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 193,758
	固定資産 2,153,451
合 計	2,347,210
負純 資産 及の び部	流動負債 443,311
	固定負債 4,306,082
	△2,402,183
	10,000
	△2,412,184
	△2,412,184
	(5,920)
合 計	2,347,210

**第42期決算公告** 令和8年1月26日  
京都市中京区河原町通夷川上る指物町  
328番地  
株式会社ゴールデンバレーゴルフ倶楽部  
代表取締役 武藤 良一  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 177,908
	固定資産 1,185,799
合 計	1,363,707
負純 資産 及の び部	流動負債 454,018
	固定負債 2,849,960
	△1,940,271
	10,000
	△1,950,271
	△1,950,271
	(11,198)
合 計	1,363,707

**第15期決算公告** 令和8年1月26日  
大阪市西区江之子島一丁目7番3号  
信和ゴルフホールディングス株式会社  
代表取締役 國府 宏匡  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 502,987
	固定資産 1,925,043
合 計	2,428,031
負純 資産 及の び部	流動負債 584,620
	固定負債 1,907,104
	△63,693
	10,000
	△73,693
	△73,693
	(23,284)
合 計	2,428,031

**第18期決算公告** 令和7年12月16日  
大阪市淀川区木川東四丁目8番4号  
株式会社太陽工ネシス  
代表取締役 青山 克巳  
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 322,609
	固定資産 8,067
合 計	330,676
負純 資産 及の び部	流動負債 33,423
	固定負債 297,253
	30,000
	267,253
	2,520
	264,733
	(17,353)
合 計	330,676

**第3期決算公告** 令和7年12月25日  
大阪市港区海岸通4丁目4番10号  
エヌパット株式会社  
(旧商号 CCH7e株式会社)  
代表取締役 生野 真  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 73
	固定資産 5,477
合 計	5,550
負純 資産 及の び部	流動負債 59
	固定負債 4,220
	△1,271
	10
	1,464
	737
	728
	204
	△
合 計	5,550

**第2期決算公告** 令和8年1月26日  
京都市下京区水銀屋町637番地  
UDON株式会社  
代表取締役 小西 達也  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
科 目	金額
資の 産部	流動負債 2,579,232
	固定負債 47,348,392
合 計	50,927,624
負純 資産 及の び部	資本 18,015,276
	資本準備金 9,000
	△1,015,276
	△9,000
	△1,015,276
合 計	17,000,000

損益計算書の要旨 (自 令和7年1月1日 至 令和7年9月30日)	(単位:千円)
販売費及び一般管理費	14,699
営業損失	14,699
営業外収益	119,076
営業外費用	995,538
経常損失	891,162
税引前当期純損失	891,162
法人税、住民税及び事業税	907
当期純損失	892,069

**第32期決算公告** 令和8年1月26日  
兵庫県西宮市西宮浜2丁目21番地  
アステ建設株式会社  
代表取締役 正木 栄治  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 44,972
	固定資産 857
合 計	45,830
負純 資産 及の び部	流動負債 73,338
	(うち賞与引当金) (1,107)
	△27,507
	40,000
	△67,507
	500
	△68,007
	(3,049)
合 計	45,830

**第85期決算公告** 令和8年1月26日  
兵庫県西宮市甲風園3丁目9番5号  
**株式会社神島組**  
代表取締役 神田 和親  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	864,374 1,284,328
	合計	2,148,702
負純 資 産 及 の び部	流动負債 (うち賞与引当金) (うち役員賞与引付) (当金)	49,853 (14,788) (4,007)
	株主資本 資本利益 利益 その他の利益 利潤 (うち当期純損失)	2,098,849 20,000 2,078,849 5,000 2,073,849 (17,888)
	合計	2,148,702

**第39期決算公告** 令和8年1月26日  
宮城県登米市迫町佐沼字光ヶ丘152番地  
**株式会社ロード**  
代表取締役 山田 幸夫  
貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	50,037 6,391
	合計	56,429
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 利益 その他の利益 利潤 (うち当期純損失)	70,095 △13,666 15,000 △28,666 △28,666 (688)
	合計	56,429

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を一千円減少し五百円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月二十六日

**第51期決算公告** 令和7年12月16日  
岡山県倉敷市松江一丁目11番9号  
**水島コンテナーサービス株式会社**  
代表取締役 川尻 明夫  
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	633,801 721,576
	合計	1,355,378
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 利益 その他の利益 利潤 (うち当期純利益)	103,456 1,113,660 50,000 1,063,660 12,500 1,051,160 (44,036)
	合計	1,355,378

**第6期決算公告** 令和8年1月26日  
東京都品川区西五反田八丁目8番15号  
**株式会社ROMS**  
代表取締役 前野 洋介  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	414,733 302,540
	合計	717,273
負純 資 産 及 の び部	流动负债 当期純利益 株主資本 資本利益 利益 その他の利益 利潤 (うち当期純損失)	373,728 17,493 42,004 301,541 100,000 1,709,595 1,709,595 △1,508,054 △1,508,054 (187,157)
	合計	717,273
	負債・純資産合計	

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を二億六百六十六万三千九百四十円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月二十六日

**第25期決算公告** 令和7年12月24日  
広島市中区八丁堀16番3号  
広島第一ビル9階  
**株式会社システムサポートアンドコンサルティング**  
代表取締役 堀江 康弘  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	176,484 95,672
	合計	272,156
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 その他の利益 利潤 (うち当期純利益)	82,704 82,013 8,000 74,013 74,013 (62,694)
	合計	272,156

**第11期決算公告** 令和8年1月26日  
東京都府中市寿町三丁目3番地の2  
**株式会社オードリーケア**  
代表取締役 田中 龍司  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	5,455 11,102
	合計	16,557
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 その他の利益 利潤 (うち当期純利益)	1,179 15,378 14,000 6,378 6,378 (539)
	合計	16,557
	負債・純資産合計	

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を七〇〇万円減少し七〇〇万円とすることにいたしました。  
効力発生日は令和八年二月二十七日であります。株主総会の決議は、令和七年十二月二十日に終了しております。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和8年1月二十六日

**第39期決算公告** 令和8年1月26日  
熊本市南区城南町さんさん二丁目3番地1  
**株式会社友建設**  
代表取締役 中村 勇治  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	68,737 101,950
	合計	170,687
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 その他の利益 利潤 (うち当期純損失) 評価・換算差額等	25,576 13,908 122,887 5,000 117,887 1,250 116,637 (9,283) 8,316
	合計	170,687

**第11期決算公告** 令和8年1月26日  
東京都港区赤坂二丁目12番17号  
**Martial Artsタワー**  
株式会社マーシャルアーツコンサルティング  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	17,982,321 2,171,965,069
	合計	2,189,947,390
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 その他の利益 利潤 (うち当期純利益) 累計越利益 利潤 (うち当期純利益) 評価・換算差額等	80,638,428 17,110,000 2,092,198,962 50,000,000 1,055,175,723 1,055,175,723 987,023,239 987,023,239 (223,902,918)
	合計	2,189,947,390
	負債・純資産合計	

**準備金の額の減少公告**  
当社は、資本準備金の額を十億五千五百十七万五千七百二十三円減少することにいたしました。この決定に対し、異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終事業年度の貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和8年1月二十六日

東京都港区赤坂二丁目一二番一七号

Martial Artsタワー  
株式会社マーシャルアーツコンサルティング  
代表取締役 大町 隼人

## 第31期決算公告

令和8年1月26日 横浜市緑区十日市場町911番地1  
株式会社ヤマトホームサービス 代表取締役 小林 清一  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	27,283
	固定資産	1,080,206
	合計	1,107,489
負純 資 産 及 び部	流动負債	75,463
	固定負債	833,578
	資本	198,447
	利益	3,000
	剩余金	195,447
	利益	540
	準備金	194,907
	その他利益	(47,805)
	合計	1,107,489

新設分割公告  
当社は、新設分割により新設する株式会社ヤマトエステート(住所横浜市緑区十日市場町九〇六番地二)に対して当社の不動産賃貸に関する事業の一部の権利義務を承継させるごとにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日

横浜市緑区十日市場町911番地1  
株式会社ヤマトホームサービス  
代表取締役 小林 清一

## 第58期決算公告

令和7年12月25日 沖縄県那覇市西二丁目8番1号  
株式会社東洋商会 代表取締役 仲里 敦雄  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,169,629
	固定資産	229,901
	資産合計	1,399,530
負純 資 産 及 び部	流动負債	354,216
	固定負債	196,477
	資本	795,017
	利益	20,435
	剩余金	774,582
	利益	11,333
	その他の利益	763,249
	準備金	(432,014)
	その他有価証券評価差額金	53,820
	負債・純資産合計	1,399,530

## 第7期決算公告

令和8年1月26日 石川県小松市上小松町丙72番地1  
株式会社ヨシダホールディングス(旧商号 合同会社ヨシダ)  
代表取締役 吉田晋太郎  
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	656
	固定資産	198,117
	合計	198,773
負純 資 産 及 び部	流动負債	9,319
	固定負債	143,756
	資本	45,696
	利益	1,000
	剩余金	44,696
	利益	44,696
	準備金	(8,045)
	合計	198,773

準備金の額の減少公告  
当社は、令和7年十二月二十二日を効力発生日とするヨシダ自動車株式会社との株式交換によって増加した資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日

石川県小松市上小松町丙72番地1  
株式会社ヨシダホールディングス  
代表取締役 吉田晋太郎

## 第16期決算公告

令和8年1月26日 岐阜県瑞穂市別府658番地14  
株式会社はつほの 代表取締役 杉野 美和  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	67,598
	固定資産	245,127
	合計	312,766
負純 資 産 及 び部	流动負債	146,919
	固定負債	21,568
	資本	144,278
	利益	3,000
	剩余金	141,278
	利益	450
	準備金	140,828
	その他利益	(11,346)
	合計	312,766

準備金の額の減少公告  
当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を二億五百七十六万七千百九十八円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日

岐阜県瑞穂市別府六五八番地一  
株式会社はつほの  
代表取締役 杉野 美和

## 第17期決算公告

令和8年1月26日 千葉県木更津市長須賀2022番地2  
株式会社ニックス大原プラザ 代表取締役 吉田 敦  
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	20
	固定資産	41,052
	合計	41,072
負純 資 産 及 び部	流动負債	35,033
	固定負債	6,039
	資本	10,000
	利益	351,200
	準備金	2,500
	その他資本	348,700
	利益	23,933
	剩余金	23,933
	その他利益	(985)
	自己株式	△379,093
	合計	41,072

第62期決算公告 令和8年1月26日 静岡県沼津市大岡3999番地の1  
株式会社エムテクノ 代表取締役 川瀬 学  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	79,278
	固定資産	526,627
	合計	605,905
負純 資 産 及 び部	流动負債	38,594
	固定負債	421,553
	資本	145,758
	利益	20,000
	剩余金	125,758
	利益	1,025
	準備金	124,733
	その他利益	(49,382)
	合計	605,905

資本金の額の減少公告  
当会社は、資本金の額を一千万円減少一千万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日

静岡県沼津市大岡三九九番地の一  
株式会社エムテクノ  
代表取締役 川瀬 学

## 第21期決算公告

令和7年11月13日 東京都豊島区南池袋三丁目13番17号  
MASHITA 5ビル5階 株式会社リアルティスト 代表取締役 遠藤 勇太  
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	126,320
	固定資産	171,362
	合計	297,683
負純 資 産 及 び部	流动負債	111,076
	固定負債	141,006
	資本	45,600
	利益	10,000
	準備金	35,600
	その他利益	35,600
	剩余金	(97,805)
	合計	297,683





## 第2期決算公告

令和8年1月26日

福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目4番13号

株式会社九州IBIS

代表取締役 加藤 咲江

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	21,631 87
	合計	21,719
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 資本 資本 利益 その他の利益 利 益 余 金 (うち当期純損失)	11,742 20,000 △10,023 9,900 △19,923 △19,923 △19,488
	合計	21,719

## 第7期決算公告

令和7年12月25日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目2番7号

株式会社富治商会

代表取締役 中村 克久

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	2,768,978 190,250
	資産合計	2,959,228
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 (うち退職給付引当) 株主資本 資本 利益 その他利益 利 益 余 金 (うち当期純利益)	2,221,187 528,378 (156,793) 209,663 30,000 179,663 179,663 (41,260)
	負債・純資産合計	2,959,228

## 第12期決算公告

令和8年1月26日

東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1

KANDASQUARE

株式会社Mint Town

代表取締役 國光 宏尚

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	770,630 710,579
	資産合計	1,481,209
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 资金 利息 准备 金 利 息 余 金 (うち当期纯损失)	162,720 1,318,489 10,000 1,766,609 1,766,609 △458,120 △458,120 (458,120)
	負債・純資産合計	1,481,209

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二億二千五百万十五円、資本準備金の額を二億三千三百十二万七百七十八円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を四百万円、資本準備金の額を四百万円減少し、それぞれ千二百五十万円、二百五十万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第36期決算公告

令和8年1月26日

東京都大田区南雪谷一丁目12番7号

株式会社ワーカス企画

代表取締役 村山 達哉

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	23,338,197 27,804,243
	資産合計	51,142,440
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 资金 利息 准备 金 利 息 余 金 (うち当期纯损失)	11,460,096 29,155,000 10,527,344 14,000,000 4,000,000 4,000,000 △7,472,656 △7,472,656 (1,474,995)
	負債・純資産合計	51,142,440

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を四百万円、資本準備金の額を四百万円減少し、それぞれ千二百五十万円、二百五十万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第26期決算公告

令和7年12月25日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目2番7号

TOTO水彩プラザふじ株式会社

代表取締役 高森 清二

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	183,518 17,064
	資産合計	200,582
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 资金 利息 准备 金 利 息 余 金 (うち当期纯利益)	84,313 17,304 98,965 20,000 80,315 4,973 75,342 (20,592) △1,350
	負債・純資産合計	200,582

## 第72期決算公告

令和8年1月26日

東京都大田区西糀谷三丁目35番12号

鳴島工業株式会社

代表取締役 鳴島 清恵

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,447,779 1,269,296
	資産合計	2,717,075
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 资金 利息 准备 金 利 息 余 金 (うち当期纯利益)	601,328 1,208,268 907,478 30,000 877,478 7,500 869,978 (108,557)
	合計	2,717,075

準備金の額の減少公告  
当社は資本準備金の額を八百三十四万五千六円減少して〇円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第51期決算公告

令和7年12月25日

福岡県福岡市東区松島四丁目10番25号

株式会社姉川商会

代表取締役 大深 克美

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	59,056 2,725
	資産合計	61,781
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 资金 利息 准备 金 利 息 余 金 (うち当期纯利益)	30,671 31,110 3,000 28,110 750 27,360 (2,452)
	負債・純資産合計	61,781

## 第31期決算公告

令和8年1月26日

京都市上京区河原町通今出川下る梶井町448番地の17ハウジングビル

株式会社閑人

代表取締役 平田多恵子

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	383 15,825
	資産合計	16,209
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 资金 利息 准备 金 利 息 余 金 (うち当期纯损失)	31 34,588 △18,410 30,000 △48,410 8,000 △56,410 (4,836)
	合計	16,209

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二千百五十万円減少し、八百五十万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第70期決算公告

令和8年1月26日  
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7408番地  
株式会社東洋館  
代表取締役 江口 敬子

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 固定資産	11,984 564,296
合 計	576,280
負純資産及のび部 流動負債 株主資本 別途積立金 繰越利益	56,227 524,868 △4,814 700 △5,514 800 △6,314 (7,052)
合 計	576,280

新設分割公告  
当社は、新設分割により新設する東洋館株式会社(佐賀県武雄市武雄町大字武雄七四〇八番地)に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日  
佐賀県武雄市武雄町大字武雄七四〇八番地  
代表取締役 株式会社東洋館 江口 敬子

## 第50期決算公告

令和7年12月25日  
福岡県大牟田市天領町一丁目245番地の5  
大牟田バルブ株式会社  
代表取締役 榎下 淳嗣

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 固定資産	277,586 12,643
合 計	290,229
負純資産及のび部 流動負債 株主資本 別途積立金 繰越利益	168,474 30,127 91,628 10,000 81,628 2,110 79,518 (9,458)
合 計	290,229

## 第68期決算公告

令和8年1月26日  
仙台市青葉区花京院二丁目2番75号  
株式会社小山商会  
代表取締役 小山 嘉康

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
流動資産 固定資産	20,310,682 29,816,299	流動負債 法人税等引当金 固定負債 退職給付引当金 株主資本金 本益余金 その他資本剩余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金	5,821,453 750,000 383,126 383,126 43,922,403 50,000 8,937,633 8,937,633 34,934,769 28,000 34,906,769 (2,021,543)
資産合計	50,126,982	負債・純資産合計	50,126,982

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。  
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和8年1月26日  
仙台市青葉区花京院二丁目2番75号

(甲) 株式会社小山商会 代表取締役 小山 嘉康  
(乙) 有限会社郡山ベビーリング 代表取締役 鈴木寿美夫

官報サービスセンターでは、官報発行サイトで発行された「官報」に掲載された情報を記載した「官報掲載事項記載書面」の交付を行っています。  
(手数料)・1部単位 32頁までごとにつき140円(非課税・配送料別)  
(官報サービスセンター一覧) [https://www.cao.go.jp/others/soumu/kampo/pdf/kampo\\_sc.pdf](https://www.cao.go.jp/others/soumu/kampo/pdf/kampo_sc.pdf)



## 第9期決算公告

令和8年1月26日  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
株式会社力ケハシ  
代表取締役 中川 貴史

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
流動資産 固定資産	1,995,864 4,653,794	流動負債 (賞与引当金) 固定負債 株主資本金 本益余金 その他資本剩余金 利益剰余金 その他利益剰余金 新株予約権	2,844,040 (30,300) 2,273,738 1,225,434 100,000 7,096,999 6,868,769 228,230 △5,971,565 △5,971,565 (2,437,596) 306,444
資産合計	6,649,658	負債・純資産合計	6,649,658

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を三十三億二千五百円、資本準備金の額を二十六億四千六百五十六万五千七十二円それぞれ減少することになりました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和8年2月26日までにお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日

(甲) 株式会社力ケハシ 代表取締役 中川 貴史

(乙) 代表取締役 中川 貴史

内閣府

## 第13期決算公告

令和8年1月26日  
東京都千代田区五番町12-3  
株式会社Spectee  
代表取締役 村上建治郎

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
流動資産 固定資産 繰延資産	1,150,791 59,443 1,492	流動負債 債券本金 本益余金 その他資本剩余金 利益剰余金 その他利益剰余金 新株予約権	385,056 558,676 263,995 69,996 535,728 458,689 77,039 △341,728 △341,728 (341,728) 4,000
資産合計	1,211,728	負債・純資産合計	1,211,728

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を五千九百九十九万六千円、資本準備金の額を四億五千八百六十八万九千八十二円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日

株式会社Spectee 代表取締役 村上建治郎

内閣府

**第13期決算公告** 令和8年1月26日  
東京都台東区上野七丁目3番2号  
**株式会社CROIS** 代表取締役 岐津 交雄  
**貸借対照表の要旨**(令和7年9月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	135,559
	固定資産	67,885
	緑延資産	308
	合計	203,753
負純 資産 及 び部	流動負債	354,372
	株主資本	△ 150,619
	資本準備金	12,320
	資本剰余金	16,772
	その他の資本	10,741
	剰余金	6,031
	利益剰余金	△ 179,712
	その他の利益	△ 179,712
	(うち当期純利益)	(105,973)
	合計	203,753

**第11期決算公告** 令和8年1月26日  
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目49  
明和マンション1F 株式会社ZERO  
代表取締役 小松 皐司

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)					
科 目			金額(千円)		
資の 産部	流動資産	固定資産	資産	資産	461,139
	繰延資産				200,604
合 計					623
合 計					662,367
負純 資産 及の び部	流動資本	資本	負債	債権	1,177,118
	株主資本	資本	本利剩餘金	準備金	△ 514,751
負純 資産 及の び部	資本	資本	本利剩餘金	金	16,750
	利益	資本	準備金	金	△ 15,956
負純 資産 及の び部	その他利益	資本	余剰金	金	△ 15,956
	(うち当期純利益)		余剰金	金	△ 547,457
負純 資産 及の び部	その他の利益		余剰金	金	△ 547,457
	(うち当期純利益)				(227,124)
合 計					662,367

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第 7 期 決 算 公 告

令和8年1月26日  
栃木県栃木市岩舟町静2578番地3  
株式会社ヤナックスホールディングス  
代表取締役 成田 健勇  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目				金額(円)
資の 産部	流動資産	固定資産	資産合計	961,377
	流動資産	固定資産	資産合計	21,000,000
	資産合計			21,961,377
負純 債 資 産 及 の び部	流動負債	固定負債	債権本益	12,199,010
	株主資本	定資本	償還余益	8,925,000
	資本益	定資本	その他利益	837,367
	△	△	△	1,000,000
	△	△	△	△162,633
	△	△	△	△162,633
	△	△	△	(326,063)
負債・純資産合計				21,961,377

第31期決算公告

令和8年1月26日  
千葉県松戸市新松戸四丁目5番地5  
川津産業ビル4F

株式会社ヤナックス  
代表取締役 成田 健勇  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

貞信対照表の要旨(平成7年3月31日現在)				金額(円)
科	目	資産	負債	金額(円)
資産部	流動資産	流動資産	資本	195,231,565
	固定資産	固定資産	金	39,615,081
		資産合計		234,846,646
負純資産部	流動負債	負債	本金	108,411,739
	株主資本	資本	金	126,434,907
	利益剰余金	本利	金	10,000,000
及のび部	利息	益	余利	143,634,907
	その他	益	準備金	250,000
		利益剰余金	金	143,384,907
	(うち当期純利益)			(18,428,951)
	自己株式			△27,200,000
負債・純資産合計				234,846,646

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第9期決算公告 令和8年1月26日  
東京都豊島区東池袋三丁目1番3号  
サンシャインシティワールド  
インポートマートビル5階  
株式会社サムライソード  
代表取締役 比企 由公

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)			代表取締役 比企 良公
科 目			金額(円)
資の 産部	流動資産	88,294,948	
	固定資産	34,004,963	
	資産合計	122,299,911	
負純 資産 及の び部	流动負債	21,245,289	
	固定負債	60,696,000	
	定め主	40,358,622	
	資本	21,100,000	
	利益	19,258,622	
その他利益剰余金			19,258,622
(うち当期純利益)			(1,116,544)
負債・純資産合計			122,299,911

新設分社公告  
エクストラハンズ(住所東京都豊島区東池袋三丁目一番三号サンシャインシティワールドインボートマートビル五階)に対し当社の法人向ける特種発送システム及び名刺印刷業務に関する権利義務を承継されることになりました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十六日  
東京都豊島区東池袋三丁目一番三号サンシャインシティワールドインボートマートビル五階  
株式会社サムライソード  
代表取締役 比企良公

新設分割公告  
当社は新設分割により新設する株式会社に於ける  
袋三丁目一番三号サンシャインシティワールド  
ドインボートマートビル五階に対し、当社が  
のサインボード、LE-Dビジョン等の販売、レン  
タル車及び送迎用バスの安全装置システム等の  
製造販売等に関する権利義務を承継させること  
にいたしました。  
この会社分割に異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおり  
です。  
令和八年一月二十六日  
東京都豊島区東池袋三丁目一番三号サ  
ンシャインシティワールドインボート  
マートビル五階  
代表会社サムライソード  
代表取締役 比企 良公

第4期決算公告

令和8年1月26日

東京都港区西新橋一丁目2番9号  
メンターキャピタル税理士法人内  
**H C B プラチナ特定目的会社**  
取締役 武野千鶴哉

貸借対照表の要旨		(令和7年9月30日現在)	(単位:千円)
科 目	金額	科 目	金額
特 定 資 産	9,647,913	流 動 負 債	98,561
流 動 資 産	450,282	固 定 負 債	6,563,421
固 定 資 産	9,197,631	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,661,992</b>
そ の 他 資 産	123,010	社 員 資 本	3,375,051
流 動 資 産	94,477	特 定 資 本 金	500
固 定 資 産	27,325	優 先 資 本 金	3,375,000
投 資 そ の 他 の 資 産	27,325	剩 余 資 本 金	△266,121
繰 延 資 産	1,208	任 意 積 立 金	266,121
		当 期 未 处 理 損 失	
		<b>純 資 产 合 計</b>	<b>3,108,923</b>
<b>資 产 合 计</b>	<b>9,770,923</b>	<b>負 債・純 資 产 合 計</b>	<b>9,770,923</b>

## 損益計算書の要旨

科	目	金額
営業業業業業	外外外外外外	409,276 286,758 122,518 822 2,018 121,322 0 0
営業営業営業営業	特別特別特別特別	121,322 950 0
税引前税法人事業税	当別當別當別當別	120,372
法人税等	調整期純益	

優先資本金の額の減少公告  
当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金六千三百万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ  
い。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお

**令和6年度決算公告**  
令和8年1月26日 横浜市中区山下町108番地  
**株式会社HBSホールディングス**  
代表取締役 本田 芳樹  
貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	898
固定資産	34,620
合 計	35,519
負純資産及のび部	
流動負債	1,331
固定負債	25,728
株主資本	8,459
資本利益	500
その他利益	7,959
剰余金	7,959
(うち当期純利益)	(2,247)
合 計	35,519

**令和6年度決算公告**  
令和8年1月26日 横浜市中区山下町108番地  
**株式会社本田ビジネスシステムズ**  
代表取締役 本田 芳樹  
貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	186,686
固定資産	104,783
合 計	291,469
負純資産及のび部	
流動負債	135,500
固定負債	100,000
株主資本	55,968
資本利益	45,000
その他利益	10,968
剰余金	1,465
(うち当期純利益)	9,503
準備金	(9,840)
合 計	291,469

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第21期決算公告** 令和8年1月26日  
大阪府豊中市北桜塚四丁目16番3-401号  
**株式会社エスイーエス**  
代表取締役 鈴木 康藏  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	19,268
固定資産	604
資産合計	19,872
負純資産及のび部	
流動負債	72,106
固定負債	7,177
負債合計	79,283
株主資本	△ 59,411
資本利益	10,000
剰余金	△ 69,411
その他利益	△ 69,411
純資産合計	△ (3,535)
負債・純資産合計	△ 59,411
負債・純資産合計	19,872

**第36期決算公告** 令和8年1月26日  
大阪府淀川区十八条三丁目9番35号  
**株式会社スズキインターナショナル**  
代表取締役 鈴木 康藏  
貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	100,189
固定資産	31,412
資産合計	131,601
負純資産及のび部	
流動負債	243
固定負債	243
株主資本	131,358
資本利益	25,000
剰余金	171,358
利益準備金	6,250
その他利益剰余金	165,108
純資産合計	(78)
自己株式	65,000
負債・純資産合計	131,358
負債・純資産合計	131,601

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第2期決算公告** 令和8年1月26日  
岡山県総社市中央一丁目12番36号  
**松下実業株式会社**  
代表取締役 栢野 雅彦  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	23,488
固定資産	477
合 計	281
負純資産及のび部	
流動負債	15,159
固定負債	21,554
株主資本	△ 12,466
資本利益	5,000
剰余金	△ 17,466
繰越利益剰余金	△ 17,466
(うち当期純損失)	(18,433)
合 計	24,247

**第10期決算公告** 令和8年1月26日  
岡山県総社市中央一丁目12番36号  
**ZEXXT株式会社**  
代表取締役 栢野 雅彦  
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	90,178
固定資産	44,750
資産合計	134,929
負純資産及のび部	
流動負債	1,661
固定負債	105,139
株主資本	28,129
資本利益	7,000
剰余金	21,129
繰越利益剰余金	21,129
(うち当期純利益)	(4,697)
合 計	134,929

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併の株主総会の承認決議は、令和七年十二月二十六日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第32期決算公告** 令和8年1月26日  
福岡市東区松島四丁目1番15号  
**株式会社玄天**  
代表取締役 井口 剛志  
貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	52,443,586
固定資産	34,774,874
資産合計	87,218,460
負純資産及のび部	
流動負債	59,521,365
固定負債	77,547,500
株主資本	△ 49,850,405
資本利益	17,500,000
剰余金	7,500,000
準備金	△ 74,850,405
その他利益剰余金	△ 74,850,405
純資産合計	(18,134,578)
負債・純資産合計	87,218,460

**第7期決算公告** 令和8年1月26日  
福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目3番1号  
**株式会社ベンナーズ**  
代表取締役 井口 剛志  
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	138,732,140
固定資産	16,230,270
資産合計	155,292,002
負純資産及のび部	
流動負債	126,520,526
固定負債	34,332,000
株主資本	△ 5,560,524
資本利益	65,010,000
剰余金	27,473,897
準備金	27,473,897
その他利益剰余金	△ 98,044,421
純資産合計	(35,464,923)
負債・純資産合計	155,292,002

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

## 第29期決算公告

令和8年1月26日  
千葉県白井市南山二丁目10番7号  
**株式会社白鳥興産**  
代表取締役 佐川奈美江  
貸借対照表の要旨  
(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	73,027
固定資産	10
合 計	73,037
負純資産及び部	
流動負債	74,227
株主資本	△1,189
資本金	10,000
利益剰余金	△11,189
その他利益剰余金	△11,189
(うち当期純損失)	(112)
合 計	73,037

## 第49期決算公告

令和8年1月26日  
千葉県白井市南山二丁目10番7号  
**白鳥工業株式会社**  
代表取締役 佐川奈美江  
貸借対照表の要旨  
(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	1,899
固定資産	64,993
合 計	66,892
負純資産及び部	
流動負債	154,880
株主資本	△87,988
資本金	10,000
利益剰余金	△97,988
その他利益剰余金	△97,988
(うち当期純利益)	(8,954)
合 計	66,892

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 決算公告

令和8年1月26日  
東京都中央区銀座三丁目2番12号  
T 8銀座ビル9F  
**緑楊里日中商務促進株式会社**  
代表取締役 徐 海珍  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	7,784,034
資産合計	7,784,034
負純資産及び部	
流動負債	876,640
株主資本	6,907,394
資本金	5,000,000
利益剰余金	1,907,394
その他利益剰余金	1,907,394
(うち当期純利益)	(1,907,394)
負債・純資産合計	7,784,034

## 決算公告

令和8年1月26日  
東京都江東区東陽一丁目16番8号  
MELDIAビル5F  
**緑楊里日循環科技株式会社**  
代表取締役 徐 海珍  
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	202,258,383
固定資産	152,845,956
資産合計	355,104,339
負純資産及び部	
流動負債	18,212,647
固定負債	304,322,065
株主資本	32,569,627
資本金	12,500,000
利益剰余金	20,069,627
その他利益剰余金	20,069,627
(うち当期純利益)	(16,350,057)
負債・純資産合計	355,104,339

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第2期決算公告

令和8年1月26日  
東京都千代田区平河町一丁目6番15号  
USビル8F  
**株式会社オーバーリバー**  
代表取締役 越川直之  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	18,257
固定資産	1,820
合 計	20,077
負純資産及び部	
流動負債	4,957
株主資本	15,119
資本金	1,000
利益剰余金	14,119
その他利益剰余金	14,119
(うち当期純利益)	(1,417)
合 計	20,077

## 第18期決算公告

令和8年1月26日  
東京都板橋区赤塚新町一丁目25番17号  
メゾンNOWROAD1階  
**株式会社フィリアコーコレーション**  
代表取締役 越川直之  
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	40,899
固定資産	2,779
合 計	43,678
負純資産及び部	
流動負債	12,704
固定負債	17,210
株主資本	13,763
資本金	3,000
利益剰余金	10,763
その他利益剰余金	10,763
(うち当期純利益)	(15,674)
合 計	43,678

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決算公告 令和8年1月26日  
東京都港区港南二丁目12番33号  
品川キャナルビル8階  
**株式会社グリットリリィ**  
代表取締役 松本友里  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	7,314,655
固定資産	5,401,538
緑延資産	1,934,694
合 計	14,650,887
負純資産及び部	
流動負債	2,359,999
固定負債	24,000,000
株主資本	△11,709,112
資本金	9,000,000
利益剰余金	△20,709,112
その他利益剰余金	△20,709,112
(うち当期純損失)	(20,709,112)
合 計	14,650,887

決算公告 令和8年1月26日  
東京都港区港南二丁目12番33号  
品川キャナルビル8階  
**株式会社シュバープ**  
代表取締役 武江洋顕  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	410,252,905
固定資産	119,913,484
合 計	530,166,389
負純資産及び部	
流動負債	274,674,996
固定負債	57,327,000
株主資本	198,164,393
資本金	20,000,000
利益剰余金	178,164,393
その他利益剰余金	178,164,393
(うち当期純利益)	(37,119,233)
合 計	530,166,389

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第19期決算公告

令和8年1月26日  
名古屋市守山区下志段味三丁目3101番地  
**株式会社守山ホールディングス**  
代表取締役 波平 成彦  
貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 74,364
	固定 資産 38,440
合 计	112,804
負純 資産 及の び部	流動 負債 71
	株主 資本 112,733
	資本 利益 10,000
	資本 剰余金 102,733
	その他利益 剰余金 102,733
	(うち当期純利益) (1,156)
合 计	112,804

第21期決算公告 令和8年1月26日  
名古屋市守山区下志段味三丁目3101番地  
**株式会社守山ナレッジ**  
代表取締役 波平 成彦  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 6,814
	固定 資産 153,929
合 计	160,743
負純 資産 及の び部	流動 負債 9,743
	株主 資本 116,000
	資本 利益 34,999
	資本 剰余金 10,000
	その他資本 剰余金 2,506
	利益 剰余金 2,500
	その他利益 剰余金 6
	利益 剰余金 22,493
	その他利益 剰余金 22,493
	(うち当期純利益) (1,095)
合 计	160,743

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日  
名古屋市守山区下志段味三丁目3101番地  
**(甲) 株式会社守山ナレッジ**  
代表取締役 波平 成彦

名古屋市守山区下志段味三丁目3101番地  
**(乙) 株式会社守山ホールディングス**  
代表取締役 波平 成彦

## 第19期決算公告

令和8年1月26日  
名古屋市守山区下志段味三丁目3101番地  
**株式会社守山ナレッジエース**  
代表取締役 波平 成彦  
貸借対照表の要旨  
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 82,496
合 计	82,496
負純 資産 及の び部	流動 負債 433
	株主 資本 82,063
	資本 利益 42,500
	資本 剰余金 42,500
	資本 準備金 42,500
	利益 剰余金 △2,936
	その他利益 剰余金 △2,936
	(うち当期純利益) (742)
合 计	82,496

## 第54期決算公告 令和8年1月26日

名古屋市守山区下志段味三丁目3101番地  
**守山工業株式会社**  
代表取締役 波平 成彦  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 998,496
	固定 資産 527,203
合 计	1,525,700
負純 資産 及の び部	流動 負債 247,987
	株主 資本 274,322
	資本 利益 1,003,390
	資本 剰余金 15,000
	その他資本 剰余金 27,685
	利益 剰余金 27,685
	利益 準備金 960,704
	その他利益 剰余金 3,750
	その他利益 剰余金 956,954
	(うち当期純損失) (7,008)
合 计	1,525,700

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日  
名古屋市守山区下志段味三丁目3101番地  
**(甲) 株式会社守山ナレッジエース**  
代表取締役 波平 成彦

名古屋市守山区下志段味三丁目3101番地  
**(乙) 株式会社守山ナレッジエース**  
代表取締役 波平 成彦

## 第45期決算公告

令和8年1月26日  
東京都足立区中央本町二丁目24番  
18-301号  
**株式会社藤や**  
代表取締役 山下 守弘  
貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	流動 資産 4,754,843
	固定 資産 19,262,693
合 计	24,017,536
負純 資産 及の び部	流動 負債 35,314,794
	株主 資本 △11,297,258
	資本 利益 10,000,000
	資本 剰余金 △21,297,258
	その他利益 剰余金 △21,297,258
	(うち当期純損失) (2,740,412)
合 计	24,017,536

## 第35期決算公告 令和8年1月26日

東京都足立区西加平一丁目6番4号  
**株式会社五反野藤や**  
代表取締役 山下 守弘  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	流動 資産 110,442,064
	固定 資産 295,036,049
合 计	405,478,113
負純 資産 及の び部	流動 負債 158,148,637
	株主 資本 131,215,300
	資本 利益 116,114,176
	資本 剰余金 10,000,000
	利益 準備金 106,114,176
	その他利益 剰余金 2,000,000
	その他利益 剰余金 104,114,176
	(うち当期純利益) (118,142,022)
合 计	405,478,113

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日  
東京都足立区西加平一丁目6番4号  
**(甲) 株式会社五反野藤や**  
代表取締役 山下 守弘

東京都足立区西加平一丁目6番4号  
**(乙) 株式会社五反野藤や**  
代表取締役 山下 守弘

第3期決算公告 令和8年1月26日  
神奈川県横浜市青葉区藤が丘一丁目  
26番地5ラ・クール藤が丘204  
**株式会社金の星**  
代表取締役 長友 哲郎  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 482
	繰延 資産 265
資 産 合計	747
負純 資産 及の び部	流動 負債 74
	負債 合計 74
	株主 資本 673
	資本 利益 1,000
	資本 剰余金 △326
	その他利益 剰余金 △326
	(うち当期純損失) (141)
純 資 産 合計	673
負債・純資産合計	747

第3期決算公告 令和8年1月26日  
埼玉県川口市朝日一丁目1番32-609号  
**株式会社長者丸**  
代表取締役 佐藤 重朗  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 475
	繰延 資産 264
資 産 合計	740
負純 資産 及の び部	流動 負債 70
	負債 合計 70
	株主 資本 670
	資本 利益 1,000
	資本 剰余金 △329
	その他利益 剰余金 △329
	(うち当期純損失) (137)
純 資 産 合計	670
負債・純資産合計	740

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月26日  
六番地五ラ・クール藤が丘二〇四  
**(甲) 株式会社長者丸**  
代表取締役 佐藤 重朗

六番地五ラ・クール藤が丘二〇四  
**(乙) 株式会社金の星**  
代表取締役 長友 哲郎

## 第33期決算公告

令和8年1月26日  
東京都練馬区旭町一丁目13番10号  
**株式会社アイ・ディ・シー**  
代表取締役 飯塚 修  
貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	186,641
固定資産	238,430
合 計	425,071
負純資産及のび部	
流動負債	48,125
定負債	172,331
株主資本	204,614
資本剰余金	3,000
利益剰余金	201,614
その他利益剰余金(うち当期純利益)	201,614
合 計	(55,634)
	425,071

## 第4期決算公告

令和8年1月26日  
東京都練馬区旭町一丁目13番10号  
**アイカンパニー株式会社**  
代表取締役 飯塚 修  
貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	2,217
固定資産	8,000
合 計	10,217
負純資産及のび部	
流動負債	11,909
株主資本	△ 1,692
資本剰余金	500
利益剰余金	△ 2,192
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△ 2,192
合 計	(281)
	10,217

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第11期決算公告 令和8年1月26日

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏  
2997番地4  
**株式会社WAKUWAKUやまのうち**  
代表取締役 岡 嘉紀  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	8,886
固定資産	42
合 計	8,928
負純資産及のび部	
流動負債	71
株主資本	8,857
資本剰余金	9,500
利益剰余金	500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,657
自己株式	△ 3,800
合 計	8,928

## 第10期決算公告 令和8年1月26日

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏  
2997番地4  
**株式会社WAKUWAKUエリアマネジメント**  
代表取締役 岡 嘉紀  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	46,247
固定資産	154,932
合 計	201,179
負純資産及のび部	
流動負債	5,841
株主資本	198,535
資本剰余金	△ 3,197
利益剰余金	9,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	500
合 計	△ 13,197
	201,179

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 決算公告 令和8年1月26日

三重県四日市市松原町537番地14  
**株式会社セレモ三重北**  
代表取締役 小林亮一郎  
貸借対照表の要旨

(令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	46,555
固定資産	12,071
合 計	58,907
負純資産及のび部	
流動負債	229,547
株主資本	△ 170,639
資本剰余金	1,000
利益剰余金	△ 171,639
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△ 171,639
合 計	(123,361)
	58,907

## 決算公告 令和8年1月26日

三重県志摩市阿児町神明1253番地11  
**株式会社セレモ**  
代表取締役 小林亮一郎  
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	533,942
固定資産	808,191
合 計	1,342,133
負純資産及のび部	
流動負債	226,993
株主資本	462,287
資本剰余金	652,853
利益剰余金	27,000
準備金	625,853
その他利益剰余金(うち当期純利益)	5,670
合 計	620,183
	(64,372)
	1,342,133

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 決算公告 令和8年1月26日

大阪市北区天満四丁目5番9号  
**株式会社スタジオNAO・ライズ**  
代表取締役 白石 優也  
貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	108,621
固定資産	30,371
合 計	138,993
負純資産及のび部	
流動負債	46,291
株主資本	92,701
資本剰余金	3,000
利益剰余金	89,701
その他利益剰余金(うち当期純利益)	89,701
合 計	(7,423)
	138,993

## 決算公告 令和8年1月26日

大阪市北区天満四丁目5番9号  
**株式会社スタジオNAO**  
代表取締役 奥野 嘉仁  
貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	205,281
固定資産	182,786
合 計	388,067
負純資産及のび部	
流動負債	109,311
株主資本	48,808
資本剰余金	229,948
利益剰余金	3,000
準備金	226,948
その他利益剰余金(うち当期純利益)	226,948
合 計	(26,173)
	388,067

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第49期決算公告

令和8年1月26日  
名古屋市中川区三ツ屋町二丁目23番地  
**株式会社山田電機製作所**  
代表取締役 山田 文雄  
貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	82,270
	固定資産	30,668
	合計	112,938
負純 資 産 及 び 部	流动負債	11,138
	固定負債	30,297
	株主資本	71,503
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	56,503
	その他の利益剰余金	3,750
	(うち当期純利益)	52,753
	合計	(5,136)
		112,938

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を五百百万円減少し一千  
万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお  
りです。

令和8年1月26日

名古屋市中川区三ツ屋町二丁目23番地  
**株式会社山田電機製作所**  
代表取締役 山田 文雄

## 第58期決算公告

令和8年1月26日  
大阪市北区大淀南一丁目9番16号  
**株式会社サン・デザイン**  
代表取締役 西岡 史郎  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	23,872
	固定資産	1,567
	合計	25,439
負純 資 産 及 び 部	流动負債	1,392
	株主資本	24,046
	資本剰余金	15,500
	利益剰余金	52,277
	その他の利益剰余金	7,000
	(うち当期純損失)	45,277
	自己株式	(4,546)
	合計	43,730
		25,439

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を八百万円減少し七百  
五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお  
りです。

令和8年1月26日

大阪市北区大淀南一丁目9番16号  
**株式会社サン・デザイン**  
代表取締役 西岡 史郎

## 第67期決算公告

令和8年1月26日

東京都練馬区田柄三丁目14番17号

**株式会社トミー精工**

代表取締役 富永健二郎

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	3,331
	固定資産	1,145
	資産合計	4,476
負債及び 純資産の部	流动負債	983
	法人税等引当金	53
	製品保証引当金	25
	修繕引当金	13
	その他の負債	892
	固定負債	198
	特別修繕引当金	58
	株主資本	140
	資本剰余金	3,293
	利益剰余金	48
	その他の利益剰余金	3,245
	(うち当期純利益)	12
	負債・純資産合計	3,233
		(166)
		4,476

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を  
承継して存続し乙は解散することにいたしました  
ので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりで  
す。

令和8年1月26日

東京都練馬区田柄三丁目14番17号  
**株式会社トミー精工**  
代表取締役 富永健二郎

**第36期決算公告**  
令和8年1月26日 東京都練馬区田柄三丁目14番17号  
**株式会社トミーメディコ**  
代表取締役 富永健二郎  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	268
	固定資産	61
	資産合計	330
負純 資 産 及 び 部	流动負債	89
	法人税等引当金	0
	その他の負債	89
	固定負債	240
	特別修繕引当金	20
	株主資本	220
	資本剰余金	5
	利益剰余金	215
	その他の利益剰余金	(52)
	負債・純資産合計	330

## 第16期決算公告

令和7年11月26日 宮崎県西都市大字南方3398番地2  
**株式会社ジェイエイフーズみやざき**  
代表取締役社長 坂下 栄次  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,040,009
	固定資産	396,651
	資産合計	1,436,660
負純 資 産 及 び 部	流动負債	1,076,574
	固定負債	201,394
	資本	158,691
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	683,100
	利益剰余金	100
	その他利益剰余金	△624,409
	(うち当期純利益)	△624,409
	負債・純資産合計	(58,246)
		1,436,660

## 第18期決算公告

令和7年12月25日 長崎県長崎市三和町218番地47  
**株式会社子育ての家**  
代表取締役 小川 男人  
貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	33,618
	固定資産	55,998
	資産合計	89,616
負純 資 産 及 び 部	流动負債	43,875
	固定負債	24,642
	資本	21,099
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	11,099
	利益剰余金	2,500
	その他利益剰余金	8,599
	(うち当期純利益)	(3,421)
	合計	89,616

## 第33期決算公告

令和8年1月26日

茨城県つくば市東新井31番地13

**株式会社JEMS**

代表取締役 須永 裕毅

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	2,109,970
	固定資産	1,146,456
	資産合計	3,256,427
負債 及 び 純 資 產 的 部	流动负债	805,454
	固定负债	227,226
	退職給付引当金	641,309
	役員退職慰労引当金	103,237
	合計	464,474
負債合計		1,446,764
株主資本		1,809,662
資本剰余金		100,000
資本準備金		285,050
その他資本剰余金		100,350
利益剰余金		184,700
その他利益剰余金		2,146,412
自己株式		2,146,412
純資産合計		1,809,662
負債・純資産合計		3,256,427

## 第73期決算公告

2026年1月26日

愛知県春日井市西屋町字南野池66番地

株式会社 I S O W A

代表取締役 磯輪 英之

## 貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	14,443,457
	固定資産	5,911,943
合 計		20,355,401
負債及び純資産の部	流動負債	3,160,472
	貰与引当金	155,850
	役員貰与引当金	7,430
	製品保証引当金	6,720
	固定負債	818,438
	退職給付引当金	198,806
	役員退職慰労引当金	619,632
負債の部合計		3,978,910
株主資本	主資本	16,185,897
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	83,068
	利益剰余金	83,068
	利益準備金	16,014,965
	その他利益剰余金	45,000
	(うち当期純利益)	15,969,965
	自己株式	(1,139,096)
	評価・換算差額等	△12,135
	その他有価証券評価差額金	190,593
純資産の部合計		16,376,490
合 計		20,355,401

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業に関する権利義務を承継して乙はそれを承継させることにいたしましたので公報します。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。お、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和8年1月26日 東京都渋谷区神宮前6丁目二三一六 (甲) 株式会社 S E A W E E D 代表取締役 河野 裕太

東京都渋谷区神宮前6丁目二三一六 (乙) 株式会社 R E S O R T 代表取締役 石川 森生

## 第7期決算公告

令和8年1月26日

東京都渋谷区神宮前6丁目23-6

株式会社 S E A W E E D

代表取締役 河野 裕太

## 貸借対照表の要旨

(令和7年6月30日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	2,831
	資産合計	2,831
負純資産及び部	流動負債	70
	株主資本	2,761
	利益剰余金	5,000
	その他利益剰余金	△2,238
	(うち当期純損失)	△2,238
	負債・純資産合計	(330)
	負債・純資産合計	2,831

## 第4期決算公告

令和8年1月26日

東京都渋谷区神宮前6丁目23-6

株式会社 R E S O R T

代表取締役 石川 森生

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	90,434
	資産合計	42,911
負債及び部	流動負債	64,369
	株主資本	54,994
	利益剰余金	13,981
	その他利益剰余金	1,000
	(うち当期純損失)	12,981
	負債・純資産合計	12,981
	負債・純資産合計	(4,775)
	負債・純資産合計	133,345

## 第54期決算公告

令和8年1月26日

兵庫県西宮市西宮浜2丁目21番地

川西土木株式会社

代表取締役 平家 博

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	902,647
	固定資産	156,262
合 計		1,058,909
負債及び純資産の部	流動負債	883,293
	(うち貰与引当金)	(15,845)
	固定負債	39,171
	株主資本	141,591
	資本剰余金	99,000
	資本準備金	48,000
	利益剰余金	48,000
	利益準備金	△ 5,408
	その他利益剰余金	20,000
	(うち当期純利益)	△ 25,408
	評価・換算差額等	(101,205)
	その他有価証券評価差額金	△ 5,145
		△ 5,145
合 計		1,058,909

左記会社は吸収分割して甲は乙及び丙の不動産賃貸事業及び不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙及び丙はそれを承継されることにいたしました。

効力発生日は令和8年3月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の表示状況は次のとおりです。

(甲) 下記のとおりです。

(乙) 下記のとおりです。

(丙) 計算書類の公告義務はありません。

令和8年1月26日

横浜市戸塚区上倉田町一九一九番地

(甲) 株式会社 笥川商事

代表取締役 笥川 孝博

(乙) 株式会社 笥川商事

代表取締役 笥川 孝博

(丙) 有限会社 笥川商店

代表取締役 笥川 孝博

## 第12期決算公告

令和8年1月26日

横浜市戸塚区上倉田町1919番地

株式会社 笥川商事

代表取締役 笥川 孝博

## 貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	5,710,365
	固定資産	34,350,457
合 計		40,060,822
負純資産及び部	流動負債	5,804,175
	固定負債	32,210,907
	株主資本	2,045,740
	利益剰余金	2,000,000
	その他利益剰余金	45,740
	(うち当期純損失)	45,740
	合 計	(1,858,258)
	合 計	40,060,822

## 第10期決算公告

令和8年1月26日

横浜市戸塚区上倉田町1919番地

株式会社 笥川管理

代表取締役 笥川 孝博

## 貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	11,369,857
	固定資産	568,167,192
合 計		579,537,049
負純資産及び部	流動負債	44,627,848
	固定負債	450,406,784
	株主資本	84,502,417
	利益剰余金	3,000,000
	その他利益剰余金	81,502,417
	(うち当期純利益)	81,502,417
	合 計	(15,471,040)
	合 計	579,537,049

## 第96期決算公告

令和8年1月26日

山口県周南市大字櫛ヶ浜457番地の1

山田石油株式会社

代表取締役 山田 正敏

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産部	流動資産	1,439,961
	固定資産	4,134,709
合 計		5,574,670
負債及び純資産の部		
流動負債	3,027,205	
貯金引当金	32,200	
固定負債	258,233	
退職給付引当金	91,573	
株主資本	2,289,232	
資本剰余金	20,000	
その他資本剰余金	145,144	
利益剰余金	145,144	
利益準備金	2,124,087	
その他利益剰余金	12,000	
(うち当期純利益)	2,112,087	
合 計	5,574,670	

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の投資事業に  
関して有する権利義務の一部を承継し乙はそれ  
を承継されることにいたしました。  
この会社分割に異議のある債権者は、本公告  
掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、各社の最終貸借対照表の要旨は次のと  
おりです。

令和8年1月26日  
山口県周南市大字櫛ヶ浜457番地の1  
(甲) 山田石油サービス株式会社  
代表取締役 山田 正敏  
(乙) 山田石油株式会社  
代表取締役 山田 正敏

第21期決算公告 令和8年1月26日  
山口県周南市大字櫛ヶ浜457番地の1  
山田石油サービス株式会社  
代表取締役 山田 正敏

## 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目		金額(千円)
資産部	流動資産	1,228,981
	固定資産	357,924
合 計		1,586,906
負債及び純資産の部		
流動負債	236,551	
貯金引当金	36,504	
固定負債	159,536	
退職給付引当金	1,190,819	
株主資本	50,000	
資本剰余金	130,000	
資本準備金	130,000	
利益剰余金	1,010,819	
利益準備金	1,010,819	
(うち当期純利益)	(150,947)	
合 計	1,586,906	

## 第50期決算公告

令和8年1月26日

福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号

総合システム管理株式会社

代表取締役 中川原 潤

## 貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産部	流動資産	1,161,394
	固定資産	694,824
合 計		1,856,218
負債及び純資産の部		
流動負債	602,364	
固定負債	279,640	
株主資本	974,214	
資本剰余金	50,000	
資本準備金	26,420	
その他資本剰余金	2,000	
利益剰余金	24,420	
利益準備金	897,794	
(うち当期純利益)	26,000	
その他利益剰余金	871,794	
(うち当期純利益)	(26,265)	
合 計	1,856,218	

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設事業に  
関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。  
この会社分割に異議のある債権者は、本公告  
掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりで  
す。

令和8年1月26日  
福岡市博多区博多駅前一丁目一五番二〇号  
(甲) 株式会社エス・エス・ケイ  
代表取締役 中川原 潤  
(乙) 総合システム管理株式会社  
代表取締役 工斯・エス・ケイ  
中川原 潤

## 第36期決算公告 令和8年1月26日

福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号

株式会社エス・エス・ケイ

代表取締役 中川原 潤

## 貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産部	流動資産	19,754
	固定資産	99,466
合 計		119,220
負債及び純資産の部		
流動負債	914	
固定負債	71,050	
株主資本	47,255	
資本剰余金	20,000	
資本準備金	28,255	
その他資本剰余金	(418)	
利益剰余金	△1,000	
(うち当期純利益)		
自己株式		
合 計	119,220	

## 第103期決算公告

令和8年1月26日

福岡市博多区店屋町8番24号

九州勧業株式会社

代表取締役 太田 賴郎

## 貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:百万円)

科 目		金額
資産部	流動資産	7,164
	固定資産	25,813
資産合計	有形固定資産	22,453
	無形固定資産	2
資産合計		23,857
負債及び純資産の部		32,978
負債合計	流動負債	1,750
	固定負債	17,382
負債合計		13,648
負債・純資産合計	資本	100
	資本剰余金	5
負債・純資産合計		5
負債・純資産合計	資本準備金	15,248
	資本剰余金	26
負債・純資産合計		15,221
負債・純資産合計	その他利益剰余金	△1,704
	(うち当期純利益)	196
負債・純資産合計		196
負債・純資産合計		32,978

## 第50期決算公告

令和8年1月26日

福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号

総合システム管理株式会社

代表取締役 中川原 潤

## 貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産部	流動資産	1,161,394
	固定資産	694,824
合 計		1,856,218
負債及び純資産の部		
流動負債	602,364	
固定負債	279,640	
株主資本	974,214	
資本剰余金	50,000	
資本準備金	26,420	
その他資本剰余金	2,000	
利益剰余金	24,420	
利益準備金	897,794	
(うち当期純利益)	26,000	
その他利益剰余金	871,794	
(うち当期純利益)	(26,265)	
合 計	1,856,218	

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設事業に  
関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。  
この会社分割に異議のある債権者は、本公告  
掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりで  
す。

令和8年1月26日  
福岡市博多区博多駅前一丁目一五番二〇号  
(甲) 株式会社エス・エス・ケイ  
代表取締役 中川原 潤  
(乙) 総合システム管理株式会社  
代表取締役 工斯・エス・ケイ  
中川原 潤

## 第36期決算公告 令和8年1月26日

福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号

株式会社エス・エス・ケイ

代表取締役 中川原 潤

## 貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産部	流動資産	19,754
	固定資産	99,466
合 計		119,220
負債及び純資産の部		
流動負債	914	
固定負債	71,050	
株主資本	47,255	
資本剰余金	20,000	
資本準備金	28,255	
その他資本剰余金	(418)	
利益剰余金	△1,000	
(うち当期純利益)		
自己株式		
合 計	119,220	

## 第29期決算公告

令和8年1月26日

東京都豊島区西池袋三丁目27番12号

株式会社E P ファーマライン

代表取締役 伊勢由多可

## 貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産部	流動資産	4,697,020
	固定資産	971,159
資産合計		5,668,180
負債合計		
流動負債	1,062,127	
固定負債	255,259	
株主資本	806,868	
資本剰余金	152,975	
資本準備金	1,575	
その他資本剰余金	20,095	
利益剰余金	131,305	
自己株式		
合 計	1,215,102	
株主資本		
資本剰余金	4,453,077	
資本準備金	100,000	
その他資本剰余金	1,120,527	
利益剰余金	204,432	
自己株式		
合 計	4,453,077	
負債・純資産合計		
株主資本		
資本剰余金	4,453,077	
資本準備金	100,000	
その他資本剰余金	1,120,527	
利益剰余金	204,432	
自己株式		
合 計	4,453,077	
負債・純資産合計		
株主資本		
資本剰余金	4,453,077	
資本準備金	100,000	
その他資本剰余金	1,120,527	
利益剰余金	204,432	
自己株式		
合 計	4,453,077	
負債・純資産合計		

## 第61期決算公告

令和8年1月26日

徳島県阿南市学原町中西15番地2

八重川海運株式会社

代表取締役 村田 泰

貸借対照表の要旨  
(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,780,201	流动負債	10,359,992
固定資産	15,547,303	固定負債	6,640,278
有形固定資産	12,505,562	負債合計	17,000,270
無形固定資産	16,851	株主資本	339,585
投資その他の資産	3,024,889	資本金	20,000
繰延資産	12,352	利益剰余金	319,585
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	319,585
		純資産合計	339,585
資産合計	17,339,856	負債・純資産合計	17,339,856

## 第8期決算公告

令和8年1月26日

東京都港区虎ノ門五丁目1番5号 メトロシティ神谷町

リーガルデータ株式会社

代表取締役社長 森田 善明

貸借対照表の要旨  
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	34,929	流动負債	592
固定資産	2,385	株主資本	36,722
		資本金	26,000
		資本準備金	47,176
		その他資本剩余金	5,090
		利益剰余金	42,086
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	3,389
		自己株式	3,389
資産合計	37,314	負債・純資産合計	37,314

## 第74期決算公告

令和7年12月25日 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目2番7号

FFFホールディングス株式会社

代表取締役 中村 克久

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	2,352,645	流动負債	4,034,433
固定資産	5,335,434	固定負債	2,209,869
		(うち退職給付引当) (うち役員退職慰労) (引当金)	(306,678)
		株主資本	1,027,230
		資本金	92,000
		利益剰余金	935,230
		利益準備金	34,150
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	901,080
		評価・換算差額等	(22,448)
資産合計	7,688,079	負債・純資産合計	7,688,079

## 第131期決算公告

2026年1月26日

東京都新宿区新宿三丁目17番7号

株式会社 紀伊國屋書店

代表取締役社長 藤則 幸男

## 貸借対照表の要旨

(2025年8月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債・純資産の部		
科目	金額	科目	金額
流动資産	36,103,548	流动負債	26,719,636
固定資産	30,108,364	固定負債	8,068,414
有形固定資産	10,837,771	負債合計	34,788,051
無形固定資産	294,168	株主資本	28,526,443
投資その他の資産	18,976,423	資本金	36,000
		資本剰余金	840,277
		その他資本剰余金	840,277
		利益剰余金	27,693,454
		利益準備金	9,000
		その他利益剰余金	27,684,454
		自己株式	△ 43,288
		評価・換算差額等	2,897,418
		その他有価証券評価差額金	2,897,418
資産合計	66,211,913	純資産合計	31,423,862
		負債・純資産合計	66,211,913

## 損益計算書の要旨

(自 2024年9月1日) (至 2025年8月31日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	104,386,683	経常利益	1,536,217
売上原価	82,739,971	特別利益	1,041
売上総利益	21,646,711	特別損失	147,772
販売費及び一般管理費	20,746,648	税引前当期純利益	1,389,486
営業利益	900,062	法人税、住民税及び事業税	316,500
営業外収益	1,283,873	法人税等調整額	54,500
営業外費用	647,719	当期純利益	1,018,486

## 第8期決算公告

令和8年1月26日

東京都港区虎ノ門五丁目1番5号 メトロシティ神谷町

リーガルデータ株式会社

代表取締役社長 森田 善明

貸借対照表の要旨  
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	34,929	流动負債	592
固定資産	2,385	株主資本	36,722
		資本金	26,000
		資本準備金	47,176
		その他資本剩余金	5,090
		利益剰余金	42,086
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	3,389
		自己株式	3,389
資産合計	37,314	負債・純資産合計	37,314

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和8年1月26日

札幌市中央区盤渓二五九番地の五

(甲) 社会福祉法人光の森学園  
理事長 村木 靖雄二七四 (乙) 社会福祉法人当別長生会  
理事長 五十嵐一夫

## 甲の貸借対照表の要旨

令和8年1月26日

札幌市中央区盤渓259番地の5

社会福祉法人光の森学園

理事長 村木 靖雄

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び正味財産の部		
科目	金額	科目	金額
流动資産	619	流动負債	358
固定資産	2,910	固定負債	1,729
基本財産	2,431	基本金	448
その他の固定資産	479	国庫補助金等特別積立金	192
		その他の積立金	3
		次期繰越活動増減差額	799
		(うち当期活動増減)	(233)
資産合計	3,529	負債・純資産合計	3,529

## 乙の貸借対照表の要旨

令和8年1月26日 北海道石狩郡当別町太美町1488番地274

社会福祉法人当別長生会

理事長 五十嵐一夫

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び正味財産の部		
科目	金額	科目	金額
流动資産	90	流动負債	19
固定資産	642	固定負債	484
基本財産	582	基本金	1
その他の固定資産	60	国庫補助金等特別積立金	230
		その他の積立金	1
		次期繰越活動増減差額	△3
		(うち当期活動増減)	(20)
資産合計	732	負債・純資産合計	732

第38期決算公告 令和8年1月26日  
福岡県八女市本町207番地  
**平岡電材株式会社**  
代表取締役 平岡 光一  
貸借対照表の要旨(令和7年10月20日現在)

科	目	金額(千円)
資の部	流動資産	1,025,264
	固定資産	214,261
負純資産の部	合計	1,239,525
	流動負債	439,311
負純資産の部	固定負債	240
	株主資本	799,973
負純資産の部	本益余	10,000
	剰余金	789,973
負純資産の部	利益準備	1,250
	その他利益	788,723
負純資産の部	(うち当期純利益)	(57,388)
	合計	1,239,525

**第71期決算公告** 令和8年1月26日  
福岡県久留米市東櫛原町871番地  
**平岡電気株式会社**  
代表取締役 平岡 光一  
貸借対照表の要旨(令和7年10月20日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,752,467
	固定資産	2,032,707
	合計	5,785,175
負純 債資 産及 び部	流动負債	2,309,960
	固定負債	35,289
	株主資本	3,439,924
	資本剰余金	15,600
	利益剰余金	3,449,244
	利息準備金	3,900
	その他利益剰余金	3,445,344
	(うち当期純利益)	(211,868)
	自己株式	424,920
	合計	5,785,175

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第46期決算公告** 令和8年1月26日  
大分市大字宮崎字口ノ坪1427番地の1  
**ネットトヨタ東九州株式会社**  
代表取締役 渡谷 久志

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,283,925 固定資産 722,703 合計 4,006,628
負純 資産 及の び部	流動負債 1,896,535 固定負債 307,973 株主資本 1,749,026 資本剰余金 50,000 利益準備金 1,699,026 その他利益剰余金 12,500 (うち当期純利益) 1,686,526 (119,332) 評価・換算差額等 53,094 合計 4,006,628

**第99期決算公告** 令和8年1月26日  
大分市大字宮崎字口ノ坪1427番地の1  
**大分トヨタ自動車株式会社**  
代表取締役 三宮 邦雄  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

左記会社は合併して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日でした。両社の株主総会の承認決議は令和七年五月十七日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司へお問い合わせ下さい。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

### 第 19 期 決 算 公 告

令和8年1月26日

東京都港区港南三丁目15番3号

HITOWAケアサービス株式会社

代表取締役 須原 清貴

## 貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在)(単位:百万円)

東京都港区港南二丁目一五番三号  
（甲）株式会社HITOWA  
代表取締役 須原 清貴  
東京都港区港南二丁目一五番三号  
（乙）HITOWAケアサービス株式  
会社  
代表取締役 須原 清貴

第 6 期 決 算 公 告

令和8年1月26日

株式会社HATOGAWA

株式会社 HITOWA  
HITOWAホールディングス株式会社

(株)トヨタモーター(代表取締役 須原 清貴)

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:百万円)			
資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,225	流动負債	2,075
固定資産	86,430	賞与引当金	55
		固定負債	44,184
		退職給付引当金	86
		株主資本	48,363
		資本剰余金	5
		資本剩余额	46,777
		その他資本剩余额	46,777
		利益剩余额	1,580
		その他利益剩余额	1,580
		新株予約権	32
資産合計	94,656	負債・純資産合計	94,656

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

## 損益計算書の要旨

科	目	金額
売上	高益利	2,103
売上	一般管理	2,103
販費及び		1,682
営業外	利益費用	420
営業外	損失	3,562
常別	利息	2,264
特種	引前当期純利益	1,718
税	法人税、住民税及び事業税	25
法人事業税等調整額		1,693
当期純利益		12
		△73
		1,753